

令和5年3月

金山町議会定例会会議録

金山町議会

招集年月日	令和5年3月3日
招集場所	役場議場
開 会	午前10時

目次	3月3日(金):第1日目	P 1 ~ P 71
	3月8日(水):第6日目	P 72 ~ P 88
	3月10日(金):第8日目	P 89 ~ P 118

令和5年3月3日（金曜日）

令和5年3月金山町議会定例会 会議録
（第1日目）

令和5年3月金山町議会定例会 会議録

令和5年3月3日
午前10時 開会

1. 応招議員

1番	栗田保則議員	2番	中村忠行議員
3番	大場洋介議員	4番	沼澤道也議員
5番	柴田清正議員	6番	須藤典夫議員
7番	寒河江宏一議員	8番	星川智子議員
9番	早坂憲明議員	10番	矢口政一議員

2. 不応招議員 なし

3. 出席議員 応招議員に同じ

4. 欠席議員 なし

5. 会議録署名議員 1番 栗田保則議員 2番 中村忠行議員

6. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤英司	副町長	不在
教育長	須藤信一	総務課長	丹敏雅
教学課長	松澤和仁	会計管理者 (兼出納室長)	欠席
健康福祉課長	正野学	健康推進主幹	三浦慶美
産業課長 (併農業委員会事務局長)	川崎勉	診療所事務長	三上裕一
環境整備課長	佐藤英樹	総合政策課長	庄司紀一
町民税務課長	柴田直樹	代表監査委員	丹洋一
総務主幹	柴田知房		

7. 議場に出席した事務局職員の職氏名

事務統括 宮林 聡志

8. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 一般質問
- 日程第5 町長提出議案の一括上程
- 日程第6 施政方針並びに提案理由の説明
- 日程第7 提出議案の説明
- 日程第8 予算特別委員会の設置及び付託

矢口議長

皆さんおはようございます。

本日の出席委員数は、10名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから、令和5年3月金山町議会定例会を開会します。

それでは、議事日程をお開き願います。

日程第1 会議録署名議員の指名

矢口議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、1番の栗田保則議員と、2番の中村忠行議員を指名します。

日程第2 会期の決定

矢口議長

日程第2 会期の決定を議題とします。

本定例会の会期については、先に議会運営委員会が開催さ協議されていますので、その結果について柴田清正委員長より報告を求めます。

矢口議長 柴田委員長。

柴田清正議員

はい。5番柴田でございます。

それでは私から2月24日に開催されました議会運営委員会において、3月定例会の会期について協議しましたので、その結果について報告いたします。

今般の令和5年3月金山町議会定例会の会期は、本日3月3日から、同月10日までの8日間とすることにしましたので報告いたします。以上です。

矢口議長

お諮りします。

定例会の会期は、ただいまの柴田委員長の報告の通り、本日から10日までの8日間とすることにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から10日までの8日間とすることに決定しました。

日程第3 諸般の報告

矢口議長

日程第3 諸般の報告を行います。

議長の諸般の報告については、事前に議員の皆さんに配布しておりますので、説明を省略します。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 一般質問

矢口議長

次に、日程第4 一般質問に入ります。なお、円滑な議事進行のため、質問終了3分前と終了時に予鈴を鳴らしますので、ご協力のほどよろしく申し上げます。

初めに、大場洋介議員の質問を許します。大場議員。

大場議員

おはようございます。私からは、通告書に基づき、一つ目の今後の子育て支援のあり方、また、二つ目の学校施設整備についてお伺いしたいと思います。それでは初めからいきたいと思います。子育て支援のあり方について、①の少子化対策の概要課題はということで、お聞きしたいと思います。

少子化という言葉が、日本社会に出始めたのは、今から30年ぐらいからであります。その30年ぐらいといいますと、私がちょうど成人したぐらいの歳から、そういった話の方が出ていたのかなど、自分の方でも、今では多分その当時は私まだ20歳ということで、やっと社会人になったばかりだったので、そういった考え方や思い入れはあまりなかったような感じもしましたけども、子供の減少ということは、今では克服どころか、全国的に減り続けている状況かと思えます。少子化の進行には未婚化、晩婚化や出生率の低下が主な原因とされていますけども、その背景には、就業状況の変化に伴う、結婚、出産、子育てに対する経済的負担や、子育てと仕事の両立のしにくさなど、様々な要因が地域ごとに複雑に絡み合っており、結果として出生率や関連する指標に、地域差も生じていることも考えられております。

様々な少子化克服のために、対策が町でも講じられておりますけども、子供の数は減少傾向であることは明確であり、結婚、出産、子育ての一連においても町でも、児童手当といった経済的支援は、他の自治体よりも、格段と恵まれている環境下であっても、効果が見えない状況に人口減少だけが原因ではないように考えられます。

また、国でも、子供政策の司令塔として、こども家庭庁が4月に発足することに伴い、待ったなしの少子化対策をはじめ、子ども政策の強化を図るとも言われております。これらの対策は、現在、生まれてくる子供への支援に力点を置き、肝心要の出生数などを増やす施策に繋がっているのか。

また、地域課題を明確にし、地域アプローチによる少子化対策を推進しているのかと疑問に思うときもあります。ここで質問となります。

まず始めに、第2期金山町子ども・子育て応援プランの計画期間を令和2年から、令和6年度まで策定し実施しております。

これまでの子育て支援サービスの拡充を絡めて、地域の実情に応じて、様々な取り組みを振り返り、計画策定前の3年前と、現在での婚姻数と出生数の推移の違いや、今まで取り組んできた出生対策の現状と評価また、子育て施策の評価を伺いたいと思います。

矢口議長 町長。

町長

はい。おはようございます。それでは大場議員の質問にお答えさせていただきますが、最初に出生数の減少につきましては、全国的な傾向だということがもう一般的ではありませんけれども、先日、3月1日に各新聞でも報道されておりますけれども、日本全国的に出生の数が80万人を割ったというニュースが出ております。これらは、当初、だんだん出生数が減っていくということを想定してるわけですが、12年も早くその数がそういう数字になったというような見方もされております。

各県別でも、出生数が、前年度比ということで出ておるんですけども、ほとんど全県下で減少しております。唯一前年に比較してプラスになっているのが、石川県が昨年度より、昨年というのは2021年よりという意味ですが、2022年がプラス296、というのが1件あるのみであとは、他の県は全部マイナスになっております。

マイナスの小さいところでは、鳥取県がマイナス2、富山県がマイナス36、その他はすべてからく100以上減っておりますし、山形県はマイナス205になっております。東京都もこれを見ますと、マイナス2299ということで、本当に大きな減少になっているという現状が改めて知られるところであります。

それでは町の状況について少し触れさせていただきます。

初めに、第2期金町子ども子育て支援事業計画策定前の、令和元年度から計画中期の令和5年1月末現在まで、年度数の婚姻数と出生数について、まずご報告をさせていただきます。婚姻数につきましては、住所地と本籍地の関係がありますので、届け出したものがそのまま町民の婚姻数とは言えないところはありますけれども、当町在住で婚姻されるほとんどの方は、当町の窓口で婚姻届を提出されますので、その数をご報告させていただきます。令和元年が、それが20件、令和2年度が17件、令和3年度が9件、令和4年度が1月末までで5件となっております。このようにやっぱり少ない状況がわかるところであります。

また、出生数につきましては、令和元年度が29人、令和2年度が19人、令和3年度が27人、令和4年度が、出産見込みを含め21人となっております。

婚姻数につきましては、令和2年1月から、国内で確認された新型コロナウイルスの影響もあって全国的に激減しております。

これは、将来に対する漠然とした不安や経済的な悩みが原因かと思われませんが、全国的にはこれに比例する形で出生数も減少しているところであります。

当町におきましても、婚姻数につきましては、同様の傾向があり先ほど申し上げました通りであります。コロナ禍の中では、人々が集まるのが制限され、若い年代の方々の出会いの場も減少したものと考えられます。

一方で、出生数につきましては、婚姻数の減少に比べ、さほど減少してはならず、第2子や第3子以降の出産が多かったものと思われれます。

令和元年度から令和4年度1月末までの出生数が92人、このうち、第2子以降の出生数が61人となっており、率にして66.3%となっております。

これにつきましては、当町がある程度子育てしやすい環境にあり、その結果、第2子以

降の出産に繋がっているものと出産に繋がっているものと考えております。

また、令和2年1月1日に、子育て世代包括支援センターを健康福祉課内に設置し、妊娠から子育て期にわたるまでの母子保健及び、子育てに関わる様々な相談に応じ、必要に応じて支援プランを策定しておるところであります。

出産後は、子育て支援センターおひさまや関係機関と連携しながら、産後をサポートし、妊娠の届け出から育児の相談まで、保健師や助産師等の専門職が対応することで、一人一人の不安や悩みに寄り添い、安心して子供に育てやすい環境づくりに取り組んでいるところでもあります。

子育て施策に対する評価といたしましては、町民の満足度をはかるものとしては、直近では、令和元年度に第2次総合戦略及び、第5次総合発展計画策定に関わる町民等の意識調査を実施しておりますがこの中で、子育て、教育、定住についての住民認識アンケートを行っております。

アンケート結果による出産、育児、子育て支援についての町の施策に対する満足度は、すべての回答で半数以上が効果があるという結果となっており子育て施策について、一定の評価はいただいていると考えております。

一方で、子育て支援施策の周知不足や一時的な経済支援ではなく、子供の成長に繋がる教育環境の充実を望む声もありました。

来年度は、令和6年度策定予定の第3期金山町子ども子育て支援事業計画のためのニーズ調査を行う予定となっておりますのでこの結果を分析し、よりよい子育て支援計画につなげられるよう努めていきたいと考えているところであります。よろしくお願ひします。

矢口議長 大場議員。

大場議員

はい。ありがとうございます。町長から、先ほど子育て施策の評価、また、今までのそういった行政が行っていただいた関係の方でも様々な調査もやっており、一定程度の効果はあったと評価されております。

まだしかしながら、先ほどの婚姻数や、出生数の傾向辿った上でも、結婚子育てする上でも充実した環境下にあるものの、やはりコロナ禍によって若い方々の出会いの場や、そういったイベントでの集客も含めた上での様々な出会いの場が少なくなってきたのも一つの要因だなと思っております。

今年の春5月から、コロナの評価も2類から5類まで引き下げられるとともに、少なからず、町のイベントや行事も、今後今まで通りの100%で行かなくても、少なからず、フルスロットルを踏まないような形で運営していってもらって、こういった出会いの場の創出を、今後ふやしていただければなとも思っております。

また、国においてこども家庭庁の設置法、また子どもの基本法が成立しております。こども家庭庁の設置が決まっておりますけれども、町においては、この子ども子育て支援体制が充実しているとは認識しておりますけれども、このこども家庭庁の創立によって、何か、

またどのような形で変革するのか、現時点でその創立に向けた支援強化方針と、今後、町が取り組むべき事項や課題を一つ伺いたいと思います。

矢口議長 町長。

町長

それではただいま、こども家庭庁に関連したご質問ですが、初めに本年4月1日に設置されますこども家庭庁について若干説明というか、させていただきたいと思います。

こども家庭庁が設置されることになった経緯ということでは、最近の新聞報道等でご存知の通りかと思いますが、少子化や児童虐待などが社会問題化し、子供を取り巻く環境が、深刻化してきていることが挙げられております。

特に、児童虐待の相談対応件数や不登校の件数が過去最多となり、加えてコロナ禍により、子供や若者、家庭をめぐる様々な環境も変化してきていると、これらを裏付けるともちょっと違いますが、これも先日の新聞或いは、テレビ等でも出ておったことでありますが、文部科学省の永岡大臣の方が、子供の自殺者数について述べておりました。

これ新聞では2月28日かと思いますが、自殺者数が過去最悪の512人に上ったということが出ております。そのうち、小学生が17人、中学生が143人、高校生が352人でありませす。

その高校生のうち、特に高校生男子が前年より38人増の、207人だったというふうに述べておまして、このことも、誠に由々しきことだなどというふうに私自身も考えたところでもあります。

これらの課題を解決するために国では、昨年6月に、こども家庭庁設置法や子ども基本法等を整備し、これまで文部科学省や、厚生労働省、内閣府の三つに分かれて行っていた子ども関連の施策につきまして、こども家庭庁に一元化することになったものであります。具体的には、こども家庭庁は、内閣府の外局に位置付けられ、子ども政策担当の内閣府特命担当大臣が置かれることとなります。

これによって、各省庁に対し、子供政策の改善を求めることができる勧告権を持てるようになり統一した政策展開が可能になるというふうな状況にあります。

それでは当町への影響ということについてでございますが、こども家庭庁に移管される子ども、子育て給付事業や、母子保健事業、児童虐待関連等の子どもに関わる諸事業は、現在も健康福祉課内で各係が連携して対応している状況にありますので、こども家庭庁の設置によって、特に大きな変化といえますか、影響はないものと受けとめているところであります。

矢口議長 大場議員。

大場議員

町でそういった、こども家庭庁が設置されても、今町では子どもに関わる事業の方も進行してるような中で、さほど変わりなく推計するということでもありますけども、ちょっと一つお聞きしたいと思います。

先ほどありましたこのこども家庭庁設置による、設置の方法でいる上で、設置する上でなんですけども、少子化や、児童虐待が深刻化ということが挙げられております。

また、不登校の増加も懸念されていると思っており、子供の自殺者数の状況も聞きますとやはり、いたたまれない、せつかく命をいただいた生を自分で自殺という、そういった形にしては、やっぱり大人が目を向ける形で、地域全体として育てる金山町としては、そういったことは、決してあってはいけないことだと思いますので、現時点ではそのような傾向はないかと思えますけども、不登校の増加ということも、ちょっと一つの要因と思えますけれども、今現在、町でそういった不登校の人口減少ですとか、不登校の方々の傾向ですとか、また、それに絡んだ施策の方、そういった不登校されている方々のケア的な事業はどうなってるのか、ちょっとお聞きしたいと思えます。

矢口議長 教育長。

教育長

不登校については、全国的にも或いは山形県内でも同様に高止まり、そういうふうな状況でございますし、当町におきましても、特に中学生においては非常に多くなって、多い状態がこのところ続いておりますし、小学生も少し増えているというふうな状況にあります。

個々の状況につきましてはそれぞれやっぱり違う課題を抱えているというふうなところございますが、まず個々に応じてケース会議等も行いながら、対応してきていまして、改善傾向にある児童生徒もいれば、逆にこれまで、なんともなくて、不登校傾向になって新たになっていうふうな場合もありまして、まずは、一人一人の状況に応じて対応しているというところがございます。

また、セラピーファームとも連携して居場所を家以外の居場所こう確保して行くっていうようなことで、連携して取り組んでいる事例もございます。

学校には、なかなか入れないんだけど、セラピーファームの方で、いろんなこう体験的な学びをしたりっていうふうなところもございますし、また、学習なんかについてもそちらの方で、計画的にできるというふうな状況にあれば、出席扱いにするっていうふうなことも、一昨年からですか、そのような対応もしてきておりますので、あとは、教室には入れないんだけど、別室で授業の様子を、タブレット等で見ながら間接的に授業に参加をしたりなるというふうなケースもございますし、その子どもの実態に合わせた対応というふうなことで、小学校、中学校ともやっておりますし、また、先ほどのセラピーファームということで関係機関も連携しながら、実態に合わせてやっているというふうな状態があります。

その一方で、新たな不登校を生み出さない、そのために、学校の魅力を上げていくっていうふうな取り組みも、最上全体としてもここ数年取り組んできていますけれども、当町においても、小学校と中学校それぞれで、子供の居場所、そして子供が生き生きと学べる、或いは活動できる、そんな魅力ある学校づくりっていうふうなことで、取り組んできてい

るところでございます。

矢口議長 大場議員。

大場議員

ありがとうございます。やはり不登校の増、不登校に対する、今の傾向は高止まり状況ということで、やはり心配されるのがそういった方々のケアや、出席扱い等をされるような形ですが、そういった子供たちが、なるべく地域に溶け込む形、また、その上での学習する能力を、自然に身につく力、また感謝する気持ちでという形で、今後もそういったケアの方も充実していただきたいと思います。

先ほどの不登校や子供たちの減少からちょっと話は変わりますが、全国的に子供の出生率や子育て支援において、全国的に児童手当という形が、ほぼほぼの、ほとんどの自治体や、事業所の方でおこなっている新聞をよく目にします。

全国的に児童手当を中心とした経済的支援や、学童保育を含め幼児教育や、保育サービスの充実、仕事と育児の両立支援に向けた働き改革もその一つと思います。育児休業等の制度の強化を実施している自治体や企業団体もあるようです。子育て世代には、あるとうれしい子育て支援ということについて調べてみますと、子供預かりや、家事代行、相談場所などが挙げられておりました。少子化対策を具現化する中で、保護者の方々がどのような支援を必要とされているのかということ、正確に把握した方が良いのかと思います。

また、当事者が今、何を望むかという配慮した取り組みも今後重要と感じております。そこですけれども、妊娠期から出産、産後育児までの様々なニーズに寄り添った相談体制であります。この伴走型相談支援についてお聞きしたいと思います。それで、今の現状と今後の傾向も伺いたいと思います。

矢口議長 正野健康福祉課長。

健康福祉課長

ただいまの大場議員の質問に対してお答えしたいと思います。

伴走型支援につきましては今年度の国の子育て支援策の一つとして実施される出産子育て応援交付金事業の中で実施されることになっており、出産子育て応援交付金事業は、妊娠の届け出時から面談等により、出産、子育てに必要な切れ目のない支援につなぐための、伴走型相談支援と経済的な負担軽減を図る経済的支援を一体的に実施するものでございます。

ご質問にあります伴走型相談支援は、子育て世代包括支援センター等に配置されている保健師等が妊娠届時と、妊娠8ヶ月前後、それから出生届から乳児家庭全戸訪問までの間の計3回の面談を実施して、それぞれの面談のタイミングでアンケートなどを、していただくことになっております。最初の妊娠届け出時の面談では、出産までの見通しを立てまして、妊娠8ヶ月ごろの面談では、産後の見通しを立てますまた、出産後については、育児の悩み疲れ等に寄り添って、相談支援を行うために出産届け出時から、乳児家庭訪問、全戸訪問までの間で、妊娠中から産後の過ごし方をまとめたセルフプランというものを活

用して面談を行います。ご記入いただいたアンケートは、それぞれの面談の際に、相談の相談支援に役立てるといふ形になります。

また経済的支援につきましては、妊娠届け出時の面談ごと、出生届け出から乳児家庭全戸訪問までの間の面談、この2回、それぞれ5万円程度の出産応援ギフトと子育て応援ギフトなどを支給するということになっております。

それぞれの応援ギフトにつきましては、現段階では現金での給付ということを考えておりますが、将来的に広域連携を視野に入れながら、クーポンでの給付も検討していきたいというふうに考えております。

なお今年度につきましては、12月補正に計上いたしました通り、令和3年度に妊娠届け出をして、令和4年度に出産した方11人に10万円を、令和4年度に妊娠届け出をして、出産した方11人に10万円、令和4年度に妊娠届け出をして、令和5年度に出産予定の方、14人に5万円を給付する予定となっております。

また、今回補正予算に計上させていただいた健康管理システムにつきましては、応援ギフトの支給管理や、支給対象の情報管理などを行うシステムとなります。その他、子育て支援アプリ「母子モ」というアプリがあるんですが、これにつきましては、アプリに登録いただくと、予防接種や定期健診の連絡や予約、それからその他の子育て関連の情報を直接町から子育て中の家庭にお届けできるというシステムでございます。

これらのシステムを有効に活用しまして、今後、子育て支援事業を充実させて参りたいと考えております。

矢口議長 大場議員。

大場議員

ありがとうございます。先ほどの答弁において、やっぱり今までの子育て出生、妊娠から子育てまで行くまでの傾向の以前より充実された、支援が拡充されてることも、存じているわけなんですけども、やはりそういった出産、妊娠から出産、育児まで、そういった相談支援を実施する上で、これまでの取り組みを、生かしながら、効率的な拡充を図ることも大切と受けております。

しかしながらこの政策が拡充される場合なんですけども、担い手の育成というのが今後急務であると考えております。この担い手育成に関する支援体制も同じく重要でありますけども、今後の計画があれば、ちょっと伺いたいと思います。

矢口議長 健康福祉課長。

健康福祉課長

ただいまの担い手の育成に関しましては、やはり今現在子育て支援センターの方で、子育て支援センターを中心にお母さんたち、来ていただいて、お母さんたち、子供を見ながら、いろいろこう作業してもらったり、あとは、以前、議員の皆さんもお配りしたシトラスリボンなどを作ってもらったりしています。

その担い手に今後なっただけかどうかっていうのはちょっと、繋がるかどうか

てのはまだわかりませんが、そういった環境を整理しながら、子育て支援センターなどで、子育て支援センターなどに来ていただいたお母さんたちを、協力いただけるような、そういうイメージも、町としてはちょっと考えているところですが、現在、そこに繋がるように、子育て支援センターの内容を充実させて、取り組んでまいりたいと考えております。

矢口議長 大場議員。

大場議員

やはり事業を継続する上で、こういった何て言うんですか、この担い手育成っていうのは、必ずどの事業にも必要かとなってきておりますので、その子育て支援センターに来ていただいているお母さん方、も混ぜながら、拡充していつてもらいたいと思っております。

その中でも、地域アプローチによる少子化対策の重要性について、ちょっと、質問したいと思います。この少子化対策の重要性ということは、自主的、主体的で先導的な取り組みを複数年度にわたり安定的、継続的に支援する意味で、地方創生推進交付金を活用した少子化対策の取り組み事例を調べ、県内では、鶴岡市の事例集を拝見しました。

取り組み内容として若者子育て世代の応援プラ応援プロジェクトとして、若者に選ばれるための、地元回帰施策や若者が結婚して子育てができるような環境整備として、子供の成長に合わせた事業を実施しているようです。

町外へ学校があります町外へ高校、大学進学、卒業後も若者と我が町を結ぶつなぐ施策、地元回帰定着を促進することがさらに求められることと思われまます。そこで現時点で若者、大学生への支援をどう考えていくのか、お伺いしたいと思います。

矢口議長 教育長。

教育長

当町の高校生ですけれども、高校卒業後、やはり専門学校ですとか、大学への就学就職等によりまして、その多くがやっぱり町外や、県外へ転出している状況があります。

そうしますと、町との繋がりが少し希薄になってしまうというふうな現状がございます。

現在、育英会に申し込んでいただいた生徒さんたちは、その後の様子は把握できるところあるんですけども、個人情報の保護の問題などもあって、他の生徒さんたちがその後どういいうふうに進学就職していつてるのかっていうふうなところ、把握するっていうのがなかなか難しくなっている現状がございます。

そういった大学生とか、若者ものすべてを対象に支援をしていくっていうふうなところ、なかなか難しい状況があるというふうに認識しております。そのようなことから、地元回帰の動機付けを、やはり早い段階でしていくというふうなことを大事だなどと考えておまして、地域資源の価値を見直す活動を子供の頃から進めていくことが重要であるというふうにご考えております。これまで町では、小学校から中学校、そして新庄南高校金山校まで一貫して実施してきております。総合学習ですとか、金山学、金山タイムといった、地域学習の取り組みですとか、働くことを身近なものとして感じ地元で活躍している企業や

技術者の方々の姿に触れて、地域のよさを再発見し、地元定着促進を図ることを目的に、小学校6年生、中学校1年生そして金山校の1年生が参加します。職業体験学習プロジェクトKというふうに呼んでおりますが、その取り組みなどを通して、地元への愛着心を育んできたところであります。

また、現在小中一貫教育というふうなことで、総合学習の中身につきましても、もっともっと小中、中高の連携というふうな形で金山学位位置付けで、やってきてますけども小中の部分の連携で総合学習の方の部分での連携というのは、まだまだ改善の余地があるということで、現在、見直しを特に小学校の方で見直しを進めているところでございます。

それから、また、県の方では、最上総合支庁で実施しております、高校生が旅立つ前に学ぶことをキャッチフレーズにしておきます。

学校では学べない卒業前に学んでおきたい、地元のヒト・モノ・コトを、地域の大人と一緒に学ぶ新庄・最上ジモト大学の取り組みがでございます。

今年度は、金山校の生徒を中心に、地元食材を使いました居酒屋メニューを開発し、産業まつりでの販売や飲食店での試験販売等も行われました。

新庄南高校からこの存続も地元回帰には重要な位置付けになるものと考えております。すべての若者対象とするということは難しいことではございますが、町育英会の奨学生につきましては、町との繋がりを継続しています。

地元離れましても、生まれ育った町ある関心を忘れないでいただけるように、町の広報紙を四半期ごとに、奨学生あてに送付して町の情報を発信しているところでございます。

また、人口減少になかなか歯止めがかからない状況の中で、地元回帰定着を目指すために、大学等卒業後に1人でも多くの方が金山町に戻ってきていただけるように、この度金山町育英会の制度について検討しまして、返済免除を制度の部分で改正したところでございます。

内容としましては、これまでは、医師、看護師、介護福祉士に限定して、卒業後金山町に居住して、それらの職に就業した場合のみ、奨学金の返済の全額免除というふうなものを行っておりましたが、この度、この春、高校卒業して新たに育英会の育英生に、認定された方からということになります。卒業後、一定期間、金山町に居住しまして、仕事に就いた場合には、公務員は除くこととなりますが、職種を問わず貸付金の半額が返済免除というふうな制度に改正いたしましたところでございます。これらの取り組みによりまして少しでも、地元回帰、地元定着の促進に繋がることを願っているところでございます。

矢口議長 大場議員。

大場議員

ただ今教育長より、またその町の育英資金を活用した奨学生の関心として、返済規約が改正され、今までと変わった改正がされ、若者や大学生が少なからず、町の方に回帰して戻ってきて、地元就職をされることを今後願って、願うばかりですけれども、やはり町から大学や専門学校等に出ていった生徒達へのこれからは少なからず金山の広報誌や、働き場

所、働く場所のこういう状況にあるんだよという状況調査なども送っていただければ、またさらに違う形で回帰できるのかなと思っておりますので、よろしくお願いします。次に、経済的支援の今後の傾向はということで質問させていただきます。

国では全世代型社会保障構築会議が、昨年12月に報告書を求めて、今後の社会保障制度改革のあり方について、提示したという記事を目にしました。

報告書の柱は、子育て支援の充実であり、児童手当や出産育児一時金の拡充といった経済的支援が、強化と挙げられております。

早期の実現が求められていますが、現金給付の施策は一定の効果を認めつつも、経済的支援だけに特化することへの疑問視がされております。給付された現金が、今いる子供の塾などの費用に回され、子供を増やすことに向かわない可能性が指摘されている現状であります。

結果的に、子育てのハードルや負担感が上がってしまう懸念も考えられます。

以前、議員の中でも同様の質問があったと記憶しておりますが、子供を産み育てやすい環境を整備する上で必要なことは何なのか、最近の物価高騰の影響にてさらに、子供にお金がかかる状況の改善として、ベーシックであります現物給付の強化が最適と考えます。そこで質問です。

現金給付と現物給付に対する町のお考えや、そういった考えの上での計画などはないのか、伺いたいと思います。

矢口議長 健康福祉課長。

健康福祉課長

それでは、ただいまの現金給付と現物給付につきまして、お答えさせていただきたいと思っております。

この現金給付と現物給付につきましては、それぞれにメリットとデメリットが考えられますが、現金給付のメリットにつきましては、必要に応じて自由にお金を使用できまして、支援を受ける側のニーズに合わせて効果的に支援できるというところがございます。

一方で、デメリットにつきましては、お金の自由度が高いために、必要などころへ確実に支援されないという可能性があるということだと思っております。現物給付のメリットといたしましては、用途を明確にすることができ、必要とされる部分に確実に支援されることでありますが、デメリットとしては、現物を給付する際の仕組みづくりや、時間と経費がかかるというところが、課題だと思っておりますし、各々の家庭のニーズに関係なく、用途が限られてしまうということだと思っております。子育て支援において、現金給付と現物給付のどちらが効果的かという点につきましては、いろいろな論調がございますが、給付する内容や目的によって使い分けることが効果的というふうに考えております。支援を受ける側にとって何が有効な支援になるか、そして支援をする側にとって、どの方法が最も効果的な方法かということを考えながら、最適な方法で事業運営をしていくことが重要ととらえております。

ご質問にあります、ベーシックな現物給付の部分につきましては、当町におきましては、入学祝金を現金及び商品券で給付することによりまして、入学の際の教材費等に充てていただくような支援をしておりますが、現物で給付した方がより効果的に、保護者の負担軽減に繋がるものもあると思われまので、今後検討して参りたいと思います。

なお、今回ご質問いただきました、現金給付と現物給付の部分につきましては、先ほど答弁させていただきました。第3期の金山町子供子育て支援事業計画のためのニーズ調査、令和5年調査の中に組み入れまして、町民の方々のニーズを把握して参りたいと考えております。

矢口議長 大場議員。

大場議員

先ほど答弁ありました現金給付と現物給付のメリットデメリットの方も考えられていますけども、やはり入学祝金として、今も金山でも入学祝金の拡充はされておりますけど、やはり子供に関わる費用は、小学校中学校だけではなく、高校生活や、大学在学時まで、費用が増加していると思います。

町では、今の現時点では、中学校を卒業をすれば、そういった給付っていう、支給という形は何もないんですけども、特に教育費と教育費といたしまして、高校生や大学在学時の方々も、成人となられる18歳まではかかるということは、目に見えております。入学授業料などまとまったお金が必要になるケースが多く、子供のいる家庭では、日頃から貯蓄という形をとっている方が多い現状だと思います。子供を育てるには多額の費用がかかることもあり、住んでいる自治体によって支援は異なっておりますけども、金山では、中学校を卒業時に祝金支給、高校生までの医療費無償化に際し、いち早く対応していただいているこの体制に対しましては、評価しております。

また、義務教育が終わる中学校卒業後の学生で、18歳までの子供がいる家庭への子育て、教育支援に関する事業として、実施されている支援として町外から金山校に通学するバス助成も評価しております。しかしながら、町内の中学卒業後の学生で、18歳までの子供がいる家庭への子育て教育支援があるのか、他の学校に通う生徒に対する支援などがあるのか、高校生、大学生に対する支給、また、奨学金制度貸付支援のほか、大学や就職される方への給付型支援などの別の形の考えはないのか、町の見解を伺いたいと思います。

矢口議長 松澤教学課長。

教学課長

松澤ですよろしくお願いたします。議員がおっしゃいます通り、当町では子育て支援対策の一環としまして、小学校、中学校、高校に入学する際の入学祝金を贈呈しております。

来年度、特に来年度中学校へ入学する生徒につきましては、これまでより2万円を増額しまして、計5万円の入学金を支給しております。小学校中学校高校ともに、すでに支給は来年度の入学生には完了しております。

また、18歳までの医療費無料化につきましても、管内では、早い段階で償還払い方式での無料化をスタートさせ、現在では窓口負担がない現物給付方式となりまして、支援の拡充充実が図られているところでございます。

さらに、新庄南金山校の支援の一環としまして、町外から金山校に進学する際の山形交通バスの定期代を半額補助する支援を行っており、保護者の皆様からも評価をいただくとともに、金山校の魅力化の一助となっているものと捉えております。

さて町外の高校に通う生徒に対する支援は、というご質問についてでございますが、現時点では通学に対する支援につきましては、行っておりません。

一方で現在、新庄の私立高校では、近隣の町村までですね、町村までバス送迎による通学支援を行っており、近年、金山中学校から進学する生徒が増加しているといった傾向が見られるのも事実でございます。

当町としましては議員ご存知の通り、新庄南金山校の存続に向け、入学生をふやすための活動に、各種施策を講じていたところでございますので、新庄市の高校への通学支援といったところにつきましては、現在のところ考えておりません。

次に、高校含めた給付型の支援について町の見解はというご質問についてお答えいたします。高校生に対する支援につきましては、一定の基準を満たす要件はございますが、国の制度として、授業料を支援する支援金の制度ですとか、教科書や教材費などを支援する給付金の制度がございます。

また、県の制度におきましても、授業料以外の教育費負担軽減としての給付金制度を設けておりまして、そのほかにも県立高校の授業料免除ですとか、私立高校の授業料の軽減制度などがあり、多くの授業料の免除制度につきましては、多くの生徒が認定を受けているというふうにとらえてございます。

高校生への町独自の給付制度は現在ございませんが、このように、国や県の制度につきましましては、高校を通じまして周知されておりますので、それぞれのご家庭に応じて活用をいただければというふうに思っております。

大学生につきましては、日本学生支援機構が実施する給付型の奨学金制度も、始まっております。入学金や授業料の減額免除といった支援制度なども実施されております。あわせまして先ほど教育長からもございましたが、町独自の新たな貸付金奨学金の制度では、卒業後、金山町に居住し就職された方へ公務員は除きますが職種は限定せずに半額免除を行うというふうに行って参りたいと考えてございます。

このため現時点で、町独自の給付型支援といった考えはございませんが、国や県その他にも支援制度がございますので、それらを活用いただけるよう、周知を図って参りたいと思います。

さらに、先ほどもございました4月にこども家庭庁が新設される予定となっておりますが、その施策の中で、高等教育の無償化ということについても言及されておりますので、そういった国の流れについて、つきましても今後注視をして参りたいというふうに考えて

おります。以上です。

矢口議長 大場議員。

大場議員

現状の金山校の存続に関する通学補助の支援も存じております。またどんな施策や支援が転出抑制や、そういった回帰の促進になるのか、また通学支援などの効果的策も検討材料ともとらえております。財源があるから、何かやろうではなく、やりたいことがあるから、財源の確保しようという前向きな発想も必要と考えます。例えば、東北初の子育て支援として、福島県南相馬市では、巣立ち応援 18 歳祝い金支給事業を実施されておるようです。

単なる給付事業ではなく、新たな成人となる門出に立つ 18 歳の皆様に対しても、そういった支援を行っている全地域社会全体で応援する理念を求めて応援メッセージとして、そういった形で事業をされているところもありますので、そういった取り組みの事例を検討されることも必要と思っております。

出会いから始まり、結婚妊娠出産から子供が社会に巣立つまで、切れ目のない支援こそが、子育て、ここで子育てしてよかった。他ではやっていない支援があるんだという、他の自治体に自慢できる、思える子育て学習環境が、町の独自の大胆な発想の展開ととらえ、期待しているところでございます。

それでは、次の学校を施設整備について伺いたいと思います。そこでは学校トイレの完全洋式化バリアフリー化ということで質問したいと思います。公立小中学校のトイレの洋便器率は全国で 57%となっております。各家庭における洋式トイレの普及状況、或いはバリアフリー化、防災機能の強化などの観点からも、今後はトイレの洋式化が進められると考えられます。町では、小学校統合により、遠方からのバス乗り場を確保する上での安全面を考慮して、小学校周辺などの大規模整備がこれから予定されておりますけども、学校を整備方針に応じて、喫緊の課題であります。老朽化対策を急ぐとともに、トイレ改修に含めた学校施設の教育環境の改善も必要であると受けとめます。また、災害時に避難所となる学校施設では、防災機能の強化として、高齢者や車椅子への方々も利用できるバリアフリーの推進や、多様性のニーズに対応するユニバーサルデザインを取り入れる観点から多機能多目的トイレの整備も望ましい改修の一つとらえております。

バリアフリー化は、学校施設の中でも遅れている部分の一つで、過去に起きました災害時の避難生活においても、その都度課題が表明しかしているようです。コロナ禍での新しい生活様式も踏まえて、健やかな学習生活できる環境を整備し、感染症対策などの衛生面を向上また水道照明費のランニングコストの削減もできるメリットもあるようです。そこで質問となります。

町小中学校の洋式化の状況や、温水洗浄便座、人感センサーなどによる照明等の設備、トイレ本体や床などの改修など、学校の今後の学校施設の整備事業について学校トイレに関する見解を伺いたいと思います。それに合わせてまた、バリアフリーという観点からの

今後の計画もあわせてお答え願いたいと思います。

矢口議長 教学課長。

教学課長

それでは初めに、現在の小中学校のトイレにおける洋式化の状況についてお答えさせていただきます。まず小学校につきましては、平成24年度に実施しました大規模改修時におきまして、多く洋式の便器に改修交換をしております。残った部分につきましては、小学校統合前の昨年度、令和3年度に洋式化の工事を行っております、小学校の校舎等につきましては、児童用職員を含め29器トイレ便器ございますが、すべてが洋式になってございます。

次につきましては中学校にですが、学校からの要望もございまして令和2年度に洋式便器を若干増設をしております。現在では、校舎の方は生徒用職員含め31便器ございますが、うち15器が洋式便器というふうになっております。小・中学校ともになんですけども、様式洗浄便座、俗に言うウォシュレットですかね、につきましては職員用トイレのみというふうになっております。また人感センサー照明につきましては、金山小学校の一部トイレの一部に設置されている状況でございます。

トイレに関する今後の見解についてですが、これまでは主に校舎等を優先して洋式化を進めて参りました。特に明安小学校がすべて洋式の便器だったということもありましたので、統合前に、金山小学校につきましては、すべて洋式ということで進めて参りました。また体育館の状況と、またバリアフリーの状況についてお答えいたしますと、小学校の体育館につきましては、便器6器ありますが、男女合わせてうち半分の3器が洋式便所です。

中学校につきましては、体育館7器の便器のうち、洋式便器は2器と少ない状況でございます。また、多目的トイレ、多機能トイレですね、こちらにつきましては、金山中学校の1ヶ所のみというふうになっております金山小学校にはございません。屋外トイレというのは、金小、金中にはございません。

バリアフリーにつきましては議員がおっしゃいます通り、整備がこれまで遅れている部分でもございます。中学校につきましては今後、大規模改修が予定されておりますので、体育館のトイレの洋式化も含めまして検討をして参りたいと思っております。小学校につきましても、多機能トイレの設置ですとか、体育館の洋式化、トイレですね、バリアフリー化について優先順位を検討しながら、計画的に整備を行って参りたいと思っております。以上です。

矢口議長 大場議員。時間になりました。

大場議員

最後になります。学校体育館トイレの改修や、多目的トイレを含めた学校施設のバリアフリー化を推進することも必要と考えておりますので、今後さらなる目標設定と、学校トイレの洋式化や環境改善を望み、一般質問を終了します。ありがとうございます。

矢口議長

次に、中村忠行議員の質問を許します。

中村議員。

中村議員

2番中村です。それでは通告の通り、町有施設のあり方について伺います。

令和5年度より、キャンプ場やその他付随の施設について指定管理制度による管理委託が始まる計画のようでございますが、指定管理制度にはやはり、いくつか注意しなければならない点があるというふうに思っております。

指定管理者制度については、民間の能力やノウハウを施設の管理運営に生かすことにより、多様化する利用者ニーズへの対応、サービスの向上などを図ることをねらいとしているものでございます。

金山町公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例の中にも、4条の選定基準、の中にあるんですけども、やはりここにも注意しなければならない点が載っております。この町有施設、その目的によって設置の目的によって違いますけれども、金山町公共施設等総合管理計画で示します通りやはり管理運営には、ランニングコスト削減と、施設の有効利用に努めていただきたいというふうに思っております。

それでは一つ目の質問である施設の改廃が計画されているが、指定管理にするべきかの判断は、ということについてですけども、現在の町の状況や今後の推計を考えますと、可能な限り施設を集約して、さらに民間企業の参入を促進していくべきというふうに思っております。

また、公共サービスの継続が担保されれば、施設の譲渡などを含めて、進めていくべきということも考えられますが、指定管理にするべきかどうかの判断は、町でどのように見ているのか伺います。

矢口議長 町長。

町長

はい。それでは、ただいまの公共施設の指定管理に関するご質問についてお答えをさせていただきますと思います。中村議員が今おっしゃったように、公共施設につきましては、やはり今後の方向性といいますか、そういう面では、可能な限り施設を集約してそしてあと、民間企業の参入そこら辺もやっぱり促進していくというふうなことが必要だというふうに思っております。そこら辺に若干の留意事項もありますけれども、基本的な方向性としてはそんなことを考えております。指定管理者制度につきましては、地方自治法が、平成18年9月に改正されてから、実施する方向になっておりますが、住民の福祉増進を目的といたしました。

公の施設、公の施設につきまして、法人その他団体に実質総合的な管理運営を行うせるため、詳細を条例で定め管理者の指定につきましては、議会の議決を要することとされております。

当町におきましては現在11施設におきまして、指定管理者制度により施設運営を実施し

ておるところであります。今回の町議会3月定例会では、グリーンバレー神室に関する施設やマルコの蔵における施設の指定管理者の指定を議案といたしまして、議第30号につきまして提案をいたしているところでもあります。

質問にあります施設の改廃につきましては、総務省より要請があった、平成27年度に策定いたしました金山町公共施設等総合管理計画令和4年3月には改定をいたしておりますが、より進めているところでもあります。今後の急速な人口減少や、施設更新は、一斉に到来することなども想定されるため現存するすべての施設を更新し、現行と同様に運営していくとは、財政的な負担を含め到底困難な状況にあります。

施設数や量的に削減を進めていく中で、利用頻度、更新費用及び維持、管理経費等十分に検討いたしまして、令和4年度に実施いたしました、中央公民館機能の農村環境改善センターへの移転のように、同様施設の集約化等を進めるとともに更新時期や利用頻度等を考え、施設の廃止や、或いは、他に譲渡等を進めていくことが、将来的な負担計の軽減に繋がるものだというふうに考えております。指定管理者制度の導入にする施設につきましては、長期的な行政サービスを行うために不可欠な施設であります。

民間事業者が施設運営を行うことにより、公共サービスの質を高めるとともに、町直営と比較して管理運営費用、コストを低く抑えることが、見込まれるかなどを検討しまして、導入をいたしているところでもあります。よろしく申し上げます。

矢口議長 中村議員。

中村議員

やはり町民の福祉向上とか、いろいろ目的あった上でさらに町にとってもコスト削減など、メリットもあればということなんですけれども、現在、旧明安小学校、二つの会社で使用しております。そちらは貸し付けでやっているようなんですけれども、使用料いただいて使っていただくというやり方です。その一方の会社なんですけれども、株式会社食のカコーポレーションについてなんです。

この食のカコーポレーションをご存知のように、大豆ミートを使っていろいろ事業されておりますけれども、産業振興や、観光施策にすでに多大な貢献をいただいているというふうに思っております。

またテレビなどでも、幾度となくいろいろ出て、PRされているようでございますので、さらにSNSでも、かなり幅広く発信していらっしゃいます。このようなことから、町のPR効果っていうのは大変あるんじゃないかなというふうに感じています。そのようなことから、この食のカコーポレーションを現在使用料いただいているというやり方じゃなくて、指定管理で、旧明安小学校の全部ではなくてもいいんですけれども、こっからこままでという形でもいいですし、できれば、指定管理のやりの方が、その食のカコーポレーションの方にとって、町の産業振興、観光面いろいろそのような面を考えても、指定管理の方がなじむんじゃないかなあというふうに思ったんですけれども、この点いかがでしょうか。

矢口議長 総合政策課長。

総合政策課長

私の方から回答させていただきたいと思います。指定管理者制度について確認させていただきたいと思います。指定管理者制度につきましては、先ほど町長から話ありましたように、公の施設っていうのが出て参ります、それを管理していただくその公の施設が、行政財産と普通財産の行政財産の公共施設が該当して参ります。

その公共施設の中でも、役場庁舎は、指定管理では出すことはできないですし、また町の施設ではないですけど、消防署とか警察署、につきましては、指定管理者制度に出すことができません。明安小学校につきましては、廃校になって行政財産の教育財産から、普通財産に移管しておりますので、普通財産の指定管理者制度導入については、一応制度上ありえないことになっております。廃校の利活用でここ2年間、廃校利活用とかいろいろ検討していただきまして、明安小学校の現在の活用については、すごく先進的な優良な取り組みであると、こちらでも捉えておりますし、また、この貸付先の食のカコーポレーションさんにおいても、その施設を有効に使って県内外にいろいろPRしていただいている。また近い将来には、金山産の大豆なども使いたいという提案をいただいております。そういった、産業振興、観光振興に寄与する団体であって、廃校利活用していただいているっていうのは、前にあった、がっこそばの今風な新たな廃校活用だこちらでは捉えております。

今後ですけども、指定管理の制度での支援というのはなかなか難しいとは思いますが、別の方の支援という方向で、これから検討はしていきたいと思います。まだまだ食のカコーポレーションさんも、これから頑張っていていただくことを望んでおりますので、皆さん、議員の皆様からのご協力とご理解をお願いしたいと思います。

4月から明安食学校というネーミングでグランドオープンいたすということも聞いておりますので、何とかここが頑張って廃校の活用も進めていただきたいと思っております。以上です。

矢口議長 中村議員。

中村議員

課長から説明あった通り、普通財産、行政財産このことについては、よくそれを切り替えるという手法をやっております。ですので、旧明安小学校を指定管理という形にする、できないということではないっていうことだと思うんですけども、考え方としては、街角交流施設ありますけれども、こちら先ほど町長からあったように、指定管理この5月からまた、新たな方が指定管理されるようなんですけどもこの街角交流施設も、観光をメインにした施設っていうことで、旧明安小学校の大豆ミートの方も観光の一部だと思います。先ほど課長からあったように、食堂ですか。このようなもの、ただの食堂じゃなくて、先ほど申し上げたように、テレビやSNSで、町全体を発信していただいていることを、ちょっと考えてもらいたいというふうに思っております、ですので、街角交流施設とこれから、旧明安小学校を指定管理、先ほどは指定管理のやり方じゃなくて、違う支援の

仕方ってということもありますけれども、これ街角交流施設と旧明安小学校、私から見れば同じようなイメージに共通した部分があるというふうに取ってしまったんですけども、この辺ちょっと、どのような位置付けの違いなのか、あればお願いします。

矢口議長 総合政策課長。

総合政策課長

先ほど申しあげました街角交流施設につきましては、まずは行政財産であって、町の設置条例を設けてその目的を定めたものでございますので、まずは指定管理ができるということでございます。産業振興や観光施策という点では、観光総合交流の目的を果たすための交流施設だっていう意味合いで、今はやっておりますので、廃校とはまた別の施設だっていうとらえ方をさせていただければと思います。以上です。

矢口議長 中村議員。

中村議員

はい、わかりました。ただ、廃校だってありましたけれども、廃校は以前の話です。

これから先のことを考えると、以前廃校だったけどこれから行政財産に移行して、町の産業振興と観光のために活用してもらおうというやり方も可能だと思いますんで、何かしら違う形の支援でもいいんですけども、もう少しシンプルな形で、その事業発展に協力できた方がいいんじゃないかなということ、これを一つお願いして次の質問に移りたいと思います。

2つ目の質問なんですけれども、施設が適切に管理され適切に経営されているのかの監査が行われているかについてでございます。これは具体的に神室一帯のことなんですけれども、現在神室一帯のあり方が検討されている中なんですけれども、神室3セク方式である手法には、やはりいろいろ注意する点が多くあるというふうに思います。

実際、他の自治体でもいろいろ経営が難しいとなっているところも多いようですんで、町でも、これまで幾度となく、経営不振による町からの繰り出し、実質な繰り出しについて問題視されておりますけれども、最近の経営不振の大きな要因が、感染症などによる社会情勢の変化だとしても町民にとっては、やはり振興公社の集客向上策、ちょっと消極的なんじゃないかなあと感じている方が多いと思います。

そこで伺いたいのが、適切に経営されているかの監査これは収支の監査は、振興公社内で、適切にまた町としても、町の監査委員が、監査を適切に行っていますけれども、事業内容とか、コストの削減、このようなことについて、集客事業が効果的にかつ効率的に行われているのか。このようなことは、町は振興公社にどのような関与をされているのか、この辺をお願いします。

矢口議長 総合政策課長。

総合政策課長

私の方からは、指定管理者の監査について回答させていただきたいと思います。指定管理者監査につきましては地方自治法第199条第7項の規定に基づき、監査が行えることと

なっております。管理を行わせているものに対し、必要があると認めるとき、または町長の要求に基づき、施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に、行われているかどうかなどに着目し実施されることとなっております。

当町においては、これまで指定管理者監査を実施いたしたことはありませんが、施設を所管する担当課長において管理者から、毎年、事業報告書の提出を受け確認検査を実施いたしているところであります。中村議員からも質問ございます。

株式会社グリーンバレー神室振興公社につきましては、ご承知のように、町と JR との共同経営の第 3 セクターであり町側からは、町長、矢口議長が取締役、丹代表監査委員が監査役の主要役員とする民間企業であります。

この主要な役員におかれましては、会社法による経営責任を有していること、また、町は、第 3 セクター等の出資割合が 50% を超える法人については、決算等の状況を町議会 12 月定例会時に報告いたしているなどと、議員の皆様からも理解をいただくことで、間接的な監査が機能しているものととらえております。以上でございます。

矢口議長 町長。

町長

若干ちょっと補足させていただきますと、第 3 セクターの会社につきましては、役員の状況なんかも今、総合政策課長から申し上げた通りでありますから、なんですかね。年間におきまして、最低 4 回取締役会を開催して、それで四半期ごとの経営状況等について報告もあります。それで大きいところでは半期に 1 回位ぐらいの監査を監査役が幹事でやっていたという状況がありますので、そういった流れではあります。

これは当然会社としてやるべきことでもありますのでやっているところではありますが、それでこれまで、もう 20 数年の年数の中で、そういった役員体制はずっと同じ体制でやってきております。そうしますが、そうしておりますけれどもいわゆる経営状況ってのは、やはりいわゆる集客ということも大きな影響あるわけですが、特にこの発足当時は、ある程度いい形で進んでいったものだと思いますが、経年してきまして、人口の減少これは金山町ばかりではなくて周辺町村も同じように人口減少もあります。そういった中で、少しずつ集客というかお客さんが減ってきてる状況もある。

さらに今度、経年による施設修繕ということで設備の改修にかかる経費なども増高してきているというような、そういったなかなか難しい状況があったと思います、それにさっき中村議員からありましたけれども、コロナな状況があつて、ここ 2、3 年がやはり大きく集客が減ってしまったという現実もありますので、本当にその経営状態が厳しくなってさらに拍車がかかったというような状況もあるかと思えます。その中で、例えば、関与ということがちょっとピッタと私はちょっと聞こえてこないところあるんですが、いわゆる連携ということでは、様々経費的な連携も当然いわゆる支援という形になろうかと思えますが、それが、令和 4 年度は特徴的なこととしまして、神室ランデブーキャンペーンということで割引宿泊者の割引を 1 人 5000 円、これは 4 年度ばかりじゃなくて前年度も、その

前の年も行っておりますが、これはコロナの臨時交付金なども活用させてもらって、そういう支援は具体的にさせてもらっております。

そのことで、特に本当に令和3年度に比較しましても大きく令和4年度は集客が伸びている、そういった実態にもあります。でもやっぱり令和元年度と比較しましてもまだ、今最終のところちょっと手元にありませんが、8割前後だと思います、9割までいってないかと思えます。そのぐらい、ただランデブーキャンペーンという宿泊割引がかなりインパクトは与えて、集客というかお客様の戻りには繋がったという感じしております。

あと、具体的なその他の事業内容とか、コスト削減、そういったことは、基本は第3セクターのスタッフがある程度もちろん考えていただきますが、なかなかやっぱそればかりはやっぱり、実際のスタッフが豊富にいる状況でもありませんので、その意味では、産業課の職員の方も、定期的に月1回ベースですり合わせ、打ち合わせをさしてもらって、今のやり方にもっとこうできる方法がないかとか、そういったことは常にこう連携をとっていると、いうことはやっておりますので、そこら辺はお互いその第3セクターの会社そのものスタッフだけではやっぱり不十分なところもありますし、或いはもちろん産業課でも職員というところでは、いわゆる観光或いはホテル業について専門的な知識があるわけございませんので、そこら辺は、あくまでこれどうしても職員のレベルを超えないわけですけれども、それでもそういう連携をすることによって、新たな事業展開とかコスト削減、そういったことに結びつけられることを見出すというようなことでこれまでやってきておるところであります。それでもやはり大きな流れからすると、なかなかやっぱ限界といいますか、それがあのかないかというふうな思いもしないところでもあります。差し当たり現状としてはそんなところだと思います。

矢口議長 中村議員。

中村議員

町長から振興公社と町との連携という形になっている説明受けたんですけれども、この2番目の質問の論点としては、町と神室振興公社のこの関係性というか、関与についてでございます。やはり3セクスの注意しなければならない点として、この行政の関与が挙げられると、こういうふうに思っているものですから、このたび、令和5年度から外部から観光に秀でた方から、アドバイスをいただくというお話を聞いたんですけれども、現在のホテル事業は、苦戦している要因の一つとして、私は町が関与しすぎるんじゃないかなあというふうに、ちょっと考えております。あまり関与しすぎると、神室振興公社の経営努力が阻害されかねない、というふうな見方もあるんじゃないかなと。

神室振興公社が自主的に誘客イベントを行えるような行政との距離感、先ほど連携とありますけれども、やはり同じ立場で進めるのではなくて、ある程度距離を持って神室一帯の観光事業は、行政でイベントを企画するのではなく、振興公社に任せるべきであるというふうに思っております。

先ほど町長からあったランデブーキャンペーンも町が主導して、観光、誘客事業を行っ

ているというふうに思ってるんですけども、今回ホテルにアドバイスいただける方については、振興公社の予算でお願いするというふうに聞いたんですけども、町からは、やはりそのような同様の形で、振興公社がやりたいということを町で支援するという形にした方がいいんじゃないかなというふうに思っております。

何とか、例えばグリーンバレーの神室活用事業っていうのがあったんですけども、これでけっこう多くの観光施策を行って、神室に来ていただく。多分、ランデブーキャンペーンも大体同じようなイメージだと思うんですけども、これ町でやるんじゃなくて振興公社で、このキャンペーンでもキャンペーンを行ってもこの予算ありますから、ちょっと難しいかもしれませんが、企画は、せめて振興公社から上げてもらう形にした方が、先ほど町の産業課から、定期的に意見交換などされているということなんですけれども、意見交換はいいんですけども、やはりそういうイベントの提案というのを振興公社からいただくというのがもう前提だと思います。

金山全体の観光施策を考えた場合は、それは産業課でいろいろ企画していただければいいんですけども、神室に限定した形だとすれば、神室振興公社から事業をやりたいので、何かしら支援お願いしますって形がやはりそれが普通なんじゃないかなあというふうに思っておりますけれども、そのような点ちょっと何かありましたらお願いします。

矢口議長 町長。

町長

ただいまの振興公社からの提案があったらそれを尊重してというようなお話ではありますが、なかなか実際先ほどもちょっと申し上げましたが、振興公社のスタッフ体制からして、いわゆる企画部門、開発部門とか営業とか、そちらの方が弱い状態にあります。今の現在のスタッフ体制だと、その点がなかなかやっぱり十分に機能というのが、できてないっていう現状があります。そういったことをから、産業課の方でも一緒にとにかく考えて、それで、当然そのいいアイデアのものは、もちろん、こちらの方で押し付けるということでは何でもなくて、その話し合いの中からのいいアイデアの事業ということであれば、それを生かしていく、じゃそれを要する経費等をどうするかというときに、独自事業の独自の何ていうか経費でつくり出せるかどうか、出せないときはやっぱり、当然町の方でもその部分を支援するとか、そういったやり方をやっているとということであって、何ですか、全部を全部神室振興公社にお任せして、それで様々事業展開を考えてもらう。それには限界があるというような感じを持っております。そういったことから、令和5年度は、やはりより抜本的な見直しということになるかもしれませんし、それはどういう方向転換するか、そこら辺もあるんですが、それなりのホテル事業にある程度精通された方々、そういった方々のアドバイスもやっぱり必要だという考えから、令和5年度そういう組み立てでお願いする予定としております。

そんなことで、これまでもずっと20数年やってきた中で、独自にいろいろな事業を展開ができるかっていうのは、なかなかそういった体制に現実的にはなってなかったと、中に

は森のコンサートなんかは、独自のやり方である程度集客も、実績が残された事業の一つであるかと思えますけれども、そういったこと以外に、どんどんとそういったことができるかというとなかなかそれは先ほど申し上げましたけれども、スタッフの人数と、それからそういったこともなかなか豊富にいるわけでもありませんので、そういった中では、やはり相互で連携をすることで少しでもいい展開を作り上げることができるだろうということで、今までのやり方をやってきました。

これにさらに、もっと熟練した方々からのアドバイスも必要だということ。先ほど申し上げたランデブーキャンペーンってのは、やっぱり国の臨時コロナ交付金を活用いたしてそういった、ある程度予算化も十分図られたという支援も図られたということありますが、それが、次年度は、その交付金は、見通しは立っておりませんので、若干なりともその支援はやる部分は考えておりますけれども、そういった、いつまでもそういったことが今後できるわけではないということからすると、その事業展開とか或いはコスト削減、或いは、業務内容をもう少し見直すとか、そういったことは、ある程度やっぱ専門的な熟練した方からのアドバイスをいただかないと難しいだろうなということから、次年度新たな取り組みをさせてもらうということでもあります。

矢口議長 中村議員。

中村議員

次年度からは、ちょっと関わり方がちょっと変化していくっていうお話なんですけれども、いわゆる神室振興公社、基本一企業です。一企業ですので、幾ら町長や町の方から、経営者として行ってるとしても、その関係性はある程度、一企業と町という形も、一応とらえておかないと、これはまずくなるんじゃないかなと、全国的に結構経営的に失敗してるケースがそういうような例が多いような気がするものですから、やはり3セクは町のものだっていう考えになってしまうと、企業その企業は萎縮してしまうっていうことが私心配なんです。

それで経営、民間事業者が経営努力する上で、気になっていうことがもう一つあります。令和5年度から指定管理に移行するキャンプ場の事業なんですけれども、どのような契約になるのかはちょっと存じ上げませんが、交流の場と健康増進、自然のアクティビティの推進このような事業を行いたいということのようです。

新たに指定管理される方、これまでのキャンプ場プラスアルファの事業もやる、やりたいということなので、極力、土地や建物の制限を緩和する形で契約で協議をしていただきたいというふうに思います。これはまず一つお願いなんですけれども、それから旧明安小学校、先ほど申し上げました、食の力コーポレーションこちらとの契約これは指定管理じゃなくて先ほどあったように、賃貸なんですけれども、この賃貸物件の要件として、食品加工調理及び事務所以外の用途に供してはならない。というふうにあるそうなんですけれども、先ほど申し上げたように、食の力コーポレーションこれからSDGsを広めていく上で、いろんな教育関係とか、観光の事業なども事業展開に考えているそうなので、この明

安小学校食品加工調理場及び事務所以外は使用できないっていうのはちょっといかがなものかというか、ちょっとこの企業を経営努力する上で、これ足かせになるんじゃないかなあと思ってますけどもこの点についてお願いします。

矢口議長 総合政策課長。

総合政策課長

旧明安小学校の賃貸契約については昨年9月に契約を締結させていただきまして、その段階では、この食品加工調理場と事務室に使いたいっていう企業からの意向もございましたので、それは契約書に盛り込んだところでございますがその後ですね、レストランとか、あとSDGsの教育環境、を展開していきたいという話が出て参りましたので、用途変更については、契約の変更については、今後、食の力さんと協議して進めさせていただきたいと思っております。以上です。

矢口議長 町長。

町長

ちょっと中村議員の最初の今の質問の中で、若干例えば第3セクターについて町の関与という部分で、第3セクター町のものという意味ではあってはならないのではないかとというふうなお話ですが、そのことについては、私も当然そう思っていますし、逆に全く関与がなければ一番いいと思っていますが、それができないから関与というか支援をせざるをえないということを、ちょっと改めて申し上げたいんですが、もう第3セクターの神室振興公社の経営状況というのは、これ毎年決算もご報告させていただいておりますが、ここもう何年も数年、複数年、赤字体質になっております。そうしますと、これいわゆる国、総務省あたりからも第3セクターの経営改善、或いはそれを通じた県からも、それは経営改善をぜひ進むべきだという指導など当然あります。それだけ経営状態がよろしくない。それで町がかかわらざるをえない。

ということであります。ですから、本当にやっぱり全国的にも、第3セクターですごくいいよく展開されてる事例も幾つもあります。

逆に、うまくいってない事例がその何倍もあるわけですが、うまくいっている事例は町の関わりなんかほとんどしない、しないで独自で行ける、いい展開になるわけですが、それができない状態があるからこそ町が、本当に無い袖を工面して、支援をどうするかということを常に考えてやっているのが現状でありますので、それがいい展開に持って行って町の関与はほとんどなくても、自立でやんばいやっていける。それが本当に目指すべき方向でもありますので、それが、町のものとして考えているというものでは、意識としてはそういう意識ではなくて、関与をせざるをえなくて今、そういった連携をとっているというふうな見方をしていただければなというふうに思います。

矢口議長 中村議員。

中村議員

神室振興公社については、やはり町長の立場っていうのがちょっと難しい立場でありま

すんで、町を代表する町長であり、一方では会社を代表する代表者であるということで、今答弁いただいたのが、町長としての答弁なんですけれども、やはりこれはもう1人の振興公社の代表としての町長の立場だと、やはりちょっと神室振興公社の努力がちょっと足りないんじゃないかなという指摘を受けると思います、ですので、やはり、立場的に難しいのはよくわかりますけれども、振興公社の経営努力、もう少しアップしていただくために人が足りなければ、人を募集するなり、いろんなことができると思います。そこで、町としては、できるだけ振興公社から出てきた事業などをバックアップするっていう形で、ぜひ振興公社はこのまま解散するっていうことができるだけにならないように、経営努力をお願いしたいということでちょっとこの2番目の質問です。

それでは3つ目の質問に移りたいと思います。

3つ目の質問は、町の人口動態を踏まえると、さらなる施設の集約化が必要であり、一方では、未来への投資が必要だが、その判断基準についてでございます。

町長も以前、今後の町の動向を見据えると、スクラップアンドビルドではなくては、新たな投資は難しいというふうに述べられておりますけれども、私もそのように思います。私は、さっき町長の回答というのが、町の公共施設については全体的に縮小する、しつつ、将来につなぐ繋がる投資については、しっかり投資をしていくっていうふうに私は、受けとめたんですけれども、そこで現在旧中央公民館跡地に検討されている中央公園の一带の構想のことについてでございます。

将来に繋がる投資の一つが、中央公園構想もその一つだと思いますけれども、これ単に公園整備ということをして、町民の方に発表した場合、やはり最近の財政状況がなかなか芳しくないということを町民の方はイメージついておられますので、公園整備について、やはり反発があるんじゃないかなというふうに思います。

そこで肝要だと考えるのが、跡地のコンセプトでございます。プロジェクトチームでは、町内外の子供からお年寄りまで誰もが集える憩いの空間、訪問者への金山町の入口シンボルの創出ということでありました。このとに、このことについてはやはり今後の町づくりにとっても、さらに重要なことであるというふうに思います。

ただここでしてちょっと気になるのが、コンパクトな町づくりにとって、町内の重複した目的のものは、極力少ない方がいいんじゃないかなという考え方です。

例えば、町内の公園としては、大柳公園、八幡公園、それから河川公園などがありますけれども町中心部の観光者向けの施設としては、街角交流施設の設置目的と重複しているんじゃないかなと、それから誰もが集える憩いの空間については、これ本来はこれ中央公民館というのがそれに当たると思います。

また高齢者については、やくし苑この施設が、この目的が重複しているんじゃないかなあというふうに思うんですけども、この中央公民館構想については基本的な考え方は、私はいいいと思います。町の本当の中心部にある大変重要な場所ですので、これは何かしら有効な使い道をした方がいいという考え方です。

ここで先ほど申し上げましたコンセプトの見直しが重要になってくるんじゃないかなと、これが、町民の方に理解をいただくための、一つの第一歩なんじゃないかこの辺をよく整理しておかないと、多くの町民の方のご理解を得られなくなる。さらにこの事業展開うまくいかなくなるということで、この辺ちょっと慎重に進めていかなければならないというふうに感じたんです。

私がつい昨日一昨日あたり、急に思いついたのは、この中央公民館構想について、例えば最近言われなくなりましたけれども、水清き、杉の町、それから、町制施行 100 周年記念景観づくり 100 年運動、このような視点でさらに、ゼロカーボンを基本理念とした金山町の自然と、この景観などを、コンセプトにして、遊歩道という計画もあるそうなので、こういう遊歩道については、木質アスファルトのようなものがあるらしいです。

アスファルトを使ってるんで、完全な脱酸素のような形にはならないかもしれませんが、やはり杉の町金山ということで木質をできるだけ多く使った方がいいんじゃないかなと、それから遊具っていう話もありますんで、大型遊具、別の会議で申し上げますけれども、これ町内の設計士さんから大型木製遊具を設計していただいて、その作るのは、町の大工さんに作っていただく、さらに、これを木製ですんで何年かわかりませんが、例えば 10 年ごとに新しいものに入れ替えするってことになれば、一方では産業振興に繋がるんじゃないかなあというふうに考えました。

それからゼロカーボンについて、建物も考えるってことなんでそこには、例えばごみの集積所、リサイクルステーションのようなリサイクルできるものを、そこに細かく分けて出せるそういうイメージなんですけれども、その隣には、現在リサイクルの活動している金山ハウス、金山ハウスに、その一部の建屋を使っただけという形にしたらどうかなあと、全体的にはゼロカーボンを意識した公園となるんじゃないかなあというふうに思います。

また町民へ説明する場合、つけ足してもらいたいのが、財源どうするのかって必ず言われると思います。なかなか財政が逼迫してる状況の中で、こういう新たなものを若者たち今後の若者たちのためにやりたいという、ことについては、例えば循環型社会形成推進交付金などというのがあるそうです。交付金だから、国から交付金が来る事業、その事業が当てはまればですけども、このような事業とか、或いは過疎債を検討するっていう話も聞いたんでこの過疎債についても、いわゆる詳細に町民に説明しなければ、ならないタイミングじゃないかなあというふうに思います。この 7 割が、交付税措置があるということ、これは町民の方に知っていただく、それからその上で、実質町で負担する金額はこのぐらいでしたってことまで、お知らせした方が、この中央公園構想っていうのが、うまくいく方法のためにはいいんじゃないかなあというふうに思っております。

今後、この中央公園構想現実に向け検討を重ねていくと思うんですけども、公園構想今後どのような進め方でそれから担当するのは、どの部署が担当していくのか。

この担当の部署によっても結構イメージが変わってくると思うんですが、基本的な最初

の大枠っていうのは、庁舎内の若い世代の方々を考えていただいたんで、その意思がそのまま引き継いでもらえるのかどうかということをちょっと不安に感じます。ちょっとその点についてお願いします。

矢口議長 佐藤環境整備課長。

環境整備課長

ご質問の内容が、中央公園構想ということでしたので、私の方からお答えさせていただきます。まずは大枠でプロジェクトチームが提案しました計画にご賛同いただいております。ありがとうございます。

プロジェクトチームの検討内容は先週2月27日の職員研修会でも、計画案の報告をさせていただいておりますので、議員の皆様は参加されておりましたので大枠はわかるかと思えます。

この報告内容も、プロジェクトチーム内での提案の内容ということで報告させていただいております。その構想がまとまってから、今日までの間にも様々な団体や町民の方々から、この構想に関して、意見が寄せられている点もございまして、新聞等の報道にもございましたのでそれによる反響もあった内容でございます。

担当課は環境整備課になりますが、現在、建屋に関してが、中心になりますが、現状でその建屋に入れるべき内容ということで、関係のある課において様々な、その課の関連する団体等の声を聞いてもらいながら、使うことができる助成制度等も含めて、意見を持ち寄り、今月中に庁内で打ち合わせを行う予定としております。

当初予算、来年度の当初予算に予算を計上している事業でございますので、令和5年度は、設計までのまず計画ということで予定をしておりますが、先ほど申し上げました庁内での打ち合わせを重ねまして、今回中村議員からいただきました内容も含めまして、必要な機能を選択しながら、提案を参考にし、参考にいたしまして、町民の皆様にご喜ばれる事業にしたいというふうには考えてございます。以上でございます。

矢口議長 中村議員。

中村議員

それじゃ最後に、ちょっと町有施設3つについてちょっと伺いたいですけれども、1つが明安地区多目的集会施設です。これ簡単にちょっと時間ないんで申し上げますと、これ現在使っている、新産地開発協議会、今後のことを考えるとこの協議会に譲渡した方がいいんじゃないかなあということです。

この中には無償譲渡も含んで考えてるんですけれども、この明安地区多目的集会施設、それから2つ目が旧山菜加工所、ここ神室農産加工研究会と、コミュニケーションシッという団体が使ってるそうなんですけれども、ここいずれ解体するっていうことになってるんですけれども、この山菜加工場、今後どのようになっていくのか。

それから3つ目が、神室放牧場監視舎これ施設計画では4年度解体いというふうにあったんですけれども、町の予算見てもちょっと私見つけられなくて、実際、どのようになっ

たのか、その3つの施設について時間少ないんで簡単をお願いします。

矢口議長 産業課長。

産業課長

それでは私の方から1点目と3点目についてお答えいたします。初めに、明安多目的集会施設ですが、こちらの落花生の生産の拠点ですとか、6次産業化を産学官一体で進めておる協議会、産業課といたしましては、有効にかつ使いやすい方向での活用を目指しており、今現在は普通財産として協議会へ年額11万円ほどで土地建物をお貸している状態でございます。

この辺は普通財産ということで、町としては、管理所管であります財政担当と、落花生協議会の推進担当であります産業課と協議会と、今後協議会側の意向もございまして、検討して参りたいというふうに思います。

あと3つ目の神室放牧地の監視舎でございますが、以前馬の放牧の中で井上先生の方で使いたいという申し出があったんですが、その後使わなくていいといったような内容で、計画では4年度解体となっておりましたが、グリーンバレー一帯の方向性というものが、来年度9月までちょっと先延ばしになったこともあり、現在施設には電気も入ってないですし、費用負担もございませんので、来年度9月の結論を受けて、その後どうするかということを考えていると思っております。以上です。

矢口議長 総合政策課長。

総合政策課長

私の方からは、旧山菜加工場について回答させていただきたいと思っております。

令和2年12月からコミュニケーションさんが神室農産加工研究会と合同で施設を使っているところでございます。その際の打ち合わせでも、神室農産加工研究会がこの場での活動が難しくなった時には、施設については町に返却したいという確認をしておりますので、この施設自体がかなり老朽化しているということと、数年に1回熊の被害が大きくありますので、そこについては利用がなければ、解体を進めていきたいと考えております。以上です。

矢口議長 中村議員。

中村議員

これで質問を終わります。ありがとうございました。

矢口議長

それでは一般質問の途中ですが、午後1時まで休憩します。

12時01分 休憩

13時00分 再開

矢口議長

休憩を打ち切り再開します。

それでは、須藤典夫議員の質問を許します。須藤議員。

須藤議員

6番須藤ですよろしくお願いいたします。私からは通告にありますように、街並み景観条例の運用について伺っていきたいと思います。それで、景観条例については、昭和61年に街並み景観条例を制定されてそれ以来、町の主だった施策の根幹に据えられた施策だということになります。町内の大工さんや建設関係の仕事確保となり、地域経済の牽引役となってきたわけです。行政主導の景観施策は、街並み景観づくり100年運動として、高い評価を受けることになりまして金山町の知名度も大変上がりました。

ただ、ここに来て、いわゆる少子高齢化、空き家、それから町内全体の過疎化こうした町全体が疲弊する農村の現実を直面しているということになります。こうした背景にありまして、ここ数年、金山住宅が、1件もたたない年がありまして、景観づくり100年運動、これにもですね、息切れがきているのではないかというふうに感じている1人です。それで、今後のこの条例運営をどのように考えて町の方ではいくのか。このために、七つの質問を準備いたしました。これに答えていただくことで今後の、条例運営、運用を明確にしていきたいと考えてますので、よろしくお願いいたします。まず1つ目ですが、新築住宅に占める金山住宅この建設の割合が少なくなっています。

まずその背景を、町長はじめ行政の方ではどのようにとらえているのかということ。次2点目ですが、条例の第5条では、街並み景観形成地域指定地区には形成基準の遵守を求めるとありますがこれらが執行されているのか。また今後ですね、執行する考えはあるのか、お聞きしたいと思います。それから、次3番目です。住宅建築コンクール、これは皆さんご存知の通りと思いますが、ホームページで紹介されてる内容によりますと、最上地域1市4町3村に建築された住宅で、金山町民もしくは金山の工務店等に勤務している人が、建てたものを応募対象とするというふうにしてます。

さらには4年度からは、平成4年度からですね、住宅とその周辺の景観、或いは環境についても審査を行い、審査の対象にするというふうにホームページでは紹介されております。

ただここです、気になったのはこの金山住宅という表現じゃなくて、金山型住宅という表現にしています。この辺のですね、こういう、その型をついたのはどうしてかということもお聞きしたいと思います。それでこのコンクールについてはですね、以前にも質問しましたが、なかなか応募がなくて、ただ事業としては、継続するというふうに予算付けされています。今年度について、この応募状況どうなったのか。お聞きしたいと思います。

います。

4番目になります。金山住宅を建てますと、現在80万町の方から建設支援ということで準備されます。ただ、一般住宅、いわゆる金山住宅以外の住宅についてはですね、特別その建築支援というのがありませんというふうに私認識してます。間違ったら修正してください。

それから、この条文にはまだ触れてませんが、景観条例は、全町を対象するというふうな文面も各所に出てくるんです。このことからすればですね、例えば景観条例の色彩をこういう調和のとれたところが、その建築の中に基準として出ればですね、当然支援が受けられるのではないかとというふうに考えられます。

この条文には、条例の条文にはありませんけども、そうした一般住宅についても、やはり全町を対象にしてるわけですから、支援策を考える必要があるし、当然行う必要が出てきてると思います。それから5番目になります。屋根、それから外壁等の色彩変更については、1回最大10万円、という支援が現在も受けられます。ただですね、先ほど言ったんですが、定義の問題ですけども、全町を対象にするとすればですね、今後も継続して、景観施策の意義を町民全体がですね、全員が継承していくという意味合いにおいても、2回以降3回、こういうふうに、これは金額の満額ということにはならなくてもですね、やはり景観に住民の方々も、いつも参加してるという、意識の継承はこういう形でできるのではないかとというふうに考えられます。ですから、2回以降の、そうした支援も考えてはいかがかというふうな提案です。それから6番目になります。景観審議会、景観審議会の方々かなりメンバーがおりまして、十何人でしたっけか、林先生から始め、多くの先生方が審議委員になっていただいて、そして長くこの条例とともにですね、町の景観について、いろんな角度から審議をいただいております。

ただ、この前の金山町の景観フォーラムの中でも、片山先生なども今後の課題として先ほど私言ったようですよ。この金山住宅、一辺倒ではなかなか難しいではないかというふうな提案もされてるようです。

それから、岸先生も岸健太先生もですね、やはり今後については、やはりそのイノベーションですか、そういうふうな角度から、新しいその考えも必要ではないかというふうなご提案をされているようです。

そういうことを考えますと、この景観審議会で非常に大事な機関でありますし、町長に直接諮問できる言わばこの議会みたいなものだというふうに考えられます。

ですから、この方、ここで出される議論についてはですね、現場の先生方それから、町民の方々、議員の方々、構成メンバーになってますけども、現実的に金山の住宅を見ますとですね、金山住宅の脇に白とか、黄色とかはありませんけども、その金山住宅でない一般住宅が混在してきてます。となればですね、この全町景観として見るとなれば、そうした建築様式の方々、要するにハウスメーカーの方々も関係者もですね、審議会に金山住宅というものを、理解していただけるようなメーカーの方々の参加も含めて、審議会という

のを運営する必要があるかなと。

これ任命は町長でありますので、その辺をですね、今後の金山の景観づくりの方向性として、従来の審議会だけでいいのかということ、検討していただきたいというふうに思います。

最後に7番ですが、こうした問題を、今までの景観条例の問題を含めてやはり役場の若い方を中心に、多様化した社会情勢や価値観の変容に対応すべき若手職員によるアクションプログラムというのが立ち上がっております。

これは非常に私は、住宅を建てるとしても、その世代の中心になる方々が役場の職員にも、当然いるわけですので、非常に集約された意見、若い人たちの意見として、このアクションプログラムではですね、どんどんやっぱり議論していただいて、将来のその景観づくりに反映させていただきたい。

ただ、話に聞きますとですね、金山住宅の良さは理解しながらも、実際に建てた住宅がですね、残念ながら金山住宅に適していない住宅が建ってるという話も聞こえてきます。ですから、そういうことであるとすればなぜそういう溝があるのかを含めてこのアクションプログラムの中で、おおいに議論していただきたいんですが、まず、こういう若手の職員による機関ができてますよって、その成果と取り組んでいる内容等についてもご紹介していただければというふうに思います。

それで今、質問かなり項目ありますので、まず一気に答えていただいて、そのあとで私の方で整理して再質問させていただきますのでよろしく願いいたします。

矢口議長 町長。

町長

ただいまは須藤議員からは、町の景観条例の関係について本当に盛りだくさんの内容でご質問をいただきました。

7点についてご質問いただきましたがそれで、順次お答えをさせていただいて、その後再度というようにお話ですから、私の方からは、1番と6番についてお答えをさせていただいて、あと2番から5番それから7番については、環境整備課長からお答えをさせていただくようにしたいと思います。

最初の新築住宅に占める金山住宅の建築の割合が少なくなっているその背景ということでご質問であります。この問題自体も大変難しい問題ではありますけれども、一応お答えさせていただきますが、新築住宅に占める金山住宅の割合が減少しているとそういう実態にあるかと思いますが、その背景ということでも考えたわけですが、まず前提として考えられますことに、やはり人口減少、少子化等の影響によりまして住宅新築件数そのものが、まず減少がされているという現状があると思っております。

また、金山住宅の新築件数ですけれども、住宅建築コンクールのデータから見ますと、新築住宅件数は、昭和50年代から平成10年頃までが最も多く以降、平成10年その後、以降徐々に件数が減少しているという、そういったデータになっております。

平成20年以降は、特にですけれどもこれも金山住宅の新築件数が、年間5件を上回るものがほぼなくなっておる状態であります。この要因でありますけれども、新築することから、リフォーム、リノベーションして住み続けるという考え方が、徐々に浸透してきた時期に移行したのではないかということも考えられると思っております。

さらに、平成23年度からは、住宅リフォーム総合支援事業などの創設によりまして、国や県からの住宅リフォームに対する、支援が充実したことによりまして、年度ごとに増減はありますけれども現在まで、年間平均80件程度の住宅リフォーム事業の実績があります。

また、世帯構成、各一戸の世帯ですが世帯構成も従来ですと、3世代同居というものは、かなり多かったわけですがけれども、それらから、核家族化へ変化してきていることもあるかと思えます。そして住宅そのものに対する価値感、やはり住宅というのは、かつてですと、代々長く住み繋いでいくものという考えが、ずっとあったかと思えますが、それができるだけ安価で施主夫婦や子供たちが自立するまでの家、というような、代々住み繋いでいくものからは、かなりこう短期的といいますか、そういった考えに変容しつつあることなどが、これがハウスメーカーさんの選択をする傾向の要因の一つではないかなというふうに感じているところであります。その他、社会的な要因ですとか経済的な事情、そんなことも影響していると思われそうですが、そういったことによりまして、ただいま申し上げました通り新築件数そのものの減少に加えたことで、そういった背景をこう形作っていると、そんな形でそういう内容で一応とらえているところであります。引き続き2番目以降につきまして、環境整備課長からお答えさせていただきます。

矢口議長 環境整備課長。

環境整備課長

2点目以降をお答えさせていただきます。2点目は条例の第5条が遵守を求めるとあるが執行されているのかという内容でした。

金山町風景と調和した街並み景観条例第5条第2項の街並み景観形成地域及び同条第3項の街並み景観形成特別地区に関する質問でございます。

街並み景観形成地域につきましては、条例第5条第2項において規定するものとしてあり、かつ指定するエリアを、十日町、七日町、羽場、内町、山崎、飛森の6地域と、荒屋の一部を対象とした都市計画区域とその他、町長が必要と認める地域であり、具体的には定めておりませんが町全域に推進している状況にあります。

一方、街並み景観形成特別地区につきましては、条例第5条第3項において指定することができるとあり、指定するエリアを、街並み景観形成地域内における、特に景観の保全、創造及び修復の必要がある地区定めておりますが、現在、特定地区として指定している地区はございません。

担当といたしましては、確認申請や工事届の県への進達時に住宅の設計内容を把握することができますが、それ以前に、条例第7条に基づく行為の届け出を施主もしくは建築士等より届け出いただき、場合によっては、第6条の街並み景観形成基準に沿うような設計

内容にご検討いただけないか、助言を行うなどこれまでも景観形成基準をご理解いただけるように努めておりました。

続きまして3つ目。住宅建築コンクールの応募状況ということです。

初めに、金山型の型ということでしたけども、こちらはこの景観の施策を進める当初は金山型住宅ということで、始まってきたわけですが、これまで経過する間に型というものを除きまして、現在は金山住宅と統一させていただいております。

住宅建築コンクールの応募状況についてです。昭和53年にコンクールを開始して以来、この44年間で、応募総数が476件、うち優秀賞が23件、優良賞が45件、佳作が48件、特別賞が30件という審査状況でございます。

コンクールの募集要綱における対象区域につきましては、最上郡及び新庄市建築したものと定めております。近年は見受けられませんが、昭和62年から平成20年までの間に、町内の建築業者や大工が施工した11件ほどの町外物件審査実績がございまして、優秀賞などに入賞している物件もございます。

また、平成4年度からは、応募された住宅と周囲の環境景観についても審査を行ってまいりますという部分につきましては、平成4年度に金山町全町公園化構想が策定されたことなどもございまして、住宅審査時に、例えば宅地周りの木塀や石積みなどにより、周囲の風景、環境に対して、特に調和や配慮が感じられる場合、特別賞などの対象とする場合もあるという考え方でございます。

ここ数年の状況といたしましては、新築件数自体の減少傾向もございまして、コンクールへの申し込み件数も減少しております。令和元年度や令和3年度は、申し込み件数が皆無でコンクール自体を開催できなかった年もございますが、一方で令和2年度には、土蔵を住宅にイノベーションした優良物件を特例的に審査対象にした事例などもございまして、対象物件が少なくなった最近のコンクールのあり方を変容させていく必要もあるととらえており、ちなみに今年度の状況ですが、金山住宅の建築がございましたが、審査に対象とすることを希望しなかったために今年度の対象はないというふうになります。

続きまして4点目、一般住宅への支援はということです。金山住宅以外の一般住宅にも、色彩などで、景観条例に一定の配慮をだいた住宅に対しては、支援を行うべきではないかとのご質問についてですが、議員以外の方からも同じようなご意見をいただいたこともございますので、景観条例の趣旨から逸脱せず、現代的な課題にも対応できる支援はどうあるべきか、今後、景観審議会などでもご意見をいただきながら、検討を図って参りたいというふうに考えております。

続きまして5点目。色彩変更等につき、2回目以降も支援をという内容でした。複数回の支援につきましても、メンテナンスに対する支援の充実という意見を様々な場でもいただいているところでもございまして、先ほどの回答と同様になりますが、景観審議会などからもご意見をいただきながら、この点に関しても検討して参りたいというふうに考えております。

矢口議長 町長。

町長

6点目でございますが、審議会の構成メンバーということで、金山景観施策に協力してくださるハウスメーカー等の関係者を加えたらどうかというようなご質問、6点目でございますけれども、景観審議会の構成メンバーということにつきましては、景観条例第10条には、景観審議会の職務として、街並み景観の形成に関する基本的な事項または重要事項を調査審議するものと表記されております。ここで言う、街並み景観の形成につきましては、個人の住宅の外観だけを指すものではなくて、公共施設や公園、道路水路、空き家、空き地、或いは金山住宅に携わる金山大工や、そこに住む方々の意識に至るまで、金山町内の街並み風景を構成する要素すべてについて指しているものと認識しております。

景観審議会は、これらの課題を総合的に勘案して、金山町の街並み景観をよりよいものにするためのご意見をいただく機関であるということから、ご質問のハウスメーカー関係者を審議会の委員として任命することの可能性につきましては、これも様々な観点から、今後検討しまして、まず慎重にやっぱり判断して参りたいというふうに考えております。なかなか難しいことであるなという思いもいたしているところであります。

また今、環境整備課長からも、直前の回答の中で、メンテナンスに対する支援でありますとかそれから色彩に関する支援というところにつきましても、様々やっぱそれに、意見としては、支援をぜひという声があるということは承知しておりますが、やはり景観審議会の中で、まだ十分な審議は行われていないということもありますので、そこら辺はやはり景観審議会の中で、十分検討をさしてもらおうというような、そういう答弁をなぞる形になりますけれども、そんなふうに思っておりますが、あともう一つ加えまして、やはり昨年の11月に景観フォーラムという形のものを開催をさせていただきましたが、そういったところで、様々な景観に関するご意見を町民の皆さんからも広くいただきたいなど、そういう思いから、景観フォーラムを開催いたしております。

昨年度が昨年が第1回目ということでありましてけれども、思ったほどこう広がった議論にはちょっとなりえてなかった、そんな思いもいたしますけれども、そこら辺を2年3年と開催していきながら、様々な今の町の中にある景観施策上の課題、そこら辺につきましても、ご意見をいただく、そしてさらにそれらとその景観審議会ですれらを議論に上げていくとか、そんな形を、こうやりながら、よりよいものを作っていくというようなやり方をやっていきたいと思っております。最後の7点目につきましては、また課長から答弁させていただきます。

矢口議長 環境整備課長。

環境整備課長

それでは最後7点目につきましてまたご説明させていただきます。金山町景観アクションプログラムは、景観生成のあり方を原点にあり方の原点を手本にいたし町民の主体的な参加による景観運動の実践と、定着を目指すこと、及び、多様な実践活動の中での地域社

会の将来を担う次世代リーダーを生み出し育成することを目的としております。

令和4年度の主な活動といたしましては、教学課及びふれあいスポーツクラブと協力いたしまして町内ウォーキングマップを作成して、全戸配布させていただきました。この取り組みは、マップに金山町内の風景や建造物などのビューポイントを記すことにより、町民の皆さんが景観を楽しみながら、町中を歩くことで、健康増進にも繋がるようアクションプログラムの立場からも、作業協力させていただいたものでございます。

また東北工業大学と連携した事業といたしまして、金山住宅の冬季室内温熱環境測定調査を実施いたしました。

この調査は、金山住宅で薪ストーブを使用されている住宅を対象といたしまして、薪ストーブ使用時に形成される室内温熱環境調査を行い、今後の低炭素社会の形成に寄与する木造住宅のモデル構築に向けた知見を得ることを目的としております。

今回の調査では、9世帯の方々にご協力をいただいております。調査により収集されるデータに関しましては、ご協力をいただいた世帯及び町に提供いただく予定でございます。

今後、令和5年度の活動計画といたしましては、まずは今年度、他の事業等と重なりまして実現できなかった、景観フォーラムへの積極的に関わりを持つとともに、町民の皆さんが抱えている景観施策への率直な考えを引き出せるよう活動して参りたいと考えております。

また、室内温熱環境調査の継続実施や、景観運動における教育と普及のテーマに取り組むために、金山小学校児童を対象とした景観図画コンクールなども、小学校と連携しながら取り組んでいく予定でございます。また先ほど須藤議員から提案をいただきました内容や、現代における景観施策の課題についても、このアクションプログラムで検討して参りたいと考えております。以上でございます。

矢口議長 須藤議員。

須藤議員

はい、ありがとうございます。それではですね、今答弁いただきましたことで再度お聞きしたいことありますのでお願いしたいと思います。

まず条例についてですけども、都市計画の中でそのエリアとしては七日町、十日町とか、大きい範囲で指定されているというようです。それから、まだ現在、条例が施行されてからですね、いわゆる、景観形成特定地区、非常に重い表現ですけども、ここは、今に至って指定されたこともないし、今後はそういう可能性がこの条文では出てくるのか。出てこないとすればこの条文そのものがですね、死んだものになってるというふうに、今までもしてないんです。

今後もないとすれば、そんなふうに思うんです。それから、ちょっと先に上って第3条にですね、町民の景観条例にどういうふうに関わっていくかというところの、4条に出てるんですが、この施策に対してはですね、表現ではこういうふうに、協力するよう努めるといふふう表現です。

しかし、今までの話を聞きますとですね、かなり行政主導でいろんな施策を展開している、してきた、ところが条文では、依然として町民にはその協力という、非常に表現っていかね、もっといろんな施策を組んで、或いは支援して協力以上の言葉がやっぱり求められているという気がするんですよ。

でも、条文上は、あくまでも協力ってのは、やってもやらなくてもいいような、こんなふうな捉え方もされるわけですよ。この辺の条文の押さえ方、依然としてこういう形でいいのか、だとすればですね。その全町に広げたこの条例がですね、やはりなかなか町民の今後のですね、100年に向けての施策としては非常に中途半端な形で今推移されてるといふふうに条文上ですよ、思います。この辺、少し精査していただいていいんじゃないかと思えます。

それからいろんな支援をするということを必ず財源の問題が出てきますけども、できるだけですね、広くその財源が使われるように、今後は施策を考えていく必要があると思います。

先ほど言ったその2回目のペンキの修復なんかはですね、ただ景観だけじゃなくて、いわゆる雪害、雪の雪害ってのもやはり含めて考えるとですね、今問題なってきたる住宅、空き家住宅の倒壊とか、危険住宅の発生とか、そういうふうなものも考えるとですね、克雪のそういう、ペンキを塗り直すことによってそういう意味も含めますので、財源に関しては広く考えていただいていいんじゃないかというふうに思います。それとですね、非常に大事なことで検討するということが3つほどありました。

先ほど言ったその色彩変更については、今後やはり審議会と、これ、審議会ではやはりその2回3回も1回は、審議会としても、ゴーサインを出してるわけなので、2回が別の色になるわけでもないし、3回も同じような色彩、多分そういうふうな変更になっていって、そんなに審議会のご意見を求めなきゃならないことが大きな事業変革とは思いません。色彩変更に関してはですね。これは外観についても同じです。

あと、景観審議会の構成について、これ後でちょっとまた別の角度からお話したいと思うんですが、ですね、町民の団体の方それから区公連の方々、議会の方々、ライセンスを持った先生方、それから大学の先生方も入ってやられてるわけですが、いわゆる町長が先ほどと金山住宅が、なかなか建ててくれない背景として、社会要因はわかります、しかし若い人たちの、ニーズっていうか、これが非常に長寿命の住宅じゃなくて、コンパクトに自分たちの世帯、子供さんが独立するまでのそんな住宅を考えているという、多様化の考えが述べられてます。ここはですね、やっぱり大事なところだと思うんですよ。これも含めて、金山の景観として、将来にわたってですね、見ていくという我々の金山住宅に住んでる方々の意識の許容の範囲を得ないといけない。

あと、どうしてもその家屋が劣化して、或いはそこに居住する人がいなくなってですね、廃墟寸前の住宅空き家出てきます。これ解体の事業はありますけども、しかし追いつかない状態ですよ。特に、外部の方に行きますとですね、かなりの件数として空き家が増えて

きています。

これもですね、非常に認めるのは嫌ですけども、それらも含めて町の景観として、やっぱり見るその許容差というのが我々、これから必要になってくると思うんです。

それをすべて行政が担っていくのではなくて、そこに住んでる方々も、そういう背景の姿を見ながら、或いは生活をしていくという時間がどんどんこれから長くなってくると思うんです。

ですから、そういう景観についてのステップですね、100年を目指しますよ、目指すんですけども、それを常に全面じゃなくて、つまり若い方々が建てやすい住宅も点在すると、それから空き家もその中に点在するこれを認められるか認めて、我々は生活していかなければならないその上で生活がしやすい方法をやはり考えてある。ところがですね、社会の変革がまた前向きになってくると思います。

そういう、資力なり余力が町の方の余力も出てきたら、この施策に関しては、さらに重点的に支援するというふうなことも、100年先ですから出てくると思うんですよ。ですから今はですね、そういう町長が言われたような、課題をやっぱり我々がどうそれを受けとめていくかというところに、立ってるんだと思います。

そういうことで、ぜひですね、この100年運動をまずとにかく根気よく町民の気持ちから離れないように、いうふうなことに、施策変更、或いは意識の継承をですね、考えていただきたいというのが私の今回の質問の大きなところであります。

それで時間も経過してますが、条例についてはですね変えられるのであれば特例さっき、回答もらってませんけども、いかがですかそういう指定して特に七日町、十日町指定して、あらかた町の施策でかなりできましたので、例えばもうポイント絞って、エリアをその特定地域にしてそこには、この条例で遵守して町としても、きちっとですね、完結するようにする。

まずポイント的にやると、いうふうなことも考えてはいかがですか。やらないとすればこの条文に関してはやっぱり検討必要だと思いますけど、いかがですか。

矢口議長 町長。

町長

ただいまの須藤議員から、本当に貴重な視点で、様々とらえていただきました。それで今の当面答えられるところでまずお答えをしたいと思います。最初に条例上でエリアを指定するということについてちょっと考え方としては、ありうると思います。

そういう指定をしていくということについて、やはり全町を対象にするとは言っても、やはり力を入れるところと、そうでないところっていうのは、若干区別をしていくということは十分考えられることだなというふうに思っております。

ただやっぱり景観条例そのものにやはり、すぐく景観審議会の先生方のご意見ということも、やっぱり重要視されますので、そこに問題提起をさせていただき、こちらの方でしまして、それで議論をさせていただくということをどうしてもやっぱり必要だと思います。

その中には、今申し上げた、そのエリア指定という考え方とは、ぜひあり得るのではないかというような考え方でもって、検討をお願いしていきたいというふうに思います。

あとそれから、何点かご指摘をいただきましたけれども、例えば、色彩変更や、それからあと修繕というか改修ですが、それが回数を2回3回ということは、同じような内容で、改修或いは色彩変更するのであれば、それらを支援してはどうかというお話もありましたが、この視点は、おそらく審議会の先生方としても、逆に言うと町の財政状況を考慮していただいた内容だというふうにとらえております。何回もやっぱりしていくってことが、半永久に数が上がってしまいます。そうしますと、それまで財政的に財源がカバーできるかというところは、なかなかそこまで力強く大丈夫そうだといいところまで言いかねるところありますので、ただでも1回ぼっきりで終わりかというところには、やはり先ほど来例えば、一方では、ハウスメーカーさんの建築も少しずつ増えてきてる実態からすれば、やはり色彩変更なり、或いは改修の2回目という線もやっぱりこうやっていくことで、そちらの流れを食い止めるというか、そういうことにもなるかと思っておりますので、そこら辺についても審議会の中でも、検討材料にさせていただいて、もんでいただくというようなことも、ぜひやっていきたいなというふうに思ったところです。

あとそれから、さっきもちらっと申し上げましたが、やっぱり住宅の建て方として、やはり長く繋いでいくという意識から、30年、20、30年といいますか、それぐらいのスパンでとにかく、当面その住み心地がよければというところを追求しがちな若い施主の方々が出て来ると、それは本当にそうだと思います。

ただその場合に、どういう場面で一般住宅ではあるかもしれませんが、須藤議員のそういったところでも支援できる場所がないのかということも、今までは議論なかなかなくて来ないと思います。ただ、そこら辺も、特に色彩なんかは本当に合わせやすいといえますか、金山の住宅とそぐわない色彩でハウスメーカーの場合もあると思います。

そういった場合に、これまでは、してきてはいないわけですが、そこら辺の支援というのは、実際できないものかということなども、今後の条例改正ということにはならないかと思っておりますけれども、見方として、そういったところを評価するといえますか、そういったことができないものか。

それなんかも十分議論してもらって題材になるかと思っておりますので、まず先ほど来ご意見といえますか、今本当に、金山町内に起きている様々な住宅に関する課題というか、金山の景観100年運動を展開していく推進していく上での課題といえますか、そういったことの中で、やはり課題として出てくる内容についても、広く議論、検討材料にして、より良い方向性がないものかを、なかなか私自身もそこら辺の部分については熟知正直してないところもありますので、やっぱり審議会の委員の方々、専門委員の先生方のご意見などもお聞きしながら、少しでも今ある条例を場合は若干なりとも修正していく必要がないのかとか、或いは、条例の中でも、こういった部分で、救えるというものではないかとか、そういったところの検討を改めてする必要があるのではないかなというふうに思いをしたと

ころであります。

矢口議長 須藤議員。

須藤議員

その辺よろしくお願ひしたいと思います。それで最後の質問になりますけども、職員の方々の施策についての検討会もあるということがありますし、それから、これはですね、これは山大との連携であるソーシャルイノベーション創出モデル事業、これについて計画は5年の計画がありましたけども、予算づけはしないというふうな報告は受けてます。その結果についても、審議会等の説明等にも説明されたと思いますが、まずですね、この5年度予算には計上しないんですが、そうした若い職員の方々が提案されたこういう山大の提携で、青写真できてますけども、アパートですよ。これもさっき言ったように若い方々が、やはり単身で一時的に生活する場ということで考えていいと思います。金山に定住してもらえばなおいいわけですけど。

あと新庄にできる新しい大学校そういう生徒なんかも、金山が好きで、こういう自宅に住みたいとか、そういう方も中にはいると思うんで、そういう受け皿としては、私なんかは、やはり考えるべきものかなというふうに思っていたんですが、予算づけはできないということで、来年度見送りというふうなことだろうと思いますけれども、これはやめるといふことで、いいですか。今後もこの事業は、取り止めとこういうふうなことで、結論に至ってるんですか。お聞きします。

矢口議長 町長。

町長

ただいまのソーシャルイノベーション事業の移管とそれから庁舎内の若手職員からのプロジェクトチームの提案ということで出てきたの、民間アパート建築ということですけども、これにつきましては、景観の部分ってのは、確かに大きい影響があるわけですけども、あともう1つはやっぱり若者の定住策の一つとして、今後考えていく必要があるだろうということから、予算化の寸前まで、予算査定を経て、これでいきたいという気持ちを持ったところで、ただ、やはり私の頭も引っかけりも当然ありましたが、やっぱり金山の景観施策等の何ていうかな、整合性っていうのは、どういう形になるかというところで、実際専門委員の先生方にお話をこちらの方で申し上げて、意見をお話を聞いたという部分と、それからもう一つがご承知の通りといいますか景観審議会自体を、3月の中旬に開く予定のものを、2月の方に前倒しさせていただいて、景観審議会で実際、どういったご意見があるのか、それを確認をさせてもらった上で最終判断ということを考えてところでした。

結果的に景観審議会の委員の方々の大半の意見が、やはり金山の景観施策を進めてきたものにやっぱり合致しないのではないかと。

そこを町が指導する形でというか、そんな形の支援っていうのは、いかがなものかというご意見が多かったところなんです。そんなことを考えまして、この時点で、まずは前に進むということは、私としてはこう断念しました。

それでそれを削除した内容で予算計上させてもらったわけですが、今後のことということをお考えますと、やはり民間アパートこれまでですと単身者住宅は町で補助金を、国の補助金を得て、それで建ててはきておりますけれども、やっぱりこれから、先ほど来の公共施設をとにかく集約化していくという方向性にあるかと思っておりますので、町がそういった住宅の分野に直接関わってやるということは、極力別の方法があったらそちらの方というふうには思っています。

その意味で、民間のレベルで、アパート建設というところを実際、実績のあるところからそういうお話をいただいたというのは正直ありましたので、さっきのプロジェクトチームの提案と、それらの内容合致したということもありましたから、進めていくことを考えたわけですが、ただ、やっぱりやり方として、今現在そういった景観審議会でのご意見もございまして、それでは、令和5年度としては、この事業は一旦、進めることはいたしませんけれども、金山町内の、例えば建築に係る設計の先生方、或いは大工さん方、そういったところで、民間アパートみたいなものを、作るというようなことについてどう考えるかとか、或いは金山の景観に沿ったアパート建築といいますか、もしくはその運営も含めてですけれども、そういったことについてちょっと意見交換をする場を設けていきたいなという気持ちはあります。

その中で、折衷案といいますかそういった案が出てくるか来ないか、ちょっとわかりませんが、景観施策を進めている流れの中でも、その民間アパートというか、そういうものに類したものが実際建てることっていうのは可能かどうか、今そこら辺の可能性を、一緒に考えていただくといえますか、そういった意味では、関係の方々とはぜひ話し合い場を設けてぜひ可能性を模索していきたいなとそんな思いをいたしております。

あくまでも今の景観をですから、それと意見が合わないままで一方的に進めるというやり方はするつもりはありませんので、一旦課題がといいますか、表面化したと思っております。ですから、この機がチャンスだととらえて、できるやり方がどんなやり方はあるかというところを、関係の方々との話し合いの場を設けて探っていくと、そこからまずはやっていきたいというふうに思います。

矢口議長 須藤議員。

須藤議員

わかりました。今町長のお話を整理しますと、まず、課題を一つずつ解決していく協議なり話し合いを今後すると、そして町長自身は、この事業をやはり実現したいと、こういうことでいいですか。はい。いいですか。そういうことで。

矢口議長 町長。

町長

先ほどちょっと申し上げましたが、やっぱり人口減少が著しいという中で、それでやっぱり若者世代の方々が、やっぱりここに住んでもらうということが、少しでも減少のカーブを少し緩やかにするということでは、一つの策だと思いますので、その方々が住んでもら

えるようなものはどういったものか、ということも含めて、やっぱりこの民間アパートもそうだと思います。それ以外の方法ももしかしたらあるかもしれませんので、そこら辺を、先ほど申し上げた関係する方々とも話し合っ、その可能性を追求していきたいそんな思いであります。

矢口議長 須藤議員。

須藤議員

ありがとうございますこれで質問を終わります。

矢口議長

ご苦労様でした。次に、寒河江宏一議員の質問を許します。寒河江議員。

寒河江議員

7番寒河江でございます。私からはですね、冬でも、住みよい町づくりについて質問させていただきますけども、今年もですね、12月にたくさん雪が降りまして、町としても、豪雪対策本部を設けましたけども、その後ですね、これ年明けてから大分和やかなっていか、落ち着いた、全体を通せば落ち着いたかなっていう思いがありました。でも、12月は大変だったっていうのは本当に雨もありましたし、各家庭の水道凍ったとかっていう大変な思いをした方々もおると思います。

町長が掲げております、住んでよし、訪ねてよしの町づくりを目指していますが、町民の方々やっぱり金山町っていうのは、春、夏、秋はいいんですけども、冬が大変だという方々が大変多くおります。

金山町の人口も、5000人を切って、12月末現在で4981人ということで、金山町の広報に掲載されておりました。また、金山町の財政計画の中で人口減少を見ますと、やはりだんだん減っていくけども本当に、予定よりも早いっていうのが思いです先ほどの須藤議員の質問の中でも、町長も述べられておりましたけれども、緩やかになる方向で、様々な施策を考えて、いかなきゃならない、思いますけども、これについては、やっぱり人口減少は本当に、進みますけどもこの金山っていうのは、どこの町村もそうなんで、人口は減ってますけども、世帯というか一人暮らし世帯とか、高齢者の一人暮らし、二人世帯だけの世帯って多くなってきて、やはり面積的には縮まるものではない、ありませんのでそこをどうしていくか。大きな問題だと思いますし、また、東北自動車道が繋がり、高速交通網の整備が進み、若い人たちは、これからは通勤というものが、今度、通勤のキロ数が伸びてくると思うんですね、範囲が新庄までじゃなくて、東根とか村山とかという、通勤圏が大分広くなると思うんですが、そのことを考えますとですね、冬、朝の雪かきっていうのは、雪かきっていうんですかねと、こっちでは雪き払いといいますけども、やはり、大変だなと思って、やっぱり住まない方が多く、若い人たちが多くなってくるんじゃないかなと思っております。

将来も住み続けるには、冬期間の課題が多く、多いと思いますので、次の5点についてお聞きしたいと思います。

1点目はですね、除雪体制について伺いたいと思います。令和4年度の町道除雪事業実施計画書では、除雪隊員は18名で、機械は13台になっております。今年度と昨年度の募集状況と、年齢状況について伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

矢口議長 環境整備課長。

環境整備課長

すいません、確認させてください。昨年度のですか。

矢口議長 寒河江議員。

寒河江議員

今年度と昨年度の募集状況について伺いたいと思います。

矢口議長 環境整備課長。

環境整備課長

それでは除雪体制について、まずは本年度の状況をお答えいたします。本年度は昨年度と同様に除雪作業等従事職員は20名募集いたしました。

結果的に応募者の諸事情から内定後に辞退者があったこともありまして、採用者は17名、10班体制により、作業に従事している状況でございます。採用者の年齢構成を申し上げますと、20代が1名、40代が3名、50代が4名、60代が8名、70代1名であり、最年少が29歳、最年長が72歳。年齢構成は57歳という体制でございます。

令和3年度は、同じく20名の募集を行ったところ、当初は19名の応募がありました。随時に再募集を行いまして、1名の応募があり、最終的には20名で、体制を組んでおります。

現在の除雪機械の配備体制申し上げますと、通常除雪で使用する機械が10台と、効率的な道路の幅出し作業に実施するために、予備車を3台配備して作業に従事している状況でございます。

除雪の計画を作成するに当たりましては、前年度いただきました要望や苦情の内容を考慮しながら、除雪作業の安全性と効率性の向上、質の高いきめ細やかな除雪を行うことができるような修正を加えて計画を策定しておりました。また、除雪作業等の従事職員の研修といたしまして、事故や道路構造物の破損がないように、11月の雇用説明会時に各自の担当路線を提示して、ポール設置の際には、降雪前の道路状況を把握するとともに、今年度新たな除雪機を導入いたしましたのでそのメーカーから安全講習会等を実施いただきながら、意識改革を促して除雪体制の強化を図るよう努めたところでございます。以上です。

矢口議長 寒河江議員。

寒河江議員

今、課長から説明ありまして、20名が、17名体制で行ったということ、今年度は17名体制でやったこれについてはね募集について、募集後に、これなくなった方もいたとお聞きしておりました。この17名でやはり体制というのは、やっぱり、どうかなっていうのも

ワンマンが多いつているのが実情だと思いました。

その点の安全性といいますかね、それについてと、そして勤務ですね、勤務体系ですけども、予定ですと、朝は早出だと3時から10時15分まで、そして普通だと、8時半から15時45分ということで、約7時間、6時間労働なんですけどこれ勤務について6時間という、普通なら7時間なんですけども、その辺の勤務体系と、そして、今は週休2日制になってますけども、この給料体系に関しても、ちょっとお聞きしますけども、この日給を月給的に払うのか定額で、もう月に幾らというのを給料制にしているのか、ちょっとその辺もちょっと、あわせてちょっとお聞きしたいと思えますけども。

矢口議長 環境事業課長。

環境整備課長

まず初めに、17名体制になったことの安全性という内容ですが、こちらは当初20名のところ17名になった。ということでございますので、ロータリーは2名乗車になるわけですが、ドーザ等を1名乗車にし、ドライブレコーダー等を設置いたしまして、安全教育をするとともに十分な配慮のもと努めているところでございます。

勤務体系ということで、除雪の状況を説明させていただきますけども、今年度、昨年度同様に車道部100.6キロと歩道部4キロを計画路線として、車道は10センチ歩道は15センチ以上の降雪が観測された場合に、作業を実施しております。合わせまして天候予測しながら道路の積雪状況に注意して、交通量や通学路などの重要度の高い路線から適宜道路の幅出し作業及び排雪作業を行いながら、冬期交通の確保に努めているところでございます。

先ほど寒河江議員からもありました通り、業務の開始時期につきましては、積雪が予想される場合は、班長が早出作業の開始前に道路のパトロールを行いまして、早出作業が必要と判断した場合には、午前3時から作業を開始しております。通常時に関しましては、午前8時30分からの業務になりますが、それとは別に除雪に対する要望等の連絡をいただいた際は、早期に現場の状況等の確認に努め、問題解決に向けた作業の実施及び改善に努めているところでございます。

また、通常除雪以外における取り組みについて申し上げますと、本年度も降雪量も多くなる一定期間において、ダンプトラックを借り上げし、排雪作業の強化に努めたところでございます。

また道路と民地の雪を官民協働により、一体的に除排雪を行いまして、安全な道路環境と民地の快適な生活空間の確保のために、官民協働除排雪事業を2月に3日間行い、家屋が連坦しさらに道路が狭隘である、七日町地区内の町道で実施いたしました。合わせまして雪庇の落下による事故を未然に防ぐために、積雪状況等を勘案しながら、雪庇の除去作業も2月中2日にわたりまして実施しております。

今後の作業といたしましては、通常作業に加えまして、3種路線の除雪並びに堆雪箇所における雪下ろし等を予定しているところでございます。

また先ほどの給料体系ということですが、月給体制を敷いておりまして、早出等の時間外あった場合は、そこを含めた給与体系とさせていただいているところでございます。以上です。

矢口議長 寒河江議員。

寒河江議員

今課長から説明ありましたけども、この6時間としたのはどうしてなのかと、普通だったら、7時間だと思いますけど勤務に関しては、その点と、そして、この班長がやはり除雪早番のその前に回るってということですか、廻って道路パトロールして、早出とか皆さん連絡しなければならないという状況に、班長が判断するわけですか。

矢口議長 環境整備課長。

環境整備課長

勤務時間に関しては、少々時間をいただきたいと思いますが、早出に関しましては、班長が、早出時間よりも1時間ほど早めに出勤いたしまして、道路の状況を確認させていただいた後に、出勤の集合をかけているという状況にあります。

矢口議長 寒河江議員。

寒河江議員

そしたら、どうしてなのかっていうのは後で、まずいただくような形ですけども、これだと班長も大変だと思いますけどもそこでですね、2点目ですけども、除雪の状況についてですね、町民の方々から、どのような意見があったのかということ、除雪の状況についてよろしくをお願いします。

矢口議長 環境整備課長。

環境整備課長

先ほどの質問の中で若干触れさせていただきました。除雪の状況ですが、先ほどの答弁で申し上げた通り、早出、通常勤務ということで早出の際は、班長が事前に確認した上で、早出しているということになります。それ以外の状況といたしましてはダンプトラックの借り上げでの除排雪及び官民の協働除排雪、雪庇の状況等を説明させていただきましたが、10班体制を最近では、最少の17名で構築していることから、除雪ドーザは1名での乗車作業、ということで従事職員には負担をかけているところではあります。これまでに無事に融雪を迎えられましたので、職員それぞれの豊かな経験と、町民の除雪に対する理解と協力によって、これまでこれたというふうに考えておりますので、町としても感謝しているところでございます。

なお先ほどの6時間15分勤務でございますが、週6日勤務に対応するための措置ということで、この時間体制にしているという状況になります。以上でございます。

矢口議長 寒河江議員。

寒河江議員

そうしますと、週6日勤務の体制にするためについていうことは、除雪隊の方々、休み

もなく、週6日勤務するために6日間ですよ。そうすると、6日間するために週7日ですよ、それを6時間労働することによって、1週間という形になるわけですよ。そうしますと、この休みというのは、どうやって、休みがないという状況になりますよね。解釈的に、この週、この6時間労働6時間したのは、1週間、1週間ですよ。1週間働くために、6時間労働して、7日間なってるわけですよ。どういう、どういうこと。これちょっと、ちょっと理解できなくて、ちょっともう1回。

矢口議長 環境整備課長。

環境整備課長

1週間7日間ある中で、週6日間勤務していただくことになります。

矢口議長 寒河江議員。

寒河江議員

1日休みということですよ。そうすれば週2日制でもないという形で、勤務をしているという、ことなので、それに関しても、やはり労働基準ではどうかと思いますし、その辺もまだ考えていただきたいと、やっぱり週やっぱり1日7労働で、やっぱりちゃんとした形が一番私はいいと思ってるんですけども。ぜひその辺もやっぱり勤務体系っていうのはやっぱり給料もやっぱり冬、稼ぎたい方がいっぱいいるんでその辺もぜひ、どうなのかなという思いをしておりました。

それではですね、3点目の今後の除雪の課題と申しますか、今年やってみて、去年と課題というのはあるのかなということでお聞きしたいと思います。

矢口議長 環境整備課長。

環境整備課長

現在の除雪事業の現状から受けとめております課題といたしましては、最近では、人材確保の難しさを感じております。

少子高齢化等によりその課題は今後より顕在化するのではないかと考えております。町では人材確保対策といたしまして、資格取得に対する支援制度の運用や、従事職員募集開始時期の早期化、さらには、町道除雪に対するご理解、ご協力をお願いとともに、作業に従事する若手職員のコメント等を掲載して、除雪業務の重要性と、業務の魅力を町民の皆様からご理解いただき、新たな人材の確保に繋がればと思いついて、本年2月の町広報紙に、町道の除雪特集ページを設けさせていただきました。

そのほかにも、先ほども申し上げましたが、経験が少ない方でも除雪車の作業が可能となるよう、本年度を購入いたしました小型除雪車には、簡易装置を簡易操作装置を設置し、さらには除雪ドーザの1名乗車に備えて、全車にドライブレコーダーの設置も進めたところでございます。

社会状況の変化によりまして、今後も様々な課題が発生することが予想されますが、状況変化及び町民のニーズを的確に把握して、それらの課題が少しでも解決できるよう対応して参りたいと考えております。以上です。

矢口議長 寒河江議員。

寒河江議員

人材確保が大変だということで、だから、私はその給料体系もちょっと問題だと思ってるんですが、それなりに、やはりこの給与体系だけでいいのかなって思った時もありました。

今回ははっきり金額を聞いてませんが、話を聞くと、結構その割にはなっていないなという思いもあります。また、年齢構成を見ますと、今回は70代の人を採用している。そして、60代以上が含まれるということで、高齢化してるということで、その辺もちょっと問題だなという思いもありますけども、この17名体制で、私が、町民の方から話をいただいたのがですね、排雪時に誘導してないっていう、誘導者が人数が少なすぎてできなかったのかちょっとわかりませんが、そういう問題があります。

そのときにやはり、人数が少なくとすれば、環境整備課担当課の方で、やっぱり職員出たりして何かフォローアップしなければならないと思う、私は思ってるんですけども、その辺のやっぱり、把握、そして私も見たんですけども、ロータリー車には2人乗ってますって言ってますけども、実際には1人しかね、乗ってない時期、時もありました。

そして、何て言いますか、作業して1人しか乗ってないという、1人でもできるのかなと思いました。

また、ドライブレコーダーをつけてますと言いますが、このドライブレコーダーの把握に関しては、今年は何回行ったのか、ちょっとあわせてお聞きしたいと思います。

矢口議長 環境整備課長

環境整備課長

除排雪の際の誘導の有無ということですが、寒河江議員が見聞きしたということでその際についていなかったということの事実はちょっと私、知りえておりませんでした。

ダンプトラック等を使用した際、官民の除排雪の際は、従事職員が、誘導をついておりましたので、すべてではないと思いますが、そういうこともあったのかと思いますので改めてここは注意喚起して徹底させていただきたいと思います。

ロータリーの1人乗車ということも見たということですが、基本的に作業中、シューター一等を使ってる場合は、当然必ず2名乗車しなければなりません、その現場への運行等の際とかではなく、であればこれも改めてこちらの管理責任ですので、きちんと徹底させていただきたいということ、とともに確認をさせていただきたいと思います。

ドライブレコーダーの把握、こちらはドーザ等を中心にまず設置させていただきまして、最終的にロータリーにも設置させていただきました。ドーザ等を中心にこれまで少なくとも、1回以上確認させていただいております。以上です。

矢口議長 寒河江議員。

寒河江議員

私はロータリーでも幅出しなんで、ゆっくり走れば1人でもいいと、できることはでき

と思うんです私は。

でも、やはり今後ですね、その人数少なかったら、職員でもフォローアップするっていう、この体制っていうのは必要だと思うんですが。その中でもやっぱり、週、この勤務体系からいけば、休む人もいるのでそうすれば人が少なくなると当然なんで、こういうフォローアップをぜひお願いしたいと思ってます。

その点を踏まえてですね、今後の除雪体制について、町ではどう考えているのかということ、真室川町でも、除雪隊員が集まらない、いうことで、民間にお願いしている状況がありますので、その点について、町として、どのように考えているのかお伺いしたいと思います。

矢口議長 環境整備課長。

環境整備課長

今後の除雪体制を考えた場合ですが、現在の直営体制を維持できるのかという点がポイントになるかと考えております。

直営体制が構築できない状況になった場合は、民間委託による町道除雪が想定されますが、事業費の観点や、また丁寧で、迅速な対応が可能である現体制が維持できる状況におきましては、現体制を継続して参りたいというふうに考えております。

しかしながら、先ほども回答いたしました、近年の募集定員程度の応募数が続いている現状から、人材確保が現状課題だととらえておりますので、来年度におきましては、これまで町除雪班で除雪作業を実施しておりました公共施設部分、こちらを民間に委託する内容で、予算を計上させていただいております。このことによりまして、冬期間における民間事業者の仕事の確保はもとより、町道除雪作業早期完了、従事職員の負担軽減さらには、きめ細やかな町道除雪作業に繋がることなどを期待しているところでございます。

特別豪雪地帯という厳しい気象条件下にある当地域にとって、雪対策は避けては通れない、終わりのない課題であるため、今後も社会状況等の変化をとらえ、除雪事業の改善を適宜図りながら、安全で安心して冬期間の生活を送ることのできる生活環境の確保に努めて参りますので、ご理解とご支援を賜りますようお願いいたします。以上です。

矢口議長 寒河江議員。

寒河江議員

今課長から説明ありましたが、本当、本来であれば、やっぱり給料上げて、やっぱり集まるような形が一番といい、直営でできれば一番と安いと思うんですが、私は、うん。でも、この状況の中でやはり、この人は集まらなるとすれば仕方ない部分もありますけども、この予算計上にありますけども、公共施設の除雪等の業務委託料ということで、1491万円挙がってました。

それについてやはり、すべての公共事業、施設を全部するのか、その辺のやっぱり、車の除雪車の配備もあると思いますし、自社の車で、除雪車であるのか、その辺まで多分この金額が挙がるとすれば積算はしてると思うんですが、その辺のことについてどのよ

うな形で、町の除雪車ですのかそれとも、その委託を受けたところの重機ですのか、その辺もやっぱり、重要だと思いますし、そうしますと、町の方の台数も少なくなりますので、その辺も含めてちょっとお聞きしたいと思います。

矢口議長 環境整備課長。

環境整備課長

公共施設の除雪を委託する場合の考え方ですけれども、すべての公共施設を対象にしまして、1社にお願いするのではなく、数ヶ所に分けてお願いしたいというふうに考えております。その委託を受けた業者が持っている機械でお願いしたいというふうに考えております。以上です。

矢口議長 寒河江議員。

寒河江議員

はい。わかりました。そうしますとですね、これ、例えば除雪隊が集まったという場合は、この公共事業の委託事業というのは、なくなるっていう考えですか。それとも、集まっても、この公共施設の除雪に関してはお願いしていくっていうのか、ちょっとそこだけ。

矢口議長 環境整備課長。

環境整備課長

寒河江議員がおっしゃいました後者の方で、除雪隊員が定員になりましても、民間の方に、公共施設の除雪はお願いしたいという考えでございます。以上です。

矢口議長 寒河江議員。

寒河江議員

はい。わかりました。そうしますとやっぱり、除雪隊員の方々も集まっても集まって、やはり、公共施設を払わなければ払う必要がなければ路線に集中できるということで、時間も短く済むわけですね、住民の方も助かるという部分になると思いますけれども、その分、やっぱり予算的に大きくなると思いますが、その分は、どう考えていいか、いいのかなと思ながらも、ちょっと考えているところなんですけども、ぜひ、でもやはり住民の方々が増えても、助かれば一番早く除雪も早く終われば、やっぱりいいと思うので、ぜひ頑張ってくださいと思いますけども、それでは、5点目のですね、最後の質問になりますけども、除雪の支援事業について伺います。

町では除雪費の支援事業がありますが、支援額の上限が6万4000円で、支援額の1割は、個人が負担する事業ですが、今年度、豪雪対策本部を設置したため、1.5倍の9万6000円になりまして、その支援額の1割を個人が負担して、今年度は行ったということになります。

考えてみますと、この1.5倍になって、9万6000円の1割負担でできたというのは、一人暮らしの方々、大変助かったと思うんですけども、この事業の対象者はですね、自力で、改めて言いますけども自力で除雪のできない一人暮らしの高齢者と、高齢者のみの世帯等に除雪費の一部を支援する事業で、住民税の非課税世帯が対象と対象になっております。

その対象者数っていうのは、やはり何名だったのか。

そしてまた、ぎりぎりに対象にならない方がいたそうなんです、それは、住民税の均等割のみの課税世帯数もあると思うんですが、私の聞いた話ですとこの課税額が、6000円だったと、6000円払っていることによって、除雪の雪下ろしの9万6000円の9万6000円の補助をもらわなかったっていう、ということもあったそうなんですけどもその世帯数に関してお聞きしたいと思います。

矢口議長 健康福祉課長。

健康福祉課長

初めに除雪支援事業につきまして、これまでの経緯ですとか、そういったところをちょっとご説明させていただきたいと思います。除雪費の支援事業につきましては、要件に該当する方、除雪に係る対象事業費の先ほども議員の質問にありました通り、9割を町が助成する制度で、一人暮らし高齢者や高齢者世帯の増大に伴いまして令和2年度から、もともとの対象事業費3万2000円を段階的に引き上げております。令和2年度に4万8000円、令和3年度に6万4000円としております。さらに、令和2年度から、豪雪対策本部設置時は、対象事業費を増額して対応しているというところでございます。

また令和3年度には利用者の利便性を考えまして、対象事業費に対しての助成分9割を直接除雪の業者に支払うという方式も導入しております。

利用実績につきましては、令和2年度は利用者数60人、支給総額は178万8906円令和3年度は利用者数が86人で支給総額が479万5954円、年々増加の傾向にあります。

これに基づきまして高齢者が安心して住み続けるための生活面での環境づくりというのは、これから拡充して対応していかなければならないなというふうに考えているところでございましたが、先ほど寒河江議員のご質問にありました。世帯数を、報告させていただきたいと思います。

令和4年の10月1日の時のこれは非課税世帯の給付の時に使ったデータをもとに、算出したものですが、非課税世帯数が253世帯、均等割のみの課税世帯が48世帯となっております。参考までですが、年税額が1万円未満の方だけで構成される世帯これ16世帯ということです。そのうち、そのうち16世帯のうち除雪費の支給事業の対象となりうる高齢者世帯ですとか、障害をもちます方の世帯です。そういった方が4世帯、16世帯のうち4世帯ということのようです。非課税、それから均等割の数等は以上でございます。

矢口議長 寒河江議員。

寒河江議員

今課長から、令和2年度、3年度、4年度の時の数字をお聞きしました。そして、令和4年度の10月現在の世帯数ということで、住民非課税が253世帯ということで、そして、均等割といいますか、48世帯ということでありました。

この均等割ですね、その割合が例えば課税この制度というのは、国の制度でもなく、町の制度なわけですが、それでですね町単独の制度なのでこの事業制度なので、この例えば、

この先ほど1万円ありましたが16世帯その方々は、対象にならないわけです。でも、障害者だったから、対象になったと思うんです。それは、うん。

障害者じゃなくて一人暮らしで、1万円未満の方々についても、やはり、1割負担とは言いませんけども、例えば2割負担とか、その割合を、ちょっと段階を作ってもいいのではないかなと、私ちょっと思ったんで、ゼロか100かというよりも、その中の2割負担とか3割負担とか、そういう形の段階っていうのがあっても、あることによってこの町にも住みやすく、少しでもらえば助かるわけになって、それ辺をちょっと、どのように今後考えていただきたい、検討していただきたいということで、最後の質問になりますけどもそれについて担当課というよりも、町長の考えをお聞きしたいと思います。

矢口議長 町長。

町長

現行の制度では対象外となってしまう部分で、今寒河江議員の方から、1割負担ではない形でもという、ご提案といたしますかご意見いただきました。それらを考えておりますと、十分検討に値するというふうに思います。

均等割の場合、2割なのか、3割なのかちょっとあるかと思いますが、そういったところで、1割負担だけにとどまらないで、もう若干対象を広がりますがその場合、負担割合をもう少し高める。そういったやり方で、どの程度の財源がおおきく変動するというほどではないというふうに思いますので、そこら辺十分検討に値すると思いますから、当初予算の認識はない形で今進めてますが、途中検討させてもらって、場合によっては冬までの間に検討すればいいことでもありますから、そこら辺可能性は十分精査して、場合によっては途中、補正予算で上げさせてもらうということなども考えながら、再度検討していきたいと思います。

矢口議長 寒河江議員。

寒河江議員

町長からいい話をいただきました。ぜひですね、その世帯数がどのぐらいあるかっていうのは、執行部の方でわかると思うので、その辺を精査しながらですね、本当に手伝える、家族の中で離れ、ちょっと自宅にいないでも、すぐそばに住んでる方もいると思いますが、その支援できる方々がいれば別なんですけども、そういう方々に関して、きめ細やかな冬でも住みやすい町づくりということで、ぜひ高齢者の方々も大変助かると思いますので、ぜひご検討いただいて、ぜひ来年はいい冬になるような形でぜひお願いしたいと思います。終わります。

矢口議長

これで一般質問を終わります。会議の途中ですが2時50分まで休憩します。

14時37分 休憩

14時48分 再開

議長

休憩を打ち切り再開します。

日程第5 町長提出議案の一括上程

日程第5 町長提出議案の一括上程を行います。

- 議第 1号 令和4年度金山町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認について
- 議第 2号 令和4年度金山町一般会計補正予算（第10号）
- 議第 3号 令和4年度金山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議第 4号 令和4年度金山町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議第 5号 令和4年度金山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 議第 6号 令和4年度金山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第 7号 令和4年度金山町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第 8号 令和4年度金山町水道事業会計補正予算（第3号）
- 議第 9号 金山町個人情報保護法施行条例の設定について
- 議第10号 金山町個人情報保護審査会条例の設定について
- 議第11号 金山町老人福祉センターの設置及び管理等に関する条例を廃止する条例の制定
について
- 議第12号 金山町地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 議第13号 金山町農村改善センター設置及び管理等に関する条例の制定設定について
- 議第14号 金山町路線バス設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いて

議第 15 号 金山町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議第 16 号 金山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議第 17 号 金山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議第 18 号 金山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議第 19 号 金山町緑地等広場利用施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第 20 号 金山町水道給水条例の一部を改正する条例の制定について

議第 21 号 令和 5 年度金山町一般会計予算

議第 22 号 令和 5 年度金山町国民健康保険特別会計予算

議第 23 号 令和 5 年度金山町介護保険特別会計予算

議第 24 号 令和 5 年度金山町後期高齢者医療特別会計予算

議第 25 号 令和 5 年度金山町農業集落排水事業特別会計予算

議第 26 号 令和 5 年度金山町公共下水道事業特別会計予算

議第 27 号 令和 5 年度金山町水道事業会計予算

議第 28 号 金山町過疎地域持続発展計画の一部変更について

議第 29 号 中田辺地にかかる総合整備計画の一部変更について

議第 30 号 金山町公の施設の指定管理者の指定について

議第 31 号 権利の放棄について

以上、31 件を一括上程します。

日程第6 施政方針並びに提案理由の説明

議長

次に、日程第6 施政方針並びに提案理由の説明を求めます。

町長。

佐藤英司町長

金山町議会3月定例会にあたり、提出議案の説明に先立ちまして、令和5年度町政運営の基本的な方針と予算の大要を申し上げ、議会をはじめ町民の皆様からご理解とご協力を賜りたいと存じます。

はじめに、令和2年国勢調査における当町の確定人口は5,071人でありましたが、住民基本台帳上の人口で令和4年11月に5,000人を下回り、令和4年12月末現在で4,981人となっております。また、一般財団法人地域活性化センターに委託しました人口推計業務として地域別の推計等を実施していただきましたが、人口減少の深刻さがより鮮明となる分析内容となっております。

人口減少は、首都圏などの都市部を除いて全国的な傾向であり、国内全般に亘る極めて大きな課題であります。国でも少子化対策として、こども・子育て応援交付金事業や児童手当等の拡充等を実施していく方向にありますが、短期間での効果を望めるものではなく、かなりの時間を要する人口対策が必要な状況であります。

令和4年12月23日に総務省が公表した令和5年度地方財政対策では、国の一般会計における地方交付税加算措置について、令和4年度国補正予算第2号で計上した1兆4千242億円を繰越し、地方交付税総額を安定的に確保するよう調整を行っております。

また、税収などの自主財源が脆弱な当町において、歳入の約半分を占める地方交付税につきましては、出口ベースで3千飛び73億円、率にして1.7パーセント増の18兆3千611億円を確保した一方、臨時財政対策債については、残高を抑制し地方財政の健全化を図るため44.1パーセントの大幅な減額となっております。

このようなことを踏まえ、令和5年度町当初予算には地方交付税は、前年対比5千450万円、2.5パーセント増の22億4千427万円、臨時財政対策債につきましては、先ほど申しあげましたように国の地方財政対策で大幅な減額となっておりますことから1千670万円、率にいたしまして54.9パーセントと大幅減の1千370万円を見込んだところであります。

一方、普通建設事業に係る町債につきましては、施設照明のLED化や旧中央公民館解体等を含む公共施設の有効活用や、地域経済活性化の観点から生活に密接に関係する道路・橋梁整備を行うための財源として、前年度対比2億3千飛び70万円、率といたしまして101.3%と大幅増となる4億5千850万円を計上させていただいたところでありますが、これまでと同様に交付税措置がない起債につきましては、後年度負担の軽減を図

るため、前年度繰越金並びに地方交付税の確定状況により、9月補正予算で財源調整をいたしたいと考えております。

次に、基金からの繰入金でございますが、令和2年度より財政健全化における基金残高確保を優先に取り組み、全庁挙げて事業見直し等の歳出抑制に努めてきたことや、新型コロナウイルス感染症を発端とする地方交付税等の過去最高の決定額や新型コロナウイルス臨時交付金等による一般財源の歳出が抑制され、目標とする基金総額を確保できたことにより、今後数年は必要な事業に効果的に投資していく考えでおります。

財政運営基金は全体の財源調整として活用し、その他基金からの繰入につきましては、旧有屋小学校高圧受電設備更新工事、農村環境改善センター改修工事などの財源として、資産活性基金から2千380万円、かねやま応援基金から生活応援商品券配布事業2千650万円等、計6千670万円を、また、かねやま清い心の町創造基金から110万円、学校施設整備等基金から700万円を繰入したところでございます。

今後の基金残高を確保するため、後ほど補正予算でご説明させていただきますが、この度の補正予算で財政運営基金に1億円を積み増しすることとしており、さらには、3月下旬に特別地方交付税の交付額が決定されますので、その決定額と翌年度への繰越財源等を考慮し、令和4年度での最終補正予算において基金へ積立して参りたいと考えております。また、今後は経常収支比率の高止まりが見込まれておりますことから、弾力性のある財政運営を行うためにも、一般財源の確保が最大の課題となっておりますので、町税及び特別会計の公金未収対策について公金収納専門員を継続して配置し強化を図るとともに、向こう2年間で大型事業を実施していく計画となっていることから引き続き事業見直しを実施していくとともに、経費の歳出抑制に努め、歳入となりますふるさと寄附額1億円を前年度同額で確保したいと考えております。

さらには、将来の財政運営に影響を及ぼす基金残高並びに町債残高につきましては、今後予定されている普通建設事業や、公債費負担の推移と地方交付税の動向により試算を行い、可能な限り基金残高の維持と町債残高の減少を図ることを基本に、歳入規模に見合うよう歳出の調整を行って参りたいと考えております。

このような財政健全化の中途でありますので、2月7日に議会活性化財政健全化特別委員会において、令和4年度決算見込みと令和5年度当初予算内容を盛り込んだ財政の中期展望の詳細を、総合政策課財政係よりご説明させていただいたところであります。

令和5年度は町制施行98周年にあたる年度となっておりますので、記念すべき大きな節目となる100周年の2年前の年度にあたることとなります。このことから向こう2年間におきまして、どのような形でその節目を迎え、次の100年の一步を活力ある形で踏み出すためにも、それらに相応しい記念事業を検討するための準備委員会（仮称）を設置して広く検討してまいります。

次に、令和5年度当初予算につきましては、当初予算の概要、主要施策別事業概要は2月24日の予算内示会で各課長等からご説明させていただきましたので、予算編成の基本

的考え方、今後の行財政運営方針などについて申し上げます。

当初予算編成方針につきましては、11月29日に開催されました議会全員協議会で財政担当から議員の皆様にご説明させていただいたところでございますが、基本的な考え方といたしまして、1点目が、情報（町民ニーズ）を広く収集して課題等を分析し、本質を捉えた予算編成とする。

2点目が、持続可能なまちづくりを基本とし、「効果」と「質」に徹底的にこだわる。3点目は、職員一人ひとりが採算性の意識を持ち、正面から課題に向き合い、シンプルな考え方で具体的な解決策を出す。4点目として、職員の熱量を原動力とし、冷静な判断で正しい決断を行う。最後の5点目に検討のスピードを加速し、民間連携を含めた具体的実行で町民生活を豊かにする。この5項目を基本に予算編成にあたるよう指示をしたところでございます。

また、町の現状と課題を踏まえ、将来に繋がるベースとなる政策目標といたしましては、1. 少子高齢化、人口減少及び健康長寿対策の推進 2. 町財政の早期健全化 3. 防災・減災対策 4. 未来に繋がる産業（農林業・商工業）の振興と燃料価格等高騰支援の強化 5. 美しい景観の保持 6. 多様な人材の活用と育成 の6点を重点的に推進し、将来に向け活力あるまちづくりのため事業展開を図っていくための予算を盛りこんだところであります。

そのうち、特に「健康づくり事業（健康長寿、介護保険料の抑制）」、「学力向上対策」、「所得（農林業・商工業）対策」の3点につきましては、すぐに効果が表れるものではございませんが、令和4年度に引き続き、一步でも二歩でも改善に向けた事業の予算化を図るとともに、その実現に向け全庁的に取り組んで参りたいと考えております。

さらに、令和3年度から検討しているグリーンバレー神室の方向性と集客対策や金山住宅・景観施策につきましては、社会情勢の変化とともに町民ニーズや課題内容も変質していることが多々ありますので、町民の方々とともに広く議論する機会を設けながら、変化に即した事業展開も図られるように取り組んで参ります。

新しい地域交通のあり方（中学生も含めたスクールバスの拡充とデマンド交通の効果検証）、国で推進しているウィズコロナ対策の推進及びこれからの町の観光・景観施策の確立を重点的に推進いたしますとともに、現下の町内経済の状況を勘案し、受注機会の増加とインフラ整備のための普通建設事業費につきましては61.1パーセント増としたところであります。

続きまして、新型コロナウイルス感染症が中国武漢市で確認されてから世界中に感染拡大を繰り返し3年が経過いたしました。一向に収束の気配が見えず、連日感染者や死亡者が発生している中にありますが、ウィズコロナ政策として感染予防を講じながら経済活動も徐々に回復してきているところであります。さらに3月13日からはマスク着用の緩和や、5月8日からは当該感染症が2類から5類に移行されるなど、大きな方針転換が行われます。一方で、急激な物価高騰も大きく影響しており、町民や商工業者等への経済対

策が引き続き求められております。

このような状況を踏まえ、町内経済回復のための方策として生活応援商品券配布事業、プレミアム商品券発行事業などを当初予算に計上させていただきますとともに、これまで5回目の集団接種等を実施して参りました新型コロナウイルス感染症ワクチン接種の今後の対応につきましては、いまだ詳細が決定していないことから、適宜必要な予算を令和5年度補正予算に計上させていただき、切れ目のない対策を講じて参りたいと考えております。

併せまして、ウクライナ・ロシア紛争が長期化の様相を呈しておりますが、燃料高騰を起因とした物価高騰が町民生活に大きく影響している中で、町の公共施設等の光熱費の高騰により全会計併せて2千4百万円程の負担増となっており、今後の公共施設の在り方の検討はもちろん、「ゼロカーボンシティ宣言」を発出した自治体の取組として「節電・節約」により努めるよう指示しているところであります。

続きまして、特別会計でございますが、先ず介護保険特別会計については予算額が年々増加しており、町民の高齢化により給付サービス利用者が増える一方、それをまかなう財源確保に苦慮し、令和4年度より県内で一番高い介護保険料となっているところであります。

健康づくり事業（健康長寿、介護保険料の抑制）プロジェクトチームを立ち上げ1年が経過し、健康福祉課が中心となって事業展開し、成果を上げていきたいと考えておりますが、昨年秋ごろから老健施設入所者の増加傾向にあることなどから積算した結果、更に介護給付費の増加が見込まれ400万円、率にいたしまして0.4パーセントの増額となりました。予算規模の増加に伴い町の法定負担額と事務費に係る負担金も増加し、一般会計からの負担金につきましては、前年対比97万6千円、率にして0.6パーセント増加しており、町財政の負担感が高まっておりますので、介護保険料の抑制と一般会計からの繰出金の平準化を図るため引き続きルールの範囲内において介護給付基金への積み増しをして参りたいと考えております。

公共下水道事業特別会計につきましては、国からの防災安全社会資本整備交付金を活用しての浄化センター電気設備補修工事が終了しまして、その工事費の7千831万円が前年度より皆減いたしましたことから、前年度対比31.3パーセントの大幅な減額となっております。

農業集落排水事業特別会計につきましては、明安処理区域の管渠及び処理場設備が30年を経過していることからこれまでに農村整備補助金を活用し更新及び機能強化工事を行って参りましたが、令和4年度でほぼ完了したことから、前年度対比62.2%の大幅な減額となっております。

また、農業集落排水事業特別会計と公共下水道事業特別会計につきましては、令和6年度から公営企業会計に移行となりますので、固定資産の評価事務など移行準備を進めているところであり、令和5年度中に条例等の改正を実施していくこととしております。

町立金山診療所に係る国民健康保険直診勘定予算は、町内民間医療機関の閉鎖により町民利用者の増加を見込み、外来収入1千571万円を増額させていただいた一方で、収支改善に伴い一般会計からの繰入金は1千633万8千円の減額としております。

水道事業会計につきましては、配水管工事などインフラ整備に係る資本的支出を内部留保資金などで補てんしてきたことから、内部留保資金が年々減少しており、毎年、国の基準に基づき補助している高料金対策補助金のほか、水道事業会計の資金確保を図るため、一般会計から前年度3千万円を2千万円に減額いたし、基準外で繰入措置しております。

次に、今後の行財政運営についてであります。希望の持てる持続可能なまちづくりを行うため財政健全化を確実なものとし、町民と訪れる人が、将来にわたり「住んでよし、訪ねてよし」と衝動的に感じるまちづくりを進めていきたいと考えております。

そのため、財政負担が大きいグリーンバレー神室一帯（ホテル、レストラン、温泉、スキー場等）と中央公民館のあり方につきましては、令和3年度に検討委員会を設置し、議員の方々からも委員としてご参加いただき、今後の方向性を検討してきたところであり、さらには、随時、議会全員協議会において委員会での検討内容等をご説明し、ご意見等を頂戴してきたところでございます。

そのなかで、中央公民館のあり方につきましては、令和4年2月1日に開催した3回目の検討委員会で農村環境改善センターに中央公民館機能を移転することに決定いただき、令和4年9月より教学課事務室を設け、令和5年度に旧中央公民館解体工事や跡地を中央公園（仮称）として令和7年度完成を目指し、財源確保に努め整備を本格化させていく考えでおります。

一方、グリーンバレー神室のあり方につきましては、当初、令和4年9月末までに最終方針をお示しすることといたしておりましたが、温泉施設につきまして設計者側との協議のなかで、営業定休日を週に1日設けることにより躯体の強度等が2年程度耐久性を確保できるとのアドバイスをいただきましたので、早速、株式会社グリーンバレー神室振興公社と協議し毎週水曜日の定休日を設けるとともに、温泉施設改築に向けた検討に時間を要すると判断し、他の施設群も含めまして、令和5年9月ごろに最終的な今後の運営方針をお示ししていくこととしております。

また、検討から3年目を迎える令和5年度の対応策としては、これまでの検討委員会の意見等により施設の管理運営を、民間による企画や集客力に期待し、町直営としている部分を民間業者への指定管理者制度を盛り込んだ条例改正を町議会12月定例会において議決いただいたところですが、この度の3月議会において指定管理者を指定する議案を提出いたしております。

さらに、新型コロナウイルス感染症による影響が大きい、第三セクターの株式会社グリーンバレー神室振興公社の経営状況が悪化していることや、専門的なスタッフ不足等が生じていること等、課題が山積しているため、ホテル経営を全国的に展開しているホテル経営専門家とマネジメント契約を結び、会社内部の改革やグリーンバレー神室一帯の魅力化

等に取り組ませていただきたく、その経費を総合交流施設指定管理料に1千万円を増額して経営強化や集客に努めて参りたいと考えております。

一方で、スキー場につきましては、全国的なスキー愛好者の急激な減少や少子等により来場者が大幅に減少している中、維持管理経費の増高があったところにナイター照明やリフト運転に伴う電気料の大幅な高騰等を考慮しまして、令和5年度のシーズンからは町直営方式ではなく、民間事業者等で運営を担っていただけるところを引き続き模索していきますが、マッチングが成立しない場合を含めて、同じく9月ごろまでその方針を示して参ります。

今後、町議会や町民のご意見を踏まえ、将来の町民サービスと交流人口の拡大見通しなど幅広い観点から、持続可能かつ夢が持てる行財政運営を主眼としながらも、町民の皆様からご理解を得られる方向に向け判断をしていきたいと考えております。

このようなことから、令和5年度の行財政運営のテーマとして「町民の心に響く「衝動的」なまちづくりを」といたし、「財政健全化に主軸をおいたこれまでの「守勢」から「攻勢」へ」の町政運営を変革し、これまでの財政健全化の成果や年限ある国の財政支援拡充等を受け、必要な事業に効果的に投資していく局面であると捉えており、事業が人の心を動かしていける展開を、町民と行政が一体となり、各課が連携して重要施策をはじめ各種事業に取り組んで参りたいと考えております。

特に、新型コロナウイルス感染症やウクライナ・ロシア紛争を機に町民や行政の取り巻く環境は大きく変わろうとしており、町では今後、グリーントランスフォーメーション（GX）とデジタルトランスフォーメーション（DX）について、世界的な環境問題への対応や先行自治体を参考としながら、重点的かつ全庁挙げ町民とともに進めて参ります。

まず、グリーントランスフォーメーション（GX）についてですが、地球温暖化の影響から近年は想定を超えるゲリラ的豪雨、線状降水帯による断続的な豪雨や台風の発生が多くなり、毎年のように全国各地で大規模な災害が発生しております。

このようなことから、国では地方財政対策にも公共施設の脱炭素化の取り組みの推進を盛り込んでおり、町といたしましても脱炭素化を推進していくため、令和4年11月3日に「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、ゴミの減量化、リサイクルの推進、公共施設照明LED化など、令和5年度は環境省補助事業を見込みながら、「脱炭素実現に向けた再生可能エネルギー導入計画」策定を行い、スモールスタートにより町民に広く啓発し、全町的な運動に展開を進めて参ります。

また、デジタルトランスフォーメーション（DX）につきましては、政府（デジタル庁）が中心となってデジタル田園都市国家構想を打ち立て、都市と地方の経済的、社会的格差が深刻化している状況をデジタル基盤整備やデジタル人材育成により解消するために重点化し、ほとんどの自治体が行うところでもあります。

そのような中、町では庁舎推進体制を令和4年度中に整え、デジタル利用の最先端技術を有する「株式会社セガエックスディー」の全面サポートをいただきながら、デジタル人

材育成や全町民がデジタル化の恩恵が受けられる基盤や仕組みづくりを、令和7年度までに重点的に取り組み、行政サービスに特化した内容だけでなく、町内商工業や農林業の振興と活性化に寄与できる金山版デジタル化を進めて参りますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

行政には、将来にわたり町民の豊かな暮らしを守る義務があります。豊かな暮らしの実現には熱意と行動力が不可欠であり、持続可能かつ希望の持てる行財政運営に全職員とともに努めて参ります。

議員各位におかれましては、引き続き、ご理解とご協力を賜わりますようお願いを申し上げ、新年度に向けた施政方針とさせていただきます。

続きまして、このたび提案させていただきます議案につきまして、ご説明を申し上げます。

提案させていただきます議案は、議事日程でございますように議第1号から議第31号までの31件であります。

その内容は、専決処分の承認 1件、令和4年度補正予算 7件、条例の設定及び一部改正 12件、令和5年度当初予算 7件その他 4件となっております。

最初に、議第1号令和4年度金山町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認についてでございますが、歳入歳出に659万6千円を追加し、予算総額を49億3千239万6千円とする専決処分を12月26日付けでさせていただいたものであります。

その内容は、12月26日に積雪深97センチメートルに達し、その後も断続的な降雪が見込まれることから雪による事故防止、高齢者世帯等の見守り等の強化を図るため、雪害防止対策連絡会議から豪雪対策本部に移行したところでございます。

高齢者世帯等が冬期間安心して生活できるよう除雪費事業補助金につきましては、当初予算で一世帯あたりの事業費上限額6万4千円で予算措置をしておりましたが、豪雪対策本部設置に伴いまして、雪下ろしや間口除雪の回数も増えることが予測されましたので、さらに1.5倍となる9万6千円に引き上げることとし、432万円を増額したものであります。

また、除雪機購入費補助事業は令和4年度の新規事業でありましたが、新規購入や更新希望者の申請が多く、10件を追加するため100万円を増額し、流雪溝管理事業については、今期は降り始めが早く大雪が見込まれましたことから、流雪溝の雪詰まり等のトラブルを防止するため維持管理委託料100万円を増額しております。

また、町技ともいえるクロスカントリースキーの選手強化が功を奏し、全国や東北大会等で中高生が活躍し輝かしい成績を残し、町にも明るい話題を提供していただきました。特に、今年は山形県内を会場に2月7日から11日まで第72回全国高等学校スキー大会が開催されましたので、東北中学校スキー大会（福島県）と合せた町民の応援ツアー経費27万6千円を増額いたしております。

なお、財源につきましては、地方交付税を増額して調整させていただきました。

次に、議第2号から8号までにつきましては、令和4年度各会計の補正予算となりますが、年度末となり実績見込みや事業費の確定などによる減額補正や、諸収入及び町債の減額に伴う財源調整が多くなっております。また、2月24日開催の議会運営委員会におきまして、総務課長から補正予算の概要について資料によりご説明をさせていただきましたので主な内容について申し上げます。

先ず、議第2号 令和4年度金山町一般会計補正予算（第10号）について でありませんが、歳入歳出からそれぞれ3千840万4千円を追加し、予算総額を49億7千飛び80万円とするものでございます。

最初に、職員及び会計年度任用職員人件費については、新型コロナウイルスワクチン接種関係にスタッフ従事した時間外手当等が確定いたしましたことから、職員時間外手当273万2千円を減額し、会計年度任用職員報酬(時間外分)は13万4千円を増額いたしております。

職員人件費では、実績等により給料、手当、共済費等で546万円を減額いたしておりますが、それらの財源でもあります、新型コロナウイルスワクチン接種事業費負担金418万円や、年度途中で町職員の派遣取り辞めとなった訪問看護ステーション新庄サテライトまむろ川職員派遣負担金(雑入)581万2千円をそれぞれ減額いたしており、一般財源で調整いたしております。

総務課関係では、新庄金山道路に係る光ケーブル支障移転費用の確定により168万4千円を減額いたしますとともに、国からの補償費として56万3千円を減額といたし、NHK共聴組合施設改修事業補助金の確定により34万8千円を減額としております。

続きまして、総合政策課関係は、冒頭で述べましたように財政運営基金へ1億円を積み増しするとともに、各基金の利子分を積立することとしております。その他、ふるさと寄附事業経費ですが、より寄附者を確保していくためにポータルサイト「ふるなび」を新たに導入いたしましたことによる手数料150万円を増額し、実績に応じ消耗品費62万円及び印刷製本費88万円を減額した組替を行ったところであります。ふるさと寄附額が確定した段階でかねやま応援基金への積立金等の最終専決を予定しております。

次に、町民税務課関係は、町税に関し決算見込みから法人税現年分456万4千円及びたばこ税現年分650万円についてそれぞれ増額いたす一方、ホットハウスカムロの営業日の見直し等が影響し入湯税25万4千円を減額いたしております。

また、住民票等のコンビニ交付システムについて、当初12月からの運用開始を予定していましたが、システム改修委託業者で時間を要したことから3月からの運用開始となり、システム保守料等の関係する経費58万7千円を減額しております。そのほか、消火栓消防ホース格納庫内の消防ホース更新に伴います消耗品費6万2千円を増額いたしております。

健康福祉課関係は、国の制度による児童手当及び各給付金のほか、町独自で行っております通園費助成金、家庭育児支援金、健診関係委託料、予防接種委託料などを実績見込み

により減額しております。

一方、過年度事業の確定に伴い負担金や補助金の国の返還金が生じており、障害者総合支援事業、障害者総合支援医療給付事業、母子保健事業などにおいては返還金を計上いたしております。

また、母子保健事業に関わる母子健康管理システム伴走型相談支援システム改修や子育て支援アプリ導入に係る委託料180万7千円を増額させていただいており、事業完了予定が令和5年度内になることから一部を明許繰越いたすこととして、全額国からの出産・子育て応援交付金により財源措置いたしております。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種事業につきまして、集団接種等が無事終了する見込みとなりましたことから組替補正を行い、令和3年度分国庫負担金返納金を含め、27万1千円を減額いたし、歳入では国庫支出金を調整し、一般財源60万6千円を減額いたしております。

所管する特別会計への繰出金につきましては、診療所運営に係る国民健康保険特別会計への繰出金は、ワクチン接種受託料、前年度繰越金の増額などから2千655万2千円を減額したほか、介護保険特別会計繰出金は、ルール分の総額で26万6千円、後期高齢者医療特別会計繰出金については、保険基盤安定負担金の確定により104万7千円を減額したところでございます。

次に、産業課関係でございますが、畜産振興事業について、子牛価格の低迷や飼料等の高騰により畜産農家の経営環境は厳しい状況にありますが、導入保留頭数が見込みより多くなりましたことから、繁殖牛導入保留支援事業費補助金135万8千円を増額しております。

その他、森林環境譲与税基金において積立金利子分1千円及び常用労働者新規雇用奨励金40万円を増額させていただくものでございます。

グリーンバレー神室一带に関連する補正につきましては、燃料及び電気料高騰の影響が大きく総合交流施設の指定管理料430万円やグリーンバレー神室施設の電気料150万円を増額し、営業しておりますスキー場の電気料50万円に加え、町有除雪車の故障により、当該受託事業者の除雪機械を借用したことにより除雪業務委託料248万3千円を増額いたしております。

また、担い手への集積化や耕作放棄地に解消等の農地利用の最適化にご尽力をいただいている農業委員及び推進委員の報酬について、能率給分が確定いたしましたことから報酬52万円を増額いたしております。

環境整備課関係は、事業費確定等により、街並み(景観)づくり100年運動推進事業、合併処理浄化槽設置整備事業、橋梁補修工事、住宅リフォーム総合支援事業費補助金、などを減額いたし、一方、雪の降り始めが早く大雪に対応した除雪チェーン、エッジ等の除雪機械消耗品費102万1千円を増額いたしたものであります。

最後に、教学課関係でございますが、小学校施設整備事業において新3学年で1クラス

を増やすための修繕費13万3千円、また、中学校施設整備事業において2月上旬の寒波による給水管凍結破損等の修繕費71万2千円をそれぞれ増額いたしております。

次に、金山育英会運営事業において、七日町在住 井上善子さんから5万円、平成17年度金山中学校卒業生一同様から5万円を寄附いただき、郡内に就職した看護師における返還免除対象者分117万円等の育英基金への繰出金を増額し、県若者定着奨学金返還支援事業出捐金93万6千円を減額いたしております。

その他、事業費確定により学校保健・学校検診事業、スクールバス運行維持管理事業、学校・家庭・地域の連携協働推進事業、旧中央公民館等石綿含有調査業務委託料を減額しております。

財源につきましては、歳出の増減に伴い、国県支出金を調整いたしますとともに、町債を減額し、その分地方交付税、財産収入などを増額して調整させていただきました。

続きまして、特別会計補正予算につきましてご説明させていただきます。

最初に、議第3号 令和4年度金山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号） についてでございますが、歳入歳出それぞれ164万9千円を減額し、総額を2億2千956万5千円といたすものでございます。

その内容でございますが、職員人件費、医師研修旅費等を減額いたした一方で、会計年度任用職員の時間外手当、電気料、医業費等を増額いたしております。

また、収入につきましては、医療相談収入、医師住宅使用料及び一般会計繰入金等を減額する一方、新型コロナウイルス抗原検査等の増加があり、診療報酬や新型コロナウイルスワクチン接種受託料、前年度繰越金等を増額して調整させていただきました。

続きまして、議第4号 令和4年度金山町介護保険特別会計補正予算（第4号） についてでございますが、歳入歳出からそれぞれ5千114万8千円を減額し、総額を9億飛び747万6千円とするものでございます。

内容は、年度末を迎え各給付費等の実績見込みを精査し、歳入歳出予算を増減調整させていただきました。また、翌年度以降の財源を確保するため介護給付基金に利子を除き1千万円の積立を行うものであります。

次に、議第5号 令和4年度金山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号） につきましては、山形県後期高齢者医療広域連合納付金150万1千円を増額いたし、補正後の予算総額を7千飛び29万3千円とするものであります。

財源につきましては、一般会計繰入金を減額し、前年度繰越金を増額して調整させていただきました。

続きまして、議第6号 令和4年度金山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号） についてでございますが、歳入歳出からそれぞれ500万円を減額し、総額を1億8千飛び50万8千円とするものでございます。

内容は、明安地区農業集落排水機能強化対策事業における処理施設改修工事500万円を減額するもので、財源につきましては、町債500万円を減額して調整しております。

次に、議第7号 令和4年度金山町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出からそれぞれ75万円を減額し、総額を2億飛び5百飛び5万円とするものであります。

内容は、浄化センターの急破修繕料75万円を減額するもので、使用料で調整しております。

最後に、議第8号 令和4年度金山町水道事業会計補正予算（第3号）についてでございますが、収益的収支の歳入歳出それぞれから1万9千円を増額し、補正後の予算総額を1億9千565万9千円とするものでございます。

内容につきましては、職員共済組合負担金を1万9千円増額するもので、財源につきましては給水収益1万9千円を増額して調整させていただきました。

また、町道焼山線給水管更新工事費の資本的支出について173万8千円を減額したところでございます。

次に、条例の設定及び一部改正についてご説明申し上げます。

はじめに、議第9号 金山町個人情報保護法施行条例の設定についてでございますが、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正により、個人情報の保護に関する規律が同法に一元化されることに伴い、同法の施行に関する事項を定める必要があるため、金山町個人情報保護条例（平成17年条例第1号）を廃止し、新たに同法施行条例の設定を提案するものでございます。

続きまして、議第10号 金山町個人情報保護審査会条例の設定についてでございますが、議第9号で提案する金山町個人情報保護法施行条例の設定により、金山町個人情報保護条例（平成17年条例第1号）が廃止されることに伴い、同条例に規定されていた個人情報保護審査会に関する事項を定める必要があるため、新たに金山町個人情報保護審査会条例の設定を提案するものでございます。

次に、議第11号 金山町老人福祉センター設置及び管理等に関する条例を廃止する条例の設定についてでございますが、金山町老人福祉センターを、さらに多様な利用者が交流できる施設として転換するため、老人福祉法第15条に規定される「老人福祉センター」を廃止し、地方自治法第244条の2に基づく一般の公共福祉施設として運営していくために同条例の廃止を提案するものでございます。

続きまして、議第12号 金山町地域福祉センター設置及び管理等に関する条例の設定についてでございますが、議第11号により「金山町老人福祉センター」を廃止することとして、一層の地域福祉の向上を図るための施設として転換を図りながら管理運営を行っていくこととなります、「金山町地域福祉センター」を設置するものでございます。

次に、議第13号 金山町農村環境改善センター設置及び管理等に関する条例の設定についてにつきましては、現在の条例上、金山町農村環境改善センターの管理運営は指定管理者によるものとなっているため、今後は指定管理者のほか、町又は教育委員会も管理運営ができるようにするため条例の全部改正を提案するものでございます。

続きまして、議第14号 金山町路線バス設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について につきましては、令和5年度の早い時期に、小学校児童の乗降場所となっております旧中央公民館を解体する予定であるため、「小学校前停留所」を新設するほか、路線バスの運行効率化やデマンドバスの利用拡大のため、路線の一部改正を提案するものでございます。なお、小学校児童の乗降場所につきましては、改正後は全路線共通で、登校時の降車場所が「役場前」に、下校時の乗車場所が「小学校前」となる予定でございます。

次に、議第15号 金山町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、金山町緑地等広場利用施設内のテニスコートの廃止並びに、議第12号で提案させていただきました、地域福祉センター設置及び管理等に関する条例の設定に伴い、使用料及び手数料条例の一部を改正する必要があるため提案するものでございます。なお、地域福祉センターの使用料金設定にあたりましては、改善センター使用料との均衡を考慮した金額となっております。

続きまして、議第16号 金山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について でございますが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年11月30日及び令和4年12月28日公布）が令和5年4月1日から施行されることに伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されるため、町の基準を定める条例もこれに合致する内容に改正するため提案するものでございます。

次に、議第17号 金山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について でございますが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年11月30日及び令和4年12月28日公布）及び民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和4年12月16日公布）により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）が改正されたことに伴い、町の基準を定める条例もこれに合致する内容に改正するため提案するものでございます。

続きまして、議第18号 金山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について でございますが、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定に基づく、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設の運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和4年12月16日公布）による一部改正等に伴い、町の基準を定める条例もこれに合致する内容に改正するため提案するものでございます。

次に、議第19号 金山町緑地等広場利用施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について でございますが、当該施設内のテニスコートを廃止するため提案するものでございます。なお、関連する使用料及び手数料条例の一部を改正する条例につきましては、議第15号で提案いたしております。

続きまして、議第20号 金山町水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、民法の一部を改正する法律（令和3年4月28日公布）に、ライフライン設備の設置・使用権に関して新たな規定が設けられたことに伴い、町水道給水条例における給水装置新設等の申込みにおける利害関係人同意書等の提出要件をこれに合致する内容に改正するため提案するものでございます。

次に、議第21号から議第27号までの7件は、令和5年度各会計当初予算でございますが、一般会計及び特別会計予算内容につきましては、先の内示会で担当課長等からご説明申し上げましたので、ここでの説明は割愛させていただきますので、ご了承をお願い申し上げます。

続きまして、議第28号 金山町過疎地域持続的発展計画の一部変更についてでございますが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）の規定に基づき、当該計画の一部を変更するために提案するものです。具体的には中央公園整備事業、デマンド交通の利用拡大、金山中学校体育館大規模改修事業を過疎対策事業債の対象事業として追加修正するものでございます。

次に、議第29号 中田辺地にかかる総合整備計画の一部変更についてでございますが、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）の規定に基づき、当該計画の一部を変更するために提案するものでございます。内容といたしましては、辺地債を活用できるよう辺地対象地域に係る令和4年度から令和7年度までの総合整備計画を策定しておりますが、中田辺地について工事費の増額が見込まれるため事業費の増額変更を行うものです。

続きまして、議第30号 金山町公の施設の指定管理者の指定についてでございますが、「グリーンバレー神室一带施設等」及び「金山町街角交流施設等」における指定管理者を募集したところ、それぞれ2団体から応募をいただき、2月15日、プロポーザル方式による指定管理候補者選定委員会を開催した結果、次のとおり候補者として提案するものでございます。

「グリーンバレー神室一带施設等（金山町神室キャンプ場、金山町緑地等広場利用施設、金山町緑地等活用総合管理センター、金山町ふれあい広場、金山町森林学習館、金山町神室スキー場）」につきましては、株式会社有屋建設 代表取締役 柴田清広に、令和5年4月1日から令和6年3月31日まで、「金山町街角交流施設等（金山町街角交流施設 東蔵・西蔵、金山町街角交流施設 マルコの家、金山町街角交流広場、大堰公園休憩所）」につきましては、一般社団法人SAI～平和の文化～ 代表理事 松本広子（サイヒロコ）に、令和5年4月1日から令和10年3月31日まで指定管理者の指定を行うものでございます。

最後に、議第31号 権利の放棄についてでございますが、最上広域ふるさと市町村圏基金に対する出資金に係る権利の一部を放棄するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき提案するものでございます。内容は、最上広域ふるさと市町村圏基金

に対する出資金8千543万3千円のうち6千645万1千円を放棄いたすもので、放棄の理由は、最上広域市町村圏事務組合が実施する新消防庁舎建設関連事業の財源に充当するためのものでございます。

以上、31件につきまして提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長等から説明申し上げますので、よろしくご審議のうえ、ご可決下さいますようお願いを申し上げます。ありがとうございました。

日程第7 提出議案の説明

矢口議長

日程第7 提出議案の説明を求めます。

矢口議長

総務課長。

総務課長

(朗読、説明省略：議案書のとおり)

矢口議長

診療所事務長。

診療所事務長

(朗読、説明省略：議案書のとおり)

矢口議長

環境整備課長。

環境整備課長

(朗読、説明省略：議案書のとおり)

矢口議長

総務課長。

総務課長

(朗読、説明省略：議案書のとおり)

矢口議長

診療所事務長。

診療所事務長

(朗読、説明省略：議案書のとおり)

矢口議長

健康福祉課長。

健康福祉課長

(朗読、説明省略：議案書のとおり)

矢口議長

環境整備課長。

環境整備課長

(朗読、説明省略：議案書のとおり)

矢口議長

総務課長。

総務課長

(朗読、説明省略：議案書のとおり)

矢口議長 ありがとうございます。

日程第8 予算特別委員会の設置及び付託

矢口議長

日程第8 予算特別委員会の設置及び付託を議題とします。

お諮りします。

上程しました議案のうち、議第21号から27号までの議案については、全議員10名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますがご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議第21号から27号までの議案については、全員議員10名で構成する予算特別

委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

ここで暫時休憩をいたしまして、委員長並びに副委員長の互選するための、予算特別委員会を開きますので、委員の方は議員室にご参集願います。

17時00分 休憩

17時07分 再開

矢口議長

休憩を打ち切り、再開します。

予算特別委員会の委員長並びに副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

委員長には大場洋介委員、副委員長には柴田清正委員が互選されましたので、よろしくお願い申し上げます。

次に、休会についてお諮りします。

明日、明後日は休日のため、6日は議案調査、7日は、総務文教、産業厚生、広報の各常任委員会が開催されるため、本会議を休会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、明日4日から7日までの4日間は本会議を休会とすることに決定しました。

なお、8日は、午前10時から本会議を開催いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

これで本日の日程は、すべて終了しました。

これをもちまして散会とします。

どうもご苦労さまでございました。

(17時09分)

令和5年3月8日（水曜日）

令和5年3月金山町議会定例会 会議録
（第6日目）

令和5年3月金山町議会定例会 会議録

令和5年3月8日
午前10時 開会

1. 応招議員

1番	栗田保則議員	2番	中村忠行議員
3番	大場洋介議員	4番	沼澤道也議員
5番	柴田清正議員	6番	須藤典夫議員
7番	寒河江宏一議員	8番	星川智子議員
9番	早坂憲明議員	10番	矢口政一議員

2. 不応招議員 なし

3. 出席議員 応招議員に同じ

4. 欠席議員 なし

5. 会議録署名議員 1番 栗田保則 議員 2番 中村忠行 議員

6. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐 藤 英 司	副 町 長	不 在
教 育 長	須 藤 信 一	総 務 課 長	丹 敏 雅
教 学 課 長	松 澤 和 仁	会 計 管 理 者 (兼出納室長)	古 澤 幸
健康福祉課長	正 野 学	健康推進主幹	三 浦 慶 美
産 業 課 長 (併農業委員会事務局長)	川 崎 勉	診 療 所 事 務 長	三 上 裕 一
環境整備課長	佐 藤 英 樹	総 合 政 策 課 長	庄 司 紀 一
町民税務課長	柴 田 直 樹	代 表 監 査 委 員	丹 洋 一
総 務 主 幹	柴 田 知 房		

7. 議場に参加した事務局職員の職氏名

事務統括 宮林 聡志

8. 議事日程

日程第1 議案審議

議長

皆さんご苦労さまです。

本日の出席議員数は10名です。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

それでは、本日の議事日程をお開き願います。

日程第1 議案審議

議長

日程第1 議案審議に入ります。本日の議案審議は、議第1号から議第8号までの各会計補正予算に対して行います。

お諮りします。

議事整理の都合上、質疑を議第1号から8号まで行い、採決を1議案ごとに行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、質疑を議第1号から8号までの8件まで行い、採決を1議案ごとに行うことに決定しました。

それでは、議第1号から8号に対する質疑を許します。

中村議員。

中村議員

おはようございます。

それでは議第2号の25ページお開き願いたいんですけども、4款すいません。6款ですね、6款1項1目農業委員会費について伺いたいと思います。また、農業委員と最適化推進委員5年度、また改正になるってことで、なかなか農業関係の人口も少なくなっている状況で、なかなか選任にあたる町長これから大変なんじゃないかなというふうに思いますけれども、先日、産業厚生常任委員会でも、沼澤議員から現在の町の農地政策について懸念があるというお話ございました。

この農地政策ってのは、やはり今後の農業をどう維持していくかっていうことは大変重要なことでもございまして、それを含めた農業政策については、今申し上げました農地政策と、産業振興という二つの面があると思います。

産業振興については、やはりこれからだんだん農業者、従事者が少なくなっているっていう現状を踏まえると、どのようにやっていくかってのは、なかなか難しい状況であってさらにこの農業政策を取り巻く環境というのが年々厳しくなっているということもあります。

また国でも、制度の見直しによって5年ルールなどありまして、産業振興としての農業というのも大変厳しくなってくるというふうに思っております。

それをどうしたらいいのかっていうことを、一つ考えると、一つの基準としてですけど

も、年間の所得、売上 1000 万というのを一つ区切りどうかなというふうに思ってます。というのは、消費税なんですけれども、消費税を課税対象、1000 万ということは、かなり大規模農家に当てはまるんじゃないかなということで、大規模層をふやしていけば、町にとっても、地方消費税とかいろいろあると思いますし、町にとってもプラスになるというふうに思います。

まず一つ、産業振興としての農業政策っていうのは、ある程度大規模層を見据えたやり方じゃないと駄目なんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、一方で今回、農業委員とか、最適化推進委員のこれ追加の補助なんですけど、補助だったかな、報償費、報酬ですか、委員報酬なんですけれども、農地に関しては、これ大規模そうじゃなくて、農業に携わる大規模層から、小規模層、これから現在豆づくり推進でやっております、健康づくりも含めた農業政策、そのような点もあると思いますが、それで農地政策については早坂議員もかなり問題点があるってことで、今後の農地の受け手、これをどうするのかっていう指針を示さないと、やはり町としても、なかなか現状踏まえた進み方ってのが難しくなると思いますが、それを先ほど申し上げた産業振興と一緒に考えてしまうと、その問題点が見えなくなるってことで、農地政策は農地政策で、まず一つ考えてもらいたい。

そのための、農業委員の方々の働きっていうのが大変重要になってくると思います。さらに最適化推進委員も私、大変重要なんじゃないかなと思ってるんですけれども、農地法の 5 条とか、集積とかっていう、農業委員会にかかる案件というのは、ほぼ受け手と出し手の大体マッチングができた状態で、農業委員に上がってくるという現状があると思います。

ただ、私、農業従事して、そのような取引関係とか、いろんな話を聞きますと農業委員会に上がってくるのは氷山の一角で、その下の方には、沼澤議員がご心配されているように、マッチングがいかないケースがかなり増えてきていると思いますが、実際私もそういう声をかけられるんですけれども、距離的な問題とか、いろんな水利関係、農道関係の要件とがありまして、お断りするケースも年々増えてきております。

そういう問題を解決するのが最適化推進委員の役割となっていくんで、大変最適化推進委員の方々にもご苦勞をおかけするとは思ってますけれども、なかなかこの目に見えない、この農地のあり方っていうのは、大変難しいんじゃないかなあというふうに想像いたしております。

そういう中で、まず 5 年度改正になる、農業委員、最適化推進委員、募集始まっているんだとか、間もなく始まるのかちょっと忘れちゃいますが、どのような感じになっているのか、ちょっと心配しているんでちょっとその点お聞きしたいんです。

○矢口議長 川崎産業課長。

○産業課長

はい。ただいまのご質問にお答えいたします。

農業委員の募集に関しましては、現在広報の方で、お知らせをいたしまして、募集期間

は3月の20日からとなっておりますので、まだ応募自体は来ていない状況でございます。ただ、表立ってまだ申し上げられないのでこの場では控えさせていただきますが、現在の農業委員の中では、辞められる意向方もいますし、継続される方の意向もおりますが、詳細に関してはちょっと控えさせていただきますが、いずれにしましても、県なり全国の方からも、女性委員の登用ですとか、若手委員の登用、そういったものが、以前から言われてます。そういった面に関しては、農業委員会の事務局というよりも、現在の農業委員とか推進委員の皆さんに、今後の担い手、農業委員自体の担い手ですとかそういったところの模索というか、掘り起こしについても、今の時期というわけではなく、以前から日頃から人材発掘に関しては、いろいろ模索はしている状況でございます。以上です。

○矢口議長 中村議員。

○中村議員

実際、私の年代の中の農業関係の方々見ますと、ほとんど何かしら役職についている状況です、それで農業の有識者の方も1名ぐらい今いると思うんですけども、その他に女性もいます。さらに、先ほど課長からあったように、もうちょっと若手がいた方がいいんじゃないかなというふうな気がします。

なかなか若手の農業者と限定すると、かなり限られてくるんで、大変だと思うんですけども、ぜひご若手からあげてもらえば、長期的なスパンで考えてもらえるんじゃないかなと、どうしてもある程度高齢の方は、これまでの経緯とか踏まえた、いろんな経験をされているんで、適切なアドバイスもあるんですけども、これから金山が変わりいく過渡期にある状況の中で、やっぱり一番そういう情報があるのが若手だと思います。

若手と言っても最近水稻だけじゃなくて、畜産の方も頑張ってる若手いますし、それから園芸作物頑張っている若手もいらっしゃいます。一部、いろんな役職についてはいますけれども、何とか都合をつけてもらって、そのような今、金山農業を引っ張っていく若者っていうのを、ぜひ、そういう農業委員なり、最適化推進委員に町長任命していただけたらなあというふうに思います。

それでもう一度産業振興についての農業ということを考えると、この先、おそらく水稻はだんだん縮小傾向になるんじゃないかなというふうに思います。

多分国でも、国が基準としている地域ってのは、例えば村山地方の整備をされた区域を指標として、何か政策を作っているようで、中山間っていうのはだんだん置いてきぼりになるんじゃないかなと、そのような国の政策に見えます。

そうなってくると、産業振興が衰退するイコール農地も衰退するという方向だというふうになると、農地これ耕作放棄地とか、いろいろ出てくると思いますが、これ前の議会でも申し上げたんですけども、そのような農地が出た場合マイナス、町にとってもかなりマイナスな面が大きくなります。景観の面を言ってもそうですし、それから、産業、農業、全体の産業の衰退とか、いろいろ農地が守られなかったことによって、ひいては地域が衰退していくというふうな感じになります。

実際、金山町内、結構差は、深いところを見ますと、もう人口が極端に少なくなっている地区の人数がですね、少なくなっているというその一つの原因が、農地の衰退だというふうに見てとれます。私は企業で、農地の減反をしているところを、作業受託して管理もしてるんですけども、そういうの私仕事から全町隅々まで行くもんですから、もうここ何年か本当に衰退が激しいですが、実際私の経営的にも、実際そういう畑作物に向いてないところを、耕作していいのかどうかという葛藤もあるんですけども、それなかなか水田維持するには、やはりマンパワーが必要です。水の維持とか、或いはその周辺環境の維持とか、かなり手間がかかります。さらには、農道管理、かなり最近は多面的機能で支援していただいている地区が多くなっているんですけども、この多面的があったとしても、マンパワーが足りないということで、いずれこの多面的機能の活動も、どんどん縮小傾向になるんじゃないかなというふうに思います。

他の自治体を見ますと、それは多くはないんですけども、自治体で一つ、多面的の組織を作っているっていう自治体があるそうですが、これからの金山の縮小傾向にある農業を考えると、多面的の組織これ町で一つにした方がいいんじゃないかなと最近思っているところですが、そうすれば、トータルの関係者がいろんな地区に行ってそういう維持活動してもらえるとということで、人口の多い地区はいいんですけども、周辺地域のだんだん人が少なくなってる地区にとっては、その方がありがたいんじゃないかなあというふうに、思っております。

この多面的もいろいろ制約が厳しくて、なかなか難しいところもありまして、さらには事務関係これも大変です。今のところ私の地区ではそういう秀でた方がいるんで、事務関係やってもらう、いただてるんですけども、将来的には、現在の農業者人口の年齢層を見ても、そういう人がどんどん少なくなってくるんで、若手世代の人口も少ないってことは、若手にそういう事務が集中してしまうっていう。ちょっと心配をしておりますが、まだ若手の方々には本業の農業と、先ほど申し上げた農業委員とか、最適化推進委員なっていただいて、これから先の農業を考えてもらうような仕事をしてもらって、多面的の事務的なものはやはり、町全体で何かしら組織を作っていた方がいいんじゃないかなあというふうに私は今考えてるんですけども、多面的をどうするか。そういうことなんか、今考えられることがあったら、ちょっとお願いします。

○矢口議長 産業課長。

○産業課長

はい。多面的機能の事務局の一本化といいますか、集約化という話は以前から、議会の皆様からご提案というか、ご意見いただいておりますし、町の方といたしましても、それはそうするとどうなるかっていうことを意識しながら、今今、するっていう方向性は今はないんですけども、実は先日最上町を退職された職員でまさに多面の事務局を一手に引き受けていらっしゃる方から、研修会というか講演をいただいたところです。

やはりその方の人件費っていうのは、その多面の全体経費で捻出する必要がありますし、

メリットをただメリットは非常に大きいかなというふうに先日伺ったところですが、ただデメリットも多少なりとも考えられることとしましては、今は区域が分かれていますので、一部多面の主旨に万が一そぐわなかったとして返還というのは、その一つの地域だけで済むんですが、全体となると一部そういう地域があれば、もう全部返還とかそういったようなことも考えられます。メリットとしては、先ほど言ったような、全体としてできるということと、先日、最上の大場さんのお話によると、パイが大きくなれば、いただけるお金というのは一緒なんですけども、それを必要とされている区域、区域に事務局なり、話し合いの中での判断が必要なんですけども、非常に悪いところとか、管理、水路が側溝でコンクリートにしたいというところから順次こう計画的に集中的にやっていける。

ただ、他の地域では我慢していただくっていうのもあるんですが、そういったこともできるっていうのはやはりメリットとしてあるようです。

集落営農も含めまして、今後そういった方向というのは、産業課としても必要だと思っております。ただその担い手をどうするのかとか、その事務局をどこに置くとか、そういった面もございまして、その辺は引き続き、他の事例なんかも参考に研究、検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○矢口議長 中村議員。

○中村議員

この多面的、町にとっても大変メリットが大きい事業ですが、例えば災害復旧などについても、国から多面的であれば、ほぼ100%の事業になるということで、これは考えてみると、災害指定を受けなくても100%になるというのはこれはもう、すごいメリットなんじゃないかなと、平成30年の大雨の時、かなり町にとってもダメージが大きかったような記憶があります。それほど災害が来れば、町の財政を悪化させるほどの要因になり得るということで、その準備をするためにも、この多面的を生かした方がいいんじゃないかな。さらに多面的で長寿命化という事業がありますけれども、長寿命化は、この災害を未然に防ぐって意味合いもかなり大きいと思いますが、これを町の単独の予算で行うとなると、実際難しいというふうに感じております。

担当課の環境整備でも、災害復旧という予算は結構上がってきますけれども、災害を未然に防ぐという予算はなかなか少なくなっている状況。それをうまく町にとっても、町全体にとっても、さらには関係する地区、農業者すべてにとって、メリット、先ほど課長からデメリットあるということなんですけども、デメリット遥かに上回るメリットがあるというふうに感じておりますので、その多面的機能の今後のあり方を一つお願いしたいのと、それから、初めに申し上げた農業委員会の組織、それから最適な推進の組織これを何とか、もう一つはこれから長期的な視点で考えられる方々を、さらに、お辞めになる方のそのプラスアルファになる方が必要だとすれば、そのような点もぜひ視野に入れていただいて、人選に当たっていただきたいというふうなお願いです。これで質問を終わります。

○矢口議長

他にありませんか。大場議員。

○大場議員

おはようございます。私からは、議第2号令和4年度金山町一般会計補正予算第10号についてお聞きしたいと思います。私からはその中の第2表繰越明許費についてお聞きしたいと思います。ページで見ますと4ページになります。

私からは4款衛生費、1項、保健衛生費、子育て支援アプリ導入事業についてお聞きしたいと思います。その中でも、私の質問の大きな質問は、子育て支援アプリ事業の機能とマイナポータルへの関連性についてお聞きしたいと思います。

この予算計上、導入事業におかれましても、母子保健、子育て支援に関するデジタル化を推進する上で、これまで手書きで行っている、行っていました記入や記録の作成を効率化にしたり、子育てに関する情報を簡単に入手できるサービスとして注目していることも、理解しております。

また、そのアプリとオンライン相談の活動を活用を通じて、子育ての喜びを感じ、出産から子育てする上で、ICTを活用した新たな子育て支援としての導入や母子手帳アプリの提供があるということを理解しております。そういった中でこのアプリ事業の機能、どのような機能があるのか。

また、今現在、使用されている方々の登録数や、利用者数を含めた関係性と、また、マイナポータルという、いわゆるデジタルを活用した関連性がどういった関連性になっているのか、お聞きしたいと思います。

○矢口議長 三浦健康推進主幹

○健康推進主幹

ただいまの大場議員の質問にお答えさせていただきます。

この子育て支援のアプリなんですけれども、出産子育て応援給付金というふうな事業がありまして、妊娠、そして妊娠8ヶ月程度、それから出産してからの子育ての支援応援をするために、伴走型の相談支援をするためにシステムをまずは改修しておきます。そして子育て支援アプリっていうのは、お母さんが自分でそのアプリ登録をして、お母さん自身が電子母子健康手帳というふうな形で利用するためのものです。ですので、実際には、お母さんが登録していただきまして、そしてそれに生年月日、子供の名前だったり、あとは健診のときに、身長、体重幾らだったとか、あと予防接種を受けて、この日に受けた、ところで受けたとか、何の予防接種を受けたとか、そういうふうな形で記録されるものです。

対象者としては、特に学校に入る前のお母さん方が使いやすいかなと思うんですけども、それについては、紙の母子健康手帳は健診時に持ってきますが、この子育て支援のアプリについては、お母さんが電子手帳として自分で記録したり、あと子供の成長を楽しむために、体重が増えていったとか、そういうふうなとか自分で気づいたこととか、入力できるような仕様になっているものです。それで、追加のものとして、繰越明許しているものとしてはそういうふうなところと、あと、何か母子の事業がありましたら、いろんな情報を

アプリを通じまして、お母さんに連絡して、参加しますとか、あとは相談あって面談を希望しますとか、そういうふうな形で、双方の連絡ができるような形にしていきたいというふうに思っているところです。

マイナポータルとの関連性なんですけども、マイナポータルでは、今のところ、母子健康手帳の妊娠届出の申請を電子で、できるというふうな形です。そして、実際には本人から来ていただいて、面談をしていただくというふうな形になりますので、まだマイナポータルで、例えば、お母さんが確認するとか、そこまではちょっといってないような状況になっております。

○矢口議長 大場議員。

○大場議員

私たちの子供たちが、妊娠や出産する時よりは、以前より比べてそういったデジタルや、そういった、情報を共有する上での活用が格段と進んでいることを目にしてきているような中で、やはりそういった子育てする方々からの情報をいち早く共有する上では、必要なアプリだと思っております。

まだ、その国からの子育て応援交付金、出産に関わる交付金もそうなんですけども、だけでなく、マイナポータルを用いたことで、また別な別の交付金、デジタル構想の推進交付金という形でも、そういった母子関係に対する手帳アプリや子育て支援での採用もされている事業もあるかと思っておりますので、そういった可能性について、再質問したいと思いますけどもこの交付金と今の交付金の違いっていうのをちょっとお聞きしたいと思います。

○矢口議長 健康推進主幹。

○健康推進主幹

はい。すみません。ただいまの質問で、子育て支援での活用ということで、お話ありました、マイナポータルで、子育て支援の活用としましては児童扶養手当の申請だったり、いろんな交付金を受ける時の連絡だったり、あとは、この日に来て申請書を書いてくださいとか、そういうふうな、双方の連絡が電話での対応でなくてそういうふうな、アプリを通じた対応でもアプリじゃないごめんなさい。

マイナポータルで申請書の受け付けだったりとか、そういうふうな形でできると思います。

今のところは、まだ始まったばかりで、実際にはしていないんですけども、そういうふうなことができてきます。

○矢口議長 大場議員。

○大場議員

また今までの答弁を聞きまして、今、そういった機能を充実する上で、このアプリを導入することも検討されているようでとても安心しております。また、この補正予算書に書かれています、23 ページ、22 ページ 23 ページに書かれています、4 款、1 目、1 項、2 目の 12 節にあります、委託料の詳細についても、その関連の事業だと思っておりますので、詳細を内

訳をちょっとお聞きしたいと思います。

○矢口議長 健康推進主幹

○健康推進主幹

大場議員の質問で4款、1目1項2目12節の委託料なんですけども、健診委託料としまして、マイナスの100万円、健康管理システム伴走型相談支援施設の改修委託料が97万1000円。子育て支援アプリ導入委託料が83万6000円です。

○矢口議長 大場議員。

○大場議員

詳細ありがとうございます。委託料を伴う上で、子育て支援アプリ導入に対しまして、またさらなる検討や事業の拡大をしていただければと思います。若い方々や子育て世代の方々に対して、個々の欲しい情報を的確に、またどういった形でありましても、タイムリーに届け活用していただく形を進めていただきたく思い、以上で質問を終わりたいと思います。

○矢口議長 他に、柴田議員。

○柴田議員

5番柴田清正です。今日は県の町村議会議長会、武田前事務局長さんと斎藤事務局の方から傍聴に来ております。夕べはホテルに泊まっていたということで、大変常日頃お世話になってることを、この場を借りて御礼を申し上げたいなというふうに思います。ありがとうございます。

それでは私の方から、端的に2点ほど、他の人もいますので申し上げますが、議第2号になります。

令和4年度金山町一般会計補正予算第10号の28ページ、29ページにまたがります。

5款の住宅管理費の12節になります。住宅管理費、補正前の額が1000万ちょっと、そして補正額が146万6千円の減額補正となっております。この委託料でございますが、木造住宅耐震診断士の派遣委託料とありますが、木造住宅については私から言うまでもなく、金山町が売り物にしている木造住宅になっておりますがその耐震というものも、だんだん古くなってきている住宅の中で耐震診断士という、人についてですねどのような方なのか、ちょっとその辺を詳細にお聞きしたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○矢口議長 佐藤環境整備課長。

○環境整備課長

ただいまのご質問いただきました耐震診断士ですが、この方の持っている資格内容及びどういうことするかということの説明に関しては少々お時間をいただきたいと思います。申し訳ございません。

○矢口議長 柴田議員。

○柴田議員

ちょっと調べていてもらう間に、時間ございませんので、同じ補正予算書の中の32ペー

ジ、33 ページをお開き願います。4 款の公民館管理費の中の 12 節、これも委託料になりますけども、これ常任委員会でも矢口委員申しておりましたけども、減額の 129 万となっておりますこの中央公民館等石綿含有調査業務委託料これ少なくなかったということは、当然その石綿もアスベストも少なくなっているわけですので、この辺の額についてわかりますか。やがて解体される中央公民館アスベスト関係ですね、これお願いしたいと思います。

○矢口議長 松澤教学課長。

○教学課長

私の方からただいまのご質問についてお答えさせていただきます。まずですね、この委託料についてですけど、調査委託料ということになりますので、調査するにあたって業者と契約した委託料になります。

これにつきましては、来年度、中央公民館の解体を予定しておりますので、解体するに当たりまして、事前にアスベストの調査を行った上で、事前に県の方にも報告しなければならないということに義務ございますので、それに基づいて調査を行ったものです。

12 月補正で予算をいたしまして、その後、契約業者と契約させていただいて、その契約の請け差は、当初見込んでいたよりも、129 万ほど少なかったというふうになります。

その調査の結果なんですけども、調査対象につきましては、旧中央公民館と防災倉庫になります。合計で 30 ヶ所ほど、中央公民館と防災倉庫で、予測される部分について抽出しまして調査を行っております。旧中央公民館につきましては、23 ヶ所抽出した上で約半分ちょっと 14 ヶ所について、アスベストが検出されております。防災倉庫につきましては、7 ヶ所を抽出しまして、うち 3 ヶ所アスベストが出ております。

内容ですけども、当時の建築基準の中では、当然認められていたものなんですけども、現在では駄目になってるんですけども、塗料ですとか、建材ボード、あとは接着剤ですね、主にそういった部分でアスベストが検出されております。ただですね、このアスベストについては、レベルでいうとレベル 3 ということで、比較的発じん性っていうですかね、低いアスベストになってございます。これの結果をもとにですね、来年度、この調査の結果をもって対策を講じながら来年度、解体の工事を実施するという流れになります。以上です。

○矢口議長 柴田議員。

○柴田議員

はい。わかりました。全ての建物住宅も含めて 35 年過ぎた一般家屋についても、必ず今このアスベストの調査を行って見ますと、やっぱりアスベストが出てくるんです。石綿がですね。そうすると、空き家をなくするという観点からいうと、大変この調査料も高くてですね、1 メーター 4 方ぐらいで約 4 万から 5 万ぐらいかかる現状に、私も職業柄そういうようなことになっておりますので、処分費が、今までより高くなってきているというのが現状でございますので、なかなか頼む人も、空き家も、なかなかそういうことから言うと、

解体に含まれるそういったものにあるわけですので、高くなってくるのかなというふうに思いますが、その辺も併せて、この旧中央公民館解体されるわけですが、そんなことを伺ってみました。この辺のことについては以上で終わりますが先ほどのことについてわかりましたら、答弁をお願いします。

○矢口議長 環境整備課長。

○環境整備課長

時間をいただきましてありがとうございます。耐震診断資格者というのは、当然この資格を持っている方、全国に1500名ほどいるらしいですけれども、その方もしくは、国土交通大臣の登録の木造耐震診断士の資格の講習を受けた方ということになります。

現在金山町で診断士としてお願いできる方というのは27名ほどを予定しております、うちに金山町内にも、3名の方、がいらっしゃると思いますので、実績はありませんけれども、実績がございませんので今回の補正をさせていただいておりますが、助成の事業でもございますのでこのような形で事業を行って今回減額補正させていただいている状況でございます。

以上です。

○矢口議長 柴田議員。

○柴田議員

これで終わりますが、耐震診断士全国でこれで1500名わりかし少ないもんですね、その中で、町内で3名おられるというふうなことをお聞きしまして初めて知ったわけですが、これからどんどんそういった耐震についても、いろいろ問われるような時代になってきておりますので、まず、誤りのない方向で、その辺を十分検討しながらお願いしたいなというふうに思います。終わります。

○矢口議長 他に、星川議員。

○星川議員

8番星川です。よろしく申し上げます。議第2号一般会計補正予算27ページの、7款商工費、グリーンバレー神室費の総合交流促進施設指定管理料について、これにつきましては昨日の常任委員会でちょっと少し、説明していただいたんですが、それによりますと、ホテル、レストラン、ホットハウスですかね、の電気料ガス代などの光熱費の補正ということで、昨日説明を受けました。

来月、4月からまた東北電力の方で値上げがさらにあるということで、これを見越しての、補正だったのか、またこれからさらに補正が上がるような可能性があるのか、そのことと、あと指定管理者が、まず4月から2社ほど増えることになっていくという、なんですか。キャンプ場と、あと、街角交流施設ですね。その業者さんも加わってくるわけですが、4月以降この東北電力の値上げ、そういうのがありますと、その2社の方にも、それ分の高騰理由とした予算化が見込まれるのかということ。

あと、今までのホテルレストランの経営状況を見ますと、これはもう予算化するしかな

いというふうにも見ておりますが、もし経営状況がよければ、例えばキャンプ場とかの経営状況がよければ、これはもう賄えれば予算化することがないのかということと、赤字、そういうのも関係なく、ただ高騰するだけで、予算化をするのかということをちょっと伺いたいと思います。

○矢口議長 産業課長。

○産業課長

ただいまのご質問、3点あったかと思えます。1つ目の補正予算 27 ページに関する内容は、この先も見越したもののなかっていう、ことなんですけど、こちらはあくまでも令和4年度分の精査したものでございまして、来年度は来年度の当初予算に計上させていただいております。

2点目ですが、今後、キャンプ場も含めて、来年度行う事業の電気料増大分もどうなるか、今後補正対応するかということなんですけども、まずは、公共施設全般に関しましては、おおむね2.3割程度を挙げた上で予算を計上しておりますが、ちょっと指定管理の方は、ちょっと経営努力などをしていただきたいという趣旨もあって、まずは、当初予算の方では、これまで通りの算定で指定管理料を算出しております。

そういったこともありますので、実際、想定よりもやはり電気料など光熱費がかかれば、増額の必要性があれば、必要に応じて対応する必要が出てくるかと思えます。

あと3つ目の、収益がアップして、その指定管理料で賄えた時はどうするのかという話ですが、そこはちょっと、今どうするかっていうのはお答えできませんが状況に応じて協議した上で、決めさせていただくことになろうかと思えますが、やはり当初、想定していたものが、上回れば、やはりそれなりに、補正が必要あるのではないかなというふうに思えます。以上です。

○矢口議長 星川議員。

○星川議員

ありがとうございます。経営努力で、光熱費が高騰した分を賄ってもら、賄ってもらえば、一番いいことなんですけども、街角交流施設の指定管理者、サイさんが5年間の指定管理の予定、予定を受けることになってるんですけども、それに対しましてキャンプ場が1年間の指定管理ということになっております。経営として短年度、1年っていう、経営で利益を十分に出すっていうのは、多分難しいと思うんですよね。それに対して、投資もその会社でしておりますし、しかしですね、昨日の課長の説明ですと、特別問題がないようであれば、継続と考えているというふうなことをおっしゃってたんですが、これは随意契約というふうなことで、いいんでしょうか。

○矢口議長 産業課長。

○産業課長

昨日継続を考えているという話で、受け取られたかもしれないんですが、継続も一つの可能性としてあるということで、改めて再度公募してやる方法もある。その辺はどうなる

か今の段階ではわかりませんという話をしたつもりだったんです。随意契約になるのか、改めて別の一般にまた公募して審査をするのかは、ちょっと現段階ではちょっと何とも言えないんですが、先ほどもありましたようにイニシャルコストを掛けてしまっている部分もあろうかと思えますし、あとは9月を予定しておりますグリーバレー全体の方針の結論のこともありますので、そういったことを総合的に勘案して、これから受けていただけることになる業者さんともいろいろ協議をする必要もあるかと思えます。

ですので、今の段階で、継続をするということでは、ありませんので、ご理解をお願いいたします。

○矢口議長 星川議員。

○星川議員

今の時点で決めてないということはいつ決めるということをまずお聞きしたいのと、やはり早めにそういうことを決めていただかないと、今回の4月からのオープンにしても、2月の15日に、プロポーザルの聞き取りをして、決定したのは、その1週間以内ですか、1週間以内で、4月にオープンするとなると、本当にこれ、自分たちが指定管理を受けないと、人材ですとか、そういうところにも声も掛けにくいわけですし、それに対する投資、それもある程度は赤字の赤字というか自分たちが投資しなきゃいけない部分は、もうすでにお金をかけている可能性もありますので、今回のような急なことではなくて、やはり早め早めに業者さんのために、それを決めていただきたいなと思えます。

○矢口議長 他に、早坂議員。

○早坂議員

9番早坂であります。それではですね議第2号、一般会計補正予算のページ14から15ページ16款の1目不動産売払収入ということで、補正前の額よりもですね、3分の2が要するに補正されたという内容になっておりますが、この経過、ひとつ内容お願いしたいと思います。

○矢口議長 庄司総合政策課長。

○総合政策課長

15ページの16款財産収入、不動産売払収入ですけども、土地売払収入で78万6000円の減額、建物売払収入で50万の減額となってしまった件でございますが、普通財産の公売をこれまで2年実施して参りまして、3年目を迎え当初予算では、公売を引き続き実施する予定でございましたけども、新南金山校の寄宿舍対応の施設に、旧医師住宅、旧院長の住宅を転用して使うなどございますので、今年度、令和4年度については、公売を中公売を中止いたしましたことから、ここに減額の補正予算を計上させていただいた経緯でございます。以上です。

○矢口議長 早坂議員。

○早坂議員

ありがとうございます。いろいろこれからもですね、事業見直すというような件で、今

こういうような時代がですね、想定されますけども、どうなんですかね。これ、なかなか場所の悪いってうかね、そういう箇所もこれから、その売払ってのか、売却する予定というのがあるのかどうか、それを聞いて終わりたいと思いますよろしくお願いします。

○矢口議長 総合政策課長。

○総合政策課長

予定につきましては、今後、土地の売払いまた、建物の売り払いについては、積極的に進めていきたいと考えております。

残念ながら、町所有地でも遊休地をご存知のように相当ございまして、そこがなかなか買い手がつかないというのは、皆さんご承知のことかと思っておりますけども、今後、公売価格の見直しなどを考えながら、低価格で、もしかして購入いただける可能性もあるかもしれないってところも含めまして、引き続き実施して参りたいと考えております。以上です。

矢口議長

他にありませんか。

ないようですので、これで議第1号から8号に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議第1号を原案の通り承認することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって、議第1号は原案の通り承認されました。

次に、議第2号を原案の通り承認することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって、議第2号は原案の通り承認されました。

次に、議第3号を原案の通り承認することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって、議第3号は原案の通り承認されました。

次に、議第4号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって議第4号は原案の通り可決されました。

次に議第5号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって議第5号は原案の通り可決されました。

次に議第6号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって議第6号は原案の通り可決されました。

次に議第7号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって議第7号原案の通り決定されました。

次に議第8号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって議第8号は原案の通り可決されました。

次に議第9号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって議第9号は原案の通り可決されました。

次に議第10号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって議第10号は原案の通り可決されました。

これで、議案審議を終わります。

次に、休会についてお諮りします。

明日、9日は予算特別委員会のため、本会議を休会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、明日9日は本会議を休会とすることに決定しました。

これで、本日の日程は、全て終了しました。

これをもちまして、散会とします。

(10時58分)

令和5年3月10日（金曜日）

令和5年3月金山町議会定例会 会議録
（第8日目）

令和5年3月金山町議会定例会 会議録

令和5年3月10日
午後 13時30分 開会

1. 応招議員

1番 栗田保則議員

2番 中村忠行議員

3番 大場洋介議員

4番 沼澤道也議員

5番 柴田清正議員

6番 須藤典夫議員

7番 寒河江宏一議員

8番 星川智子議員

9番 早坂憲明議員

10番 矢口政一議員

2. 不応招議員 なし

3. 出席議員 応招議員に同じ

4. 欠席議員 なし

5. 会議録署名議員 1番 栗田保則 議員 2番 中村忠行 議員

6. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐藤英司	副町長	不在
教育長	須藤信一	総務課長	丹敏雅
教学課長	松澤和仁	会計管理者 (兼出納室長)	古澤幸
健康福祉課長	正野学	健康推進主幹	三浦慶美
産業課長 (併農業委員会事務局長)	川崎勉	診療所事務長	三上裕一
環境整備課長	佐藤英樹	総合政策課長	庄司紀一
町民税務課長	柴田直樹	代表監査委員	丹洋一
総務主幹	柴田知房		

7. 議場に出席した事務局職員の職氏名

事務統括 宮林 聡志

8. 議事日程

日程第1 議案審議

日程第2 委員長報告

追加日程第1 町長提出議案の追加上程

追加日程第2 提案理由の説明

追加日程第3 提出議案の説明

追加日程第4 議案審議

追加日程第5 議員提出議案の追加一括上程

追加日程第6 趣旨説明

追加日程第7 議案審議

追加日程第8 閉会

議長

皆さんご苦労さまです。

本日の出席議員数は10名です。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

それでは、本日の議事日程をお開き願います。

日程第1 議案審議

議長

日程第1 議案審議に入ります。

お諮りします。

議事整理の都合上、質疑を議第9号から20号の12件、議第28号から31号までの4件、とに分けて行い、採決を1議案ごとに行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、質疑を議第9号から20号の12件、議第28号から31号までの4件、とに分けて行い、採決を1議案ごとに行うことに決定しました。

それでは、議第9号から20号に対する質疑を許します。

星川議員。

○星川議員

8番星川です。お願いいたします。私からはですね、議第14号金山町路線バス設置及び管理等に関する条例の改定のことです、に関してです。

スクールバス、路線バスの改正内容について町民税務課の方から資料いただきまして、バス停の新設、移動、廃止がございました。新設小学校前、あと移動廃止とあるわけですが、中学校前のバス停が星川建築協から交番前変わったというところなんですけど、冬季の間、そちら側の歩道の除雪がなんていないんですが、そこ降車した場合、下車した場合にその安全管理といいますか、そのことについてお伺いしたいと思います。

○矢口議長 柴田町民税務課長。

○町民税務課長

星川議員の質問にお答えいたします。今ありましたように中学校前ということで来年、来年度4月から、移動ということで考えておりますけれども、今除雪がなっていないということで、今現在は除雪なんていないんですけれども、というのは中学生の降りる部分、歩行する部分だけ除雪ということでお願いをしているところですが、バス停移動になりました

ら、当然除雪をしないと、道路の脇を歩くのは大変危険ですので、除雪をするということで考えておりますので、安全管理を十分気をつけて運行していきたいと思っております。以上です。

○矢口議長 星川議員。

○星川議員

ありがとうございます。中学生の歩く範囲といいますと、どこか、全部じゃなくて、1区間っていうか、限られた区間だけ除雪するということなんでしょうか、それともそちら側、三差路ありますよね町立病院のあそこからずっと、歩道側は、中学校前までそれとも13号線まで全部除雪するということになるのかちょっと確認したいと思っておりますのでお願いします。

○矢口議長 町民税務課長。

○町民税務課長

はい。除雪区間でございますけれども、今考えてるのは中学生の歩く部分ということで、警察、駐在所のところから、中学校に行く白線といいますか横断線がありますけどその箇所ということで考えております。それはバスの降り口の方向からしてそういったことで考えておまして、ただ逆の反対側についてはすべて除雪になっているかと思っておりますのでそういった形で対応していきたいというふうに考えております。以上です。

○矢口議長 星川議員。

○星川議員

わかりました。よろしく願いいたします。終わります。

矢口議長

他にありませんか。

ないようですので、これで議第9号から20号に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議第9号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって、議第9号は原案の通り可決されました。

次に、議第10号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって、議第10号は原案の通り可決されました。

次に、議第 11 号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって、議第 11 号は原案の通り可決されました。

次に、議第 12 号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって、議第 12 号は原案の通り可決されました。

次に、議第 13 号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって、議第 13 号は原案の通り可決されました。

次に、議第 14 号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって、議第 14 号は原案の通り可決されました。

次に、議第 15 号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって、議第 15 号は原案の通り可決されました。

次に、議第 16 号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって、議第 16 号は原案の通り可決されました。

次に、議第 17 号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって、議第 17 号は原案の通り可決されました。

次に、議第 18 号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって、議第 18 号は原案の通り可決されました。

次に、議第 19 号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって、議第 19 号は原案の通り可決されました。

次に、議第 20 号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって、議第 20 号は原案の通り可決されました。

次に、議第 28 号から 31 号までに対する質疑を許します。

沼沢議員。

○沼澤議員

4 番、沼澤です。30 号について話、質問します。

先ほどからのちょっと継続的なことになるんですが、予算の関係については、聞かれたら、ああいう言い方をします、ということで理解することにしました。

さて、この神室の指定管理のことなんですが、これもさっきちょっと言いましたけども、本来であれば、ホテルも牧場とかそういうことも全体を考えた、企画っていうのがとても大事なような気がして、ホテルのあり方の議論を今まで議会の方でしましたけど、何回も、先ほど、言ったようなことを言ってきました。そういうやってきたものとして、またそこで二つに分かれる管理の仕方が出てくる。果たしてこれどういうことになるかというところですよ。

質問、具体的にはこうです。

有屋建設と、Be-Ryu との得点差が 27 点の産業の方の、常任委員会の資料にありますけどもよ。有屋建設は、どういう計画を持ってここに参加しようとしているのか。簡単に説明してもらえればっていうふうに思います。

それが第 1 点、第 2 点は、さっき言いましたようにホテル側と、こっちの方有屋建設の方の管理の主役が違うわけなんで、その辺の協議体制っていうか、そういうものはどういう話し合いをされているのか今後、そういう話をするのか。

もう 1 点、もう 1 点だけ追加していますと、スキー場を民営化する、民営の方でやる人にはやってもらうということですが、この誘致に関しては、町が中心になるのか、それとも、管理者、指定管理された有屋建設も含めて、そういう努力をするのか、その辺のお話はされてきたのかどうか。以上 3 点、このことについてお願いしたいということです。

で、私は前 12 月でしたか、分けましたねスキー場、キャンプ場、ホテルなんとかと指定管理をバラバラにしてやる人が出たらそこんところを貸すようにするという意味で、区域を分けたのが承認されたはずですよ。だから私は、有屋建設さんが、キャンプ場するっていうのはキャンプ施設、あの一带を借りるための申請だろうなあというふうに思ったら今回スキー場も含めて、こっちの施設群も含めて、ベロリ有屋建設が指定管理になる。

これはなぜそうなったのかということも、ちょっと前段にお話してもらえれば、もっと簡単に言うと、私たちはこれからグリーンバレーをどういうふうにイメージして考えていったらいいか、見ていったらいいかというあたりも、この指定管理が変わったことによる、

よってどういうふうに、イメージとしてね、見ていくのか、ということをちょっとお話願おうかっていうふうに思います。以上。

○矢口議長 川崎産業課長。

○産業課長

まず、一番最後にありました、有屋建設はスキー場に関する内容も指定管理に入っているかというところに関してまずはお答えいたします。

指定管理の募集の際に、確かにスキー場という、一文も入ってますが、その意味合いとしては、スキー場全体をリフトを運営してナイターをしての経営という意味合いではなくて、キャンプ場とその周辺、緑地広場ですとか、後はブナ林の方だったり、あと管理棟、学習館、これらの一帯のエリアを管理していただく際に、スキー場の部分に関して、夏場はほぼ使われていないので、夏場の有効活用もという意味合いでスキー場という一文を入れている、そういう主旨でございます。ですので、今回提案のあった中でも、そのグレンデの一部を使うっていうことも、確か提案にありましたので、そういう主旨であるということだけご理解いただきたいと思います。

あと、有屋建設さんの計画内容に関してということなんですが、こちらとしてこの指定管理の議案にありますような、この一覧の中の管理をお願いすることになるんですが、主にキャンプ場を今よりも魅力アップさせて、有効活用させるということで収益アップを図る、各種イベントをやったり、SNSでの情報発信で集客を図る、そういった内容のものでございます。

ちょっと詳細は申し上げられないんですが両方の指定管理の採点の中で、いろんな項目に関しては議員の皆様にも、こういう項目で審査しますという項目はお出ししております、有屋建設さんの得点が高かった点とか、低かった点っていうのが、それぞれございます。

例えば、利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上という大きな項目としましては、Be-Ryuさんの方が上回っていたり、個別にいろいろあります。

施設の効用最大限の発揮に関しては有屋建設が高かったり、経費縮減ということでは提案の金額が有屋建設さんの方が低かったのも、こちらは有屋建設さんが上回っている。それぞれの項目ごとに積み上げて、先ほどの、あった内容の通りの点差が開いているということでございます。

まずは、有屋建設さんは、これまで町でやっていた内容、指定管理料の範囲内で提案していただいて、これから、これまで以上の集客を図りたいという、どちらもそうなんですけども、そういう内容でございます。

あと、ホテルとキャンプ場の運営が違うというか、協議体制今後協議するのかというお話ですが、まずそもそも Be-Ryu さんといいますか、田辺さんの方からの提案というのは、県のですね、ソーシャルイノベーション事業からの繋がり、なかなかホテル経営、グリーンバレー一帯の中でも特にホテル、レストランにあっては、町としても今後も継続した

いという意向がありましたので、その中で、そのホテルレストランをどうやったら集客アップできるかという発想の中から、米沢のエクセルホテル東急さんを建て直しいされた実績、あと全国的にも新潟のホテルですとかの実績、特に都市部ではなくて周辺のすごい山間部のホテルを中心にやってきた実績というのは非常に高く、こちらとしても捉えまして、そういったご助言をいただいて、まずはホテルをきちっと集客アップしたいというところがまず最初にあります。

そのあと、議会の皆様からもいろいろご意見をいただきながら、町内でも指定管理をやりたいという人もいるんだから、まずは早いところから指定管理を募集し、募集といいますか指定管理をできるところからやったらどうかということもあって、そこを、ちょっとスケジュールがすごく短かったんですが、何とか、今回の議会の方にご提案させていただくということで、その流れの中でたまたまその田辺さん側の方も、キャンプ場もちょっと興味があるといいますかやってみたいという意向もあるので、応募させていただきたいということから2社になったそういった経緯がございます。

審査の内容は先ほど申した通りですので、その辺の何ていうか協議に関しては、まずは産業課として、間に入って、或いは総合政策なり一緒に入った上で、田辺さんとして、ホテル、レストラン、あとは周辺の温泉だったりスキー場、冬場のスキー場のことなんかも含め、当然キャンプ場全体も含めて、いろいろなご提案をしていただくということで、その中で、有屋建設さんで、採用ができるものは大いに採用していただく。

ただ、まずは今回とっかかりに関しては有屋建設さんベースでキャンプ場その他一帯は、まずは指定管理をするということで今、どういった詳細で動くかっていうのはこれから具体的に模索するわけなんですけど、そこからスタートした上で、まず、田辺さん側からもいろいろのご助言をいただきながら、取り入れられるものは取り入れる。ちょっと難しいのは難しい。

そういった協議は今後、町が間に入って必要になってくるというふうには考えております。

あとスキー場の方民営化の誘致に関して、町が中心になれるのか、指定管理者か、これは当然町が中心になると思います。

これまでも大きいところには、何度かアタックしていてちょっとそこは駄目だったんですが、ちょっと今後も、ちょっともっと全国的に広げて、可能性のあるところには声をかけていきたいと思っておりますし、話に乗ってくれそうなところがあれば場合によってはそちらに赴くとか、そういったことも必要かと思っております。

ただ、なかなか県内のスキー場を運営しているところを全部ピックアップしてみましたけど、なかなかその、大きいところ1社はお断りされて、他のところに関しては、経営状況を見ますと、意外とほとんどがローカルな地元の3セクだったり、地元のNPOだったり、というそういったところが運営してるのがほとんどで、大きいところは蔵王ですとかジャングルジャングルさんなんかはあるんですけども、以前ご説明した通り、ちょっとジャン

グルジャングルさんは難しいという方向性が示されております。

県内の事業者は難しいと思われまますので、今後もうちょっと広く、ただ索道協会の方にも相談をしたんですけども、やはりこのご時世だと、ペアリフト1期のこの小さいスキー場というのが、なかなか厳しい状況にあるということは、話はされておりますが今後もうちょっと、頑張っていきたいと、いうふうに思っております。以上です。

○矢口議長 沼澤議員。

○沼澤議員

わかりました。頑張ってもらいたいんですがもうちょっと追加して、さっき私はその田辺さんのところが仮に、指名されたら、この田辺ルートっていうのもスキー場、スキー場のことで、田辺ルートはないのか、つまり田辺さんからそういうスキー場を預かるような人脈とか、そういうのはなかったのかなというふうに思ったんです。

そういうことからいくと本当に、あそこ一帯でグリーンバレー、一帯でグリーンバレーなんですね、そこがうまく機能すると大変面白くなるんじゃないか。

例えば、スキーに行ってる人の話を聞くと、例えばホテルのご飯は11時半からしか動かない。子供連れて行って、いっぷくしてアイスクリームを食べさせようと思っても、11時何か半からでしかできない。

などなどそれからこの前猪苗代に行った時、あそこのスキー場も無料のところがあるそうです。でもそれは、その経営者がかなり金持ちだということで、もっと別のものを土産とかそういうので、やってそのスキー場金経営をやっているというような話もありました。

そういうことからいくと、どうしてもあそこ一帯で、一帯で考えられる経営のやり方の方がいいんじゃないかと。

その方が企画をする、工面をする人たちもやっぱりやり易いのではないかと、いうふうに思うんですだから、ぜひ、有屋建設と決まったわけだから、この横の連携ってやつこはよ、きちっと今まで以上に、大変なってきますこれ、今は今までは直営と、振興公社、どっちも町長一緒にやれるわけだから、それでもなかなかできなかったのも、こんどきちっと分かれるわけだから、その辺、努力をしていただければいいなあというふうに思います。

ちょっと具体的なとこなんだけど、今あそこの事務所に職員がいますよね、ちょっと名前はよくわからんけども、この人たちの扱いはどうなるか、今まで通り働いてもらえるかどうかというあたりが一つと、例えばけども、産業まつりとかよ、こういうのは、指定管理が有屋建設だからって、変わるわけじゃないと思うけどもどういうふうな扱いになるか、指定管理を民間にさせたことによる、あそこの見かたをどうすればいいかっていうことなんだけどよ、我々、でちょっと具体的には産業まつりなんかも、あそこでなくまた戻すのかわからないけどもそういう細かいことを言うとどういう関係性とか、関係性の中で考えていこうとしているのか。これを話して質問を終わります。

○矢口議長 産業課長。

○産業課長

それでは1点目でございますが、スキー場の季節雇用の方の中には通年働いている方もおりまして、先ほどあった事務所の中にある事務員も1人通年でいます。その他、スキー場従業員でも年間通して働いてる方おりまして全部で年間すると4人いるわけです。その皆さんに関しましては、町の別の会計年度任用職員の募集に応募していただいて、内定をしているような状況となっております。

あとは、産業、例えば産業まつりというお話ですが、まだちょっと来年度、グリーンバレーでやるか、どこでやるのか正式には決まっていらないんですが、仮にグリーンバレーでやるとしたとしても、今のうちからその指定管理先となるであろう、有屋建設さんとはそこまでの細かい話はしていないんですけども、そこはもちろんお互いに集客アップのためには両方をプラスになるイベントだと思われまますので、十分やっていけるのではないかなというふうに思っております。以上です。

○矢口議長 いいですか。

○沼澤議員

全部あそこの職員体制って変わるわけ。全部それは有屋建設が、連れてきて、あそこの事務所にいる人とか、全部するわけか、大変ですなあ、有屋建設さんに頑張ってください。終わります。

○矢口議長 他に。大場議員。

○大場議員

はい。3番大場です。私からは、議第28号の金町過疎地域持続的発展計画の一部変更について2点質問をしたいと思います。

説明の中にもありましたように、この過疎地域の持続的発展の支援に関するその該当する計画に提案するための変更だと私も受けとめております。

その中でデマンド交通の利用拡大と、金山中学校体育館大規模改修施設事業も挙げられているようです。

自分もデマンド交通に対しまして、一般質問の方で、地域の地域交通に関わることで質問させていただきましたけども、このデマンド交通は、令和4年度の春より始動されて事業が開始されております。もう少し1年が経過すると思っておりますけども、このデマデマンド交通の利用状況とまた、拡大する上での計画、詳細があればお伺いしたいと思います。

○矢口議長 町民税務課長。

○町民税務課長

大場議員からのデマンド交通に関して、ご質問ありましたのでお答えいたします。まず利用状況ということですが、まず登録者数につきましては、2月末までで112名ということで、登録になっております。やはり高齢者の方がまずほとんどというような状況になっております。

利用状況ですが、こちらは、延べで言いますと大体2月末までで708回という形

で利用をいただいておりますけれども、全体の稼働できる平日のうち、どの程度稼働しているのかというところを見ますと当初は6割ぐらい、4月は6割ぐらいだったんですけども、年明けになりますと9割ぐらいということではほぼ毎日運行されているというような状況になっております。この利用状況については、そういった形です。

今後の利用の拡大策というようなことですが、こちらも以前星川議員の方からも、利用拡大についてご質問いただきまして、町民の方のご要望とか、そういったものをお聞きしながら、改善できるところは改善を行っているというようなことがございまして、当初から変わった点として、平日、前日まで、前日午後3時まで予約というようなところになっているんですけども、そちらを当日、これは急に体調が悪くなった場合、医療機関に限ってというふうに、今していますけれども、そういった平日、当日の予約もまず行っているというようなところではございます。

また当日、医療機関以外というふうになりますと、どうしてもタクシーとほぼ同じような形になっておりまして、そこら辺はちょっと今のところ差別化を行っているところでございます。

また今後については、今、検討している部分としまして、今でも11時台というのは運行していないというところがあるんですけども、やはり利用者の方からは、11時台だけが空いているというのがやはりちょっと不便に感じられているようでして、その11時台も運行、できないかということで今検討を行っております。4月1日からそういったことで可能かどうかということで、今検討を進めているところでございます。以上です。

○矢口議長 大場議員。

○大場議員

はい。結構の春から動きに出した事業ですけども、112名の登録者がいて、その利用状況も課長からありましたように、年明け90%の稼働率となっておりますという状況をお聞きして、やはり検討材料であります時間帯の11時の時間帯も、何らかの形で本当であれば該当にならなかった時間だったと思いますけども、やはりその利用される方々のニーズですとか、そういった調査もした上での判断かと思っておりますので、その検討材料を本当に春から、動き出す上で、検討材料の一つとしていただいた上でもこの変更は、拡大利用する上で、拡大の事業であるなどと思っております。ですので、また引き続き検討をよろしくお願ひしたいと思っております。

他に、なんですけども、中学校の体育館の改修大規模改修の工事なんですけども、変更の内容を見てみますと、中学校の校舎から、校舎だけだったのが、今度、屋内運動場という形でも変わったようですので、現時点で、そういった現場の声ですとか、校舎の状況を見ての判断だと思っておりますけども、どういった計画を現時点で考えているのか、詳細、今現時点での詳細で構いませんので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○矢口議長 教学課長。

○教学課長

それでは、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。中学校の体育館の改修ということで、来年度の当初予算の方にも計上させていただいておりますが、体育館の照明の工事を実施したいと思っておりますので、まずは一番大きいところではそこになります。体育館照明については、水銀灯ですね、これまでずっと使っておった水銀灯がもう製造が中止になっておりまして、なかなか入手が困難な状況になっておりますので、当初体育館についても大規模改修と一緒に実施を考えておったんですけれども、照明の部分を LED 化に使用したいということで来年度実施を予定しております。以上です。

○矢口議長 大場議員。

○大場議員

課長から、今体育館の計画の状況をお聞きし、やはり小学校の体育館の方も LED 化された上で、いつこの中学校の体育館の LED 化ですか、こういった照明になるのかなと自分も思っておりました。部活動や、使用する生徒達にとっても、やはり電気を消したりつけたりする際も、やっぱり水銀灯であれば、幾らかのその時間のロスですとか、使用する際にも、不便が生じる上だったので、そういった計画を新たに盛り込んでいただいたことを感謝するとともに、やはり学習する、そういった環境整備する上で、必ずこれだけはやっておきたいというところだけをやるのではなく、やはり今のような、この何よりもこの使用する頻度に合わせて、施設の整備が開始されることを願っております。以上です。

○矢口議長 他にありませんか。寒河江議員。

○寒河江議員

はい。7 番寒河江でございます。私からは、議第 28 号の金山町過疎地域持続的開発計画の一部変更についてですけども、令和 5 年度の予算にもやはり、この中央公園の整備とか、ホットハウスカムロそしてまた、中学校の大規模改修そしてプールという形であります。この予算書を見てもですね、起債に関しては、4 億 5800 万という起債をおこすということになってますけども、この過疎債、過疎債って言っても、よく庄司課長言いますけども、借金は借金なんだという話をしております。

そんな中で、先日ですね、猪苗代の町の古川さんが来まして、様々ないい講演をしていただきましたけども、そんな中で、あそこの町長さんは、やはり様々な補助金を活用しながら、財源がない中でもものをしていくんだという形で、様々な足を運んで行っているというお話をお聞きしました。やはり、この予算は予算を組んでもいいと思うんですけども、その後ですね、様々なこれ、これだと、こういう補助金があるのではないかなという働きかけというものをですね、していただきたいと思ってるんですけども、この予算を組む場合にそのような補助とか、様々な形で予算組む前に、そのような考えはなかったのかお聞きしたいと思います。

○矢口議長 総合政策課長。

○総合政策課長

過疎債の活用については町の財政負担にもなるということでかなりこれまで抑制して参

りました。令和5年度につきましては、ご承知のように、3億4210万円の過疎債を予定しているところでございます。

この中で、補助対象になるものっていうのが極めて少ないかと思います。中央公民館の整備事業、解体がメインになってしまうものですから、解体への補助っていうのはなかなかないっていうところですよ。

中学校のLED化とかですね、LED化は学校、学校整備、施設、学校整備交付金とかあることはあるんですが、時間を要してしまう。令和5年度の事業実施に向けてやる場合にはやっぱり2年ぐらい前から、ある程度計画を立てた上で、県への要望とか出した上での、対応になるのかなと思うところですよ。

多分、猪苗代町さんについては、ある程度、道の駅、25億ほどの事業だったものですから、それなりに補助金のメニューもあるっていうことです。金山でやってる今の事業規模でいくと、補助金っていうのは、今なかなか厳しいところもあります。

ただ、なるべく過疎債起債を発行しないように、補助に該当するものについては、予算編成前に、それぞれ予算、補助事業がないかっていうところは当たってみるものの、例えばですね計画性を持って、補助金を探していかないと、来年の予算に向ける補助金を探しても、それが国からすぐ補助該当だ決定だっていうことはこないものですよ、2、3年、長くても、5年先を見据えての補助金をどうやって使っていくかっていう計画が必要になってくるものと思っております。以上です。

○矢口議長 寒河江議員。

○寒河江議員

この計画に関しては、やっぱりこの突発的なものではないと思うので、やはり今の町長になってこの計画があると思うんです。

やっぱり町のビジョンとして、だから、これだとすればその前から動かなければならないと、やっぱり課長が今、答弁にもありました。2年前から動けば、もっとこういうものがあるんじゃないかな。

猪苗代町の話も道の駅ばかりじゃなくて、様々な話をしたわけですよ。道の駅に限定したわけでもないし、そうなので、やはりその様々な補助を使いながらですね、まず過疎債をこの補助金の残ったところに過疎債使えばいいわけでありますので、その辺を模索しながらですね、していかないと、今財政は20億以上貯まった、すぐそんなすぐなくなります。

考えた場合に、そういう動きをしていかないと、また町としても行き詰まりになると私は思っております。この、過疎債に関して、やっぱり慎重におきながら、やっぱりこの、中央公民館後にはどういふものを建てたいか、そういうものでやはり、補助制度もあると思いますし、例えば、鮭川村さんにおいても、大豊小学校の跡地に住宅地を作るということで、解体費が国から出たわけですよ、補助が出て全部解体できたわけですよ。

そのような形で、やはり計画性を持って、ぜひ執行していただきたいと、こういうもので、例えば補助があるとすれば、組みかえすればできると思うので、それをもうこれで決

まりじゃなくて、模索しながらやっぱり様々な補助制度を活用していただきたいと思っています。それに関して、よろしく答弁をよろしくお願いします。

○矢口議長 町長。

○町長

ただいま寒河江議員方からは、事業をするに当たりまして、やっぱり補助制度等をできるだけ活用するというお話をいただきました。

当然職員の方でも、様々な補助メニュー、やっぱりこれ全部網羅して把握してるとも言いがたいところがあると思います。

でも今、直に計画しているものについては、先ほど中央公民館解体の関係とか、そういったことについては、除却債というようなことで、町債発行という形にならざるをえないということはあるんですが、今後の事業をする上で、例えば中央公園整備事業、或いはグリーンバレーの中でも、ホットハウスカムロをどうするかってのは、これは方針を打ち出した以降の話ではありますけれども、それらについて、当然検討する上では、やはり補助事業、例えば更新による施設を更新する場合というのは補助もなかなか現実的には難しいということだし、今のところはあることありますが、その中でもできるものかないかっていうのはもう一度洗い直すといえますか、そういったことは当然やっていく努力はしたいと思います。

その意味では、国、県を通じ、或いは国直、さっきもちらっと申し上げましたが、国の出先機関として東北に様々局がありますから、そこら辺との情報連携を密にしまして、少しでも有利な補助事業とか、そういったものを発掘するような努力は当然やっていく必要があると思っています。

その中でそれこそ後程提案させていただきます。副町長を、人事の配置によりまして、副町長自身から頑張ってもらうことは当然あるかと思いますが、私自身も、足しげく関係機関に足を運ぶというようなことは、今まで以上にもやっていって、少しでも有利な補助がないものかっていうことは、十分模索検討をこれからやっていきたいと思っています。

○矢口議長 寒河江議員。

○寒河江議員

ぜひ頑張ってください、そういう形になればと思いますので、これで質問を終わります。

○矢口議長 他にありませんか。 須藤議員。

○須藤議員

6番須藤です。よろしくお願いします。議第30号でお願いしたいと思っています。それで、一連のグリーンバレー神室のあり方については、活性化の委員会含めポストコロナ交流人口拡大対策特別委員会を議会の方に設置してですね、私も委員長も務めて参りました。

この後報告をさせていただきますけども、これは非常に議会では、いろんな角度から議

論されましたが、町民の方々もですね、非常に関心が高く、そして、一方ではどうしようもないのかなという声もありますけれども、やはりその赤字に関して回収できればですね、存続していただきたいという思いが強いようであります。

それで、特別委員会で先に町長の方に、提出した議会としての意見書あります。

ここで2番目にですね、経営継続施設については、経営責任意識を持ち赤字解消策に取り組むことということをお願いしたところであります。

これについて、今回、素早くですね、こういう形で取り組んだということで、大変私は評価しております。まず、プロポーザル方式の公募ということを取り入れたと、これ画期的なことだろうと思います。このことによってですね、これに応募された方が、会社ということでもいいですか、2社、あったということですね、何もしなければ何も起こらなかったんですが、こういうふう具体的に行動を起こしたということで、早速その応募があったと。それも2社、これ大きいですね。

それで、プロポーザル方式というのは、これ、公募もできますけども、指名もできるようなんですが、今回は公募して取り組んだということで、この方式っていうのはどういう意味があるかですが、当然町の方はこれを考えて方式をとってますが、町の企画提案をされたものにですね、やはりちゃんとその応えて、そしてそれ以上に努力をすると、というような内容の検討がなされたと思うんです。その業者が、採択されたと、ということで競争原理がここで2社ですけど、これ非常に意味がおっきいんですね。

そのことはどういうことかっていうと結果的に収益が上がるということに結びつくことなんだと思います。

ようするに競争があることによって、その提案されたものに積極的に取り組んで、そして収益を上げる事業者ですからね、収益を上げなければしょうがない、そういうことに慣れていくということで大変私はこのことはいいことだと、もっと、2社だけじゃなくてね、3社なり4社ということになればなお良かったと思いますが、まずは、この構築によって、新たな展開が迎えることになったと、それで、今後ですね、1年の契約でございますけども、実績がでますよね、その後、2年目さらにこの方式で、公募するのかとそれとも指名にするのか。

この辺の判断は今から考えておかないと、その場になって、ちょっとまた公募ですよと、ですからこの1年っていうのが、この指名を受けた業者が非常に、その辺も含めて、提案しておいた方がいいと私は思うんです。それ、ちょっと1点どうするか。

それからですね、あと残ったスキー場の話たくさん出てます。それから温泉のことは今回あまり触れてませんがこれもですね、ホテルとはちょっと切り離して、こういう方式で、取り組む方法も、あと、今耐震で2年設計の方から、了解を得てますけども、これももう、また1年ぐらい延ばすとか伸びるとか。或いは2年延びるとか、そういう判断っていうのは、さらにその設計屋さんとの協議する可能性はあるのかなと思って聞いておきたいと思えます。

それで、この先ほどお話に戻りますけども、プロポーザル方式の方法したということで、まずは新しい展開を迎えるのではないかという期待しております。

プランについてもですね、まず収益を上げて、できるだけ赤字を解消するんだというところを、常に、行政としてはですね、崩さないでいって欲しいです。

それが当初のこのすべてを風呂敷を広げた根底にあるわけですから、その赤字を解消するというところを崩さないで今後も、この事業にですね、取り組んでいって、私たちも応援していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上で、2つについてお伺ひいたします。

○矢口議長 町長。

○町長

ただいま須藤議員の方から、今回、指定管理するにあたって、プロポーザル方式でやったことについて評価をいただきました。ありがとうございます。やはり議員がおっしゃいましたけれども、物事を進める、或いは、できるだけ特に収益を求めるところにありますので、そういった場合には競争原理が働かないところでは、どうしてもやっぱりやっぱ収益に向かう気力というか、それが基本的にあるんではありますけれども、なかなか妥協しやすいといひますか、そんな要素はあるかと思ひます。

その中で、今回はプロポーザル方式でそれぞれ二つの業者ずつが応募していただいたことは大変大きいことだなというふうに思ひますので、これらを、特に1年だけの指定管理期間があるところがありますので、これについては、今時点では、その期間終了後にどういふ公募するかっていうことは定めておりませんが、そこら辺指名するか、或いは、そこら辺は全然指名をしないでやるかというところは、今後あまり遅くないタイミングで当然検討していききたいと思ひます。

期間が1年という指定管理期間でありますから、ぎりぎりになってということでは大変まずいことになると思ひますから、それらもあわせて、まず前半ぐらいで、とにかく来年度の指定管理についてどうするかは決めていききたいと思ひます。

あとそれからホットハウスカムロについて、建築の設計の方と協議をして2年を3年にできないかとかそういった協議というお話でありましたが、当然途中に来ていただいて、今の状況なども確認していただいて、その2年が3年になる、なかなか正直昨年の中頃の時に協議をさしてもらった時に、1年ないしは2年という言葉でした。

2年、どちらかというとも1年は保証するけど2年は2年まとうという話まで、大丈夫だというお墨付きはその時点では2年間ぐらいまでは、やり方ではというお話でしたから、それが3年、ということが可能かどうかは、もちろんこれから、さっきも言ひましたけど9月までに、それらの方針を定める上で、再度もちろん本間設計さんですけど、具体的に来ていただいて、今の現状を再度見ていただきたいと思ひます。

その上で、これから2年ということが可能なのか、そういったことも、アドバイスをいただくといいと思ひます。

あとはもう一つ、私ちょっと今思っていることとしては、9月までに最終的なところをお示しをするという基本は変わっておりませんが、ホットハウスについては、その中で、昨今の今頃ですと、今年度中で止めたいという意向を漏らしておいたわけですが、それらはやっぱりその後の意見集約といいますか、意見交換する場で、やっぱり反対の意見がやっぱり多いと、実感として感じましたので、できれば、ちょっとやっぱり小ぶりになるかもしれませんが、新たなホットハウスカムロというか名称は別にしても、建て替えというか、その線のある程度有力的に考えながら、9月末まで引き続き検討したいと思っておりますが、その意味で、昨年からすると2年間を延命させてもらうということは、そこから物事を初めてしまうと、さらに延びてしまいますので、本間設計さんとの協議がまずさせていただきましても、その中で、去年言った2年間ぐらいが精一杯だということであれば、まず2年を待たないで動けるものは動くような、そういったことも、ちょっとやっぱりやっていく必要があるかもしれないというふうな思いであります。その際には、先ほどの寒河江議員のお話と関連しますが、場合によっては温泉施設の更新だとしても補助事業みたいな部分がないのか、もう1回あたっていきたいと思います。

なかなか更新といったときには、補助事業ってのは難しいという、今時点での、把握ではあるんですけども、そこら辺、観光関係でもメニューがすごくありますですから、もしかすると何かヒットするものがあるんじゃないかというところを、再度様々検討というか模索する探求すると、それは努力をして、もしかすると良いものにヒットするってことがあれば、本当に全部起債とかばかりじゃなくて、補助が使えるということではこれ大きいことですから、そこら辺をまず、可能性はちょっと今のところあるという断言はできませんけれども、一生懸命探しながらも少しこの前倒しでもできるものはやっていく、そういう気持ちも合わせて持っているということをちょっと申し上げたいと思います。

○矢口議長 須藤議員。

○須藤議員

ありがとうございます。そういうことでホテルと温泉、やはり切り離すことはできないというようなことで、町長の考え固まってきたようでございます。

そういう中でもですね、やはり、建物別にしても運営に関しては、やはりお客さんを、温泉客をですね獲得する施策もあわせて考えていただきたいと、採算がですね整うような経営にしていきたい。これは先ほど言ったように、ここが基本でございますので、単に必要だから作るということではなくて、経営というものをきちっと押さえながらやっていただきたいと思います。

あと起債の話も出ましたけども、交流人口拡大のことでこれから盛んに議論がなるかと思っておりますので、そういう中でもですねやはり、また新しい施設のことも考えなきゃならないと思っておりますので、あまり起債をしなくて、先ほど言ったようにいろんな補助環境ですね、今後もアンテナを張って、ぜひ、いろんなものを準備しておくのはいいと思っておりますので、作業していただければということで、よろしく今後ともお願いしたいと思います。質問を

終わります。

○矢口議長

他にありませんか。

(「なし」の声あり)

それではないようですので、これで議第 28 号から 31 号までに対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議第 28 号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって議第 28 号は原案の通り可決されました。

次に議第 29 号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって議第 29 号は原案の通り可決されました。

次に議第 30 号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって議第 30 号原案の通り決定されました。

次に議第 31 号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって議第 31 号は原案の通り可決されました。

これで議案審議を終わります。

日程第 2 委員長報告

矢口議長

次に日程第 2 委員長報告を求めます。

予算特別委員長より令和 5 年度各会計予算の審査結果報告を求めます。

大場洋介議員

(朗読、説明省略：審査報告書のとおり)

矢口議長

どうもありがとうございました。

お諮りいたします。

予算特別委員会は、議員全員で構成されていますので、質疑討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を行わないで、採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

議第 21 号から議第 27 号までの審査結果報告について、委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって議第 21 号から 27 号までは原案の通り可決されました。

次に、議会活性化・財政健全化特別委員長から、議会活性化・財政健全化特別委員会調査報告を求めます。

寒河江議員

(朗読、説明省略：調査報告書のとおり)

矢口議長

お諮りします。

議会活性化・財政健全化特別委員会は議員全員で構成されており、2月7日に開催した特別委員会で委員長報告の内容について承認されておりますので、質疑・討論は行わないこととして、報告のみにすることにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これで議会活性化・財政健全化特別委員長の報告を終わります。

次に、ポストコロナ交流人口拡大対策特別委員長から、ポストコロナ交流人口拡大対策特別委員会調査報告を求めます。

須藤議員

(朗読、説明省略：調査報告書のとおり)

矢口議長

お諮りします。

ポストコロナ交流人口拡大対策特別委員会は、議員全員で構成されており、2月7日に

開催した特別委員会で委員長報告の内容について承認されておりますので、質疑・討論は行わないこととして、報告のみにすることにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これで委員長の報告を終わります。

会議の途中ですが、午後 3 時 15 分まで休憩します。

1 5 時 0 4 分 休憩

1 5 時 1 5 分 再開

矢口議長

休憩を打ち切り再開します。

ただいま、町長並びに議員から、議案の追加提出がありましたので、追加議事日程と追加議案を配布します。

— 追加議案配付 —

お諮りします。

お手元に配布いたしました議事案件を本日の日程に追加したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本日の日程に追加することに決定いたしました。

それでは、追加議事日程をお開き願います。

追加日程第 1 町長提出議案の追加上程

矢口議長

追加日程第 1 町長提出議案の追加上程を行います。

議第 32 号 令和 4 年度金山町国民健康保険特別会計補正予算 (第 5 号)

議第 33 号 金山町副町長の選任について

議第 34 号 町長等の給与の特例に関する条例の設定について

以上3件を追加上程します。

追加日程第2 提案理由の説明

矢口議長

日程第2 提案理由の説明を求めます。

町長。

佐藤英司町長

先ほどは、提案いたしました全ての議案をご可決いただき、誠にありがとうございました。

追加で提案させていただく議案につきましてご説明を申し上げます。

提出議案は、追加議事日程でございますように、議第32号から議第34号までの3件であります。その内容は、令和4年度補正予算1件、人事案件1件、条例の設定1件となっております。

先ず、議第32号 令和4年度金山町国民保険特別会計補正予算（第5号）についてでございますが、歳入歳出総額の増減はありませんが、歳出予算の組替をさせていただくものであります。

その内容につきましては、令和3年度に新型コロナウイルスワクチン接種が開始されたことに伴い、ワクチン接種受託料が皆増したところでございますが、令和3年度分の確定申告において納付いたしました消費税の金額が百63万3千円となりました。

消費税の納付額が48万円を超えたことから、3月1日、e-Taxにより新庄税務署長名で3月31日まで中間納付するよう通知がなされたところであり、公課費の予算に不足が生じることとなりました。

今後の予算の執行見込みを精査の上、公課費に百飛び4万7千円を増額し、時間外勤務手当64万7千円及び修繕料40万円、合わせて百飛び4万7千円を減額とする組替補正をさせていただくものでございます。

新たな事業であります新型コロナウイルスワクチン接種に係る受託料の皆増という大きな収入増となりましたことから、消費税増額の見通しの甘さも相まってのことでありますがご理解下さるようお願い申し上げます。

続きまして、議第33号 金山町副町長の選任についてでございますが、早いもので、私が令和2年4月27日に町長に就任してから、間もなく3年が経過いたします。コロナ禍による新たな社会的常識や規範のなかで事務事業の推進にまい進して参りました。ここに来ましてウィズコロナという新たな局面に際し、議会の皆様方と協議をさせていただく機会はもとより、県や国との事業調整などの協議をはじめ、要望活動、情報交換の場もさらに拡大してまいります。また、今後数年は、特にDXの推進に向けて集中的に取り組んでいく必要があるほか、町制施行100周年という大きな節目を迎え、それにふさわしい記

念事業の準備を進めていく必要もあること、さらにはグリーンバレー神室一带についてしっかりと方向性を定めていく時期が到来していることなど、重要な案件、大きな課題が山積しておりますことから、これらを円滑に推進し、課題解決へ尽力いただくために副町長を配置させていただきたいと考え、県に相談してきたところでございます。

その結果といたしまして、県の多大なご理解のもと、現在、山形県議会事務局総務課副主幹としてご活躍の 小野 和 俊（おの かずとし）氏 52歳 を選任いたすため、議会の皆様のご同意を賜わりたく、地方自治法第162条の規定にもとづきご提案を申し上げます。

最後に、議第34号 町長等の給与の特例に関する条例の設定について でございますが、昨年の町議会3月定例会で町長等の給与の特例に関する条例をご可決いただき、給与及び期末手当について町長20パーセント、副町長10パーセント、教育長5パーセントを減額しておりますが、本特例条例は令和5年3月31日までとなっております。

町財政の健全化をより一層推進すること、新型コロナウイルス感染症への対応は新たな段階に入る一方でまだ予断を許さないこと、さらには、資材や燃料高騰による町の経済状況の厳しい現状を踏まえ、引き続き、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間、町長20パーセント、副町長10パーセント、教育長5パーセントを減額するとともに、期末手当も当該減額後の額を算定基礎とする減額を含める内容とする条例を設定するものであります。

なお、給与等につきましては、令和5年度当初予算に減額前の額で計上しておりますが、6月補正予算で減額させていただく予定でおりますので、ご理解下さるようお願いいたします。

以上、提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議のうえ、ご可決くださいますようお願いを申し上げます。

ありがとうございました。

○矢口議長

ありがとうございました。

追加日程第3 提出議案の説明

○矢口議長

追加日程第3 提出議案の説明を求めます。診療所事務長。

診療所事務長

（朗読、説明省略：議案書のとおり）

総務課長。

総務課長

（朗読、説明省略：議案書のとおり）

追加日程第4 議案審議

○矢口議長

追加日程第4 議案審議に入ります。

議事整理の都合上、質疑を議第32号の1件、議第33号の1件、議第34号の1件とに分けて行い、採決を1議案ごとに行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、質疑を議第32号の1件、議第33号の1件、議第34号の1件とに分けて行い、採決を1議案ごとに行うことに決定いたしました。

次に、議第32号に対する質疑を許します。

質疑はありませんか

(「なし」の声あり)

それではないようですので、これで議第32号に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議第32号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって議第32号は原案の通り可決されました。

次に、議第33号に対する質疑を許します。

星川議員。

○星川議員

第33号副町長の選任については別に異議はないんですが、町制施行100年という大きな節目を迎えてそれにふさわしい記念事業の準備を進めていくというふうにございますが、以前ですね、教学課長の松澤課長と、ちょっとしたところでおしゃべりしてて、金山町の町の歌、町の歌というのを、職員の方は全員、もちろん、歌えると思うんですけども、一般の町民の方はどうかというと、ちなみにうちの主人と娘は歌うことができませんで、私も、町の歌っていうのを、よそから来たもんですから、もちろん全く知りませんで、PTAの役員をしているときとか、そういう婦人会に参加して町の女性団体の会議に出席して、歌うことが、もちろん最初は、全然わからなかったのでも歌うことがなかったんですけども、それを金山町の町民であるということで、これを100周年に向けて歌えるように、全員していつてはどうかというふうには、松澤課長とちょっとしゃべったことがあるんです

が、うちの子供たちも幼稚園、以前めばえ幼稚園で、讚美歌なども、覚えて帰ってきていましたので、小さい子供も耳から聞いてれば、歌えるんじゃないかなと。

もちろん小学生も中学生も高校生も、何かの授業や、朝礼、朝礼っていうですね朝会、そういうところで、その音楽を流したり、先生に指導してもらって、全員が歌えるようになって、金山町民というその意識を持つということをしてはいかがかなと思います。町長に意見をお伺いしたいと思います。

○矢口議長 町長。

○町長

ただいま星川議員から、町の歌を普及という形を、進めたらどうですかというようなお話ですから、そのご意見を本当にいいご意見だというふうに伺いました。

ただ方法論をどうやってやるかということについては、様々な方法論があるかと思いますが、或いは学校関係だと、やっぱり教育委員会の方、或いは学校の考えもあるかと思いますが、そこら辺の意見調整といいますかそういったことは今後ぜひやっていきたいと思っています。

金山の一つの良さの特徴として私は町旗を掲げるということが一つあるなというふうに思っています。

これは以前からもそういうことを掲げましようと言っておりましたけれども、おそらく植樹祭を機に、全町民的に町旗と国旗を掲げましようということを運動としてやって、かなりそこは今、抜け落ちてる部分ありますけれども、私の家も当然掲げますが、七日町通り見ますと、結構掲げてくれますし、やっぱりこう町内に入ってきたときに、国旗は、どこの町村でも上げてるところあるかもしれませんが、町旗を掲げるってのは、そんなにあることではないと思いますので、そういう意味では、金山町はという感じを思わせるというか、思っただけのことになります。

それと同様に今、町の歌、せっかくこういう良い歌がありますので、今、議員もお話しされましたが、実際のところやっぱり限られた人でないとわかりにくいというか、覚えてないという実態があるかと思えますから、どのような形で普及していけるか、ちょっと方法論を検討してぜひとも本当に広く知っていただく、歌ってもらおうというような方向に持っていきたいと思っています。

これも一つの100周年の準備委員会じゃないですが、そこら辺でもうちよっところ揉んでもらうということにもなり得るものだと思います。ありがとうございます。

○矢口議長

他にありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これで議第33号に対する質疑を終わります。

議第33号は人事案件ですので討論は行わないで、これより採決を行います。

議第 33 号の原案に同意することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって、議第 33 号は原案に同意することに決定しました。

次に、議第 34 号に対する質疑を許します。

質疑はありませんか

(「なし」の声あり)

それではないようですので、これで議第 34 号に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議第 34 号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって議第 34 号は原案の通り可決されました。

追加日程第 5 議員提出議案の追加一括上程

○矢口議長

追加日程第 5 議員提出議案の追加一括上程を行います。

発議第 1 号 金山町議会の個人情報の保護に関する条例の設定について

以上 1 件を追加上程します。

追加日程第 6 趣旨説明

○矢口議長

追加日程第 6 趣旨説明を求めます。

それでは、発議第 1 号の説明を求めます。

○柴田議員

(発議第 1 号朗読、説明省略：議案書のとおり)

どうも、ありがとうございました。

追加日程第 7 議案審議

○矢口議長

追加日程第7 議案審議に入ります。

それでは、発議第1号に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

発議第1号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって発議第1号は原案の通り可決されました。

これで、議案審議を終わります。

これで、本定例会の日程は、全て終了しましたが、議会運用例第17の5号の規定により、議長、副議長は、任期満了前の最後の議会の閉会にあたり挨拶をすることになっておりますので、最初に私から挨拶をさせていただきます。

議長退任に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

令和3年5月の臨時会におきまして、議員各位のご推挙により、議長の要職に就任してから2年間、各位のご協力、ご支援をいただきましたことは、対し厚く御礼を申し上げます。

省みると、コロナ禍の中ではございましたが、ベテラン柴田前議長の後、次緊張の連続でしたが、常に公正、公平を胸に円満で活発な議会運営を目指し、激動する社会情勢を視野に対応すべく、関わってきたことは、議会運営委員会、事務局の皆さん、そしてまた佐藤町長をはじめ、執行部の皆様方のご協力とご支援をいただきながら、おかげさまで、曲がりなりにもその任を全うしえたことにたいし、重ねて御礼を申し上げますとともに、今後とも、金山町の発展と、住民福祉の増進に努力をする所存でございますので、変わらぬご講義を賜りますようお願い申し上げまして、退任の挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

続きまして、早坂副議長から挨拶をお願いします。早坂副議長。

○早坂副町長

9番早坂です。それでは副議長の退任のごあいさつをさせていただきます。

議員の皆様のご多大なご支持を賜りまして、副議長という、2年間の任を果たすことができ

ます。

ただ、議長も述べられましたが、コロナ感染という中で、果たして正規な副議長としての任をなんていうか、やってこられたのかなという一つは疑問もあります。

そしてまた、議長補佐という訳でありますけども、なかなかその点も力不足であったのではないかなという反省をしているところであります。

しながら、議員の各位の、お力添えもありまして、そして、宮林代理の事務局長となりましたけれども、そしてまた、執行部の皆様方のご指導、そしてご協力を得まして、無事、本日を迎えることができました。深く感謝を申し上げます。ありがとうございました。

○矢口議長

どうも、ありがとうございました。

続きまして、議会運用例 17 の 6 号の規定により、この任期をもって勇退を予定されております、柴田清正議員から、退任にあたってのご挨拶をお願いいたします。

○柴田議員

議長のお許しをいただき、私から退任の挨拶を申し上げたいと思います。3 月議会定例会、大変皆さんお疲れ様でございました。

2 月 24 日の議会運営委員会で申し上げましたように、この任期をもって議員としての活動に終止符を打つ決心をいたしました。

任期中、最後の定例会の閉会にあたり、一言挨拶をさせていただきたいと思います。

平成 3 年 4 月の選挙で初当選させていただき、町議会議員として、32 年か先輩議員を初め、多くの議員の皆様方、そして岸宏一先生、松田貢町長、鈴木洋町長、現在の佐藤英司町長並びに課長以下、町職員の皆様と金山町の発展、住民福祉の向上に向け、私なりに精一杯取り組んできたつもりであります。

この 32 年間を振り返りますと、平成 4 年に金山中学校の新校舎が完成し、10 月には山形県でべにばな国体が開催され、新しい金山中学校が綱引き競技の会場となり、さらには、ホットハウスカムロもオープンして、活気にあふれておりました。

平成 5 年には、神室ダムが竣工し、水害が減るなど、災害の備えが整備され、また、全町公園化構想がまとまり、町では、蔵史館、火葬場の整備に始まり、八幡公園、交流サロンぼすと、大堰公園、街角交流施設など順次ハード面の整備を進めてまいりました。

また、平成 10 年には、翌年の山形新幹線新庄延伸に向け、交流施設の拠点となるシェーネスハイム金山が開業し、多くの皆様が金山を訪れるようになり、金山の知名度も高くなりました。

一方、ソフト面では、全町美化運動から始まり、美しい、きれいな町づくりを推進するため、街並みづくり 100 年運動を提唱し、町民の皆様から、理解と賛同いただき、金山型住宅の着工件数も多くなり、官民が一体となって、今の美しいまちが形成され、蒔いた種は大きく実を結んだものと思っております。

このようなことから、平成 14 年 6 月に開催された第 53 回全国植樹祭の会場に当町が選

定され、当時の天皇、皇后両陛下から、美しい町ですね、という言葉いただきました。

時代の変化、人口減少に伴い、空き家も増えておりますが、今後とも先人たちが築き上げてきた美しい金山を後世に引き継いでいただき、町民一人一人が金山町に生まれ育ったことを、誇れるまちとなりますよう切に願っております。

私は平成15年5月から議長を仰せつかり、議員各位、歴代町長をはじめ、町職員、そして町民の方々からご指導ご協力をいただきながら、令和3年4月までの18年間、議長職を務めさせていただきました。

その間、平成20年には、リーマンショックによる日本経済が悪化し、パートタイムなど非正規雇用者が増加し、給与水準も下がるなど、日本の社会情勢、雇用形態が大きく変化いたしました。

金山町においては、町立病院が債務超過となり、経営規模を縮小するため、有床診療所に移行し、令和3年度からは無床診療所となりました。

また、夕張市の財政破綻を機に、財政健全化比率の算定公表が求められ、当町には、病院の債務超過を解消するため、その財源として財政運営基金から多額の取り崩しを行った結果、実質公債費比率は、県内では3番目に高い比率となり、これまで最も厳しい財政状況でなかったのではないかと思います。

このようなことから、国では現在の新型コロナ対策地方創生臨時交付金と同じように、景気回復のための、各種臨時交付金を交付することとし、これまでできなかった事業に交付金を財源として充てたことから、当町の財政状況も改善されたところであります。

財政状況の改善に伴い、平成26年10月には、現在の天皇陛下ご臨席を賜り、第38回全国育樹祭が当町を会場に開催されることになりました。

私も昼食会に同席させていただきましたが、金山は美しい町ですね、という言葉が鮮明に思い出されます。

また、強く心に残っていることとして、義理人情に厚く、気さくで郷土金山を深く愛し、町の発展を常に思い、50年もの長きにわたって政務活動をしてこられた岸宏一先生が、平成29年10月16日にご逝去されました。

公私ともに大変お世話になりましたので、これまでの思いやご指導いただいたことが、昨日のように思い出されて、亡くなったことが信じられませんでした。

告別式は、岸家、金山町、山形県農業会議の合同葬として、11月4日に金山中学校で執り行われましたが、全町が深い悲しみに包まれ、町民の信頼の深さが伝わってきました。

改めて、先生の偉大さ、ご自身の信念に基づいた政治家であり、多くの人から尊敬された存在であったと強く感じたところであります。

新型コロナウイルスが発生して以来、自粛していた活動や行事が復活の兆しが見えてきたところでありますが、一旦中止されていた活動を元に戻すことは、簡単にできるものではありませんが、金山町は、令和7年、1月に町政執行100周年を迎えます。

100周年に向け、町民から活気と希望がある町と、感じていただけるような町づくりを行

政と議会がお互いを尊重し理解を深めながら一体となって進めていただきたいと思います。

結びになりますが、金山町の持続的な発展、長年私を支えていただきました議会の皆様方、佐藤町長、そして、須藤教育長、まだここにおられます丹代表監査委員、課長をはじめ職員の皆さま、そして町民各位に感謝を申し上げますとともに、ご健勝と益々のご活躍を祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。

岸先生からいただいた言葉を最後に、言わせてもらって終わりますが、先生はいつも私が聞いた言葉の一つに、「人に与えたわずかな恩は、水に流して、受けた恩は、石に刻んでも忘れるな」という先生の言葉を常に思いながら日々を送っております。

本当に皆さん長い間ありがとうございました。

○矢口議長

どうもありがとうございました。

柴田清正議員におかれましては、8期連続当選され、その間、議長職を18年間務められ、最上地方町村議会議長会会長、山形県町村議会議長会会長、全国町村議会議長会の制度・運営に関する検討委員会委員長など多くの要職を歴任されてきました。

その功績は多大であり総務大臣表彰も浴されております。また、32年間の長きにわたり町並びに議会発展のため、多大なご貢献や、我々議員のご指導を賜りましたことにつきまして、議員一同深く感謝とお礼を申し上げる次第であります。

今後とも健康に充分ご留意くださり、新たな立場からご指導とご鞭撻をお願い申し上げます。

これをもちまして、令和5年3月金山町議会定例会を閉会します。

どうもご苦勞様でした。

(15時55分)

地方自治法第123条の規定により署名する。

議 長

署名議員

署名議員